

# 淀川水系流域委員会

## 令和元年度進捗点検結果説明資料 【淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川】

令和元年12月20日  
近畿地方整備局

## 目次

**1.近年における「社会情勢の変化・地域の状況」**

**2.今後の河川整備の新たな視点**

## 1. 近年における「社会情勢の変化・地域の状況」

## 社会情勢の変化・地域の状況(雨の降り方の変化)

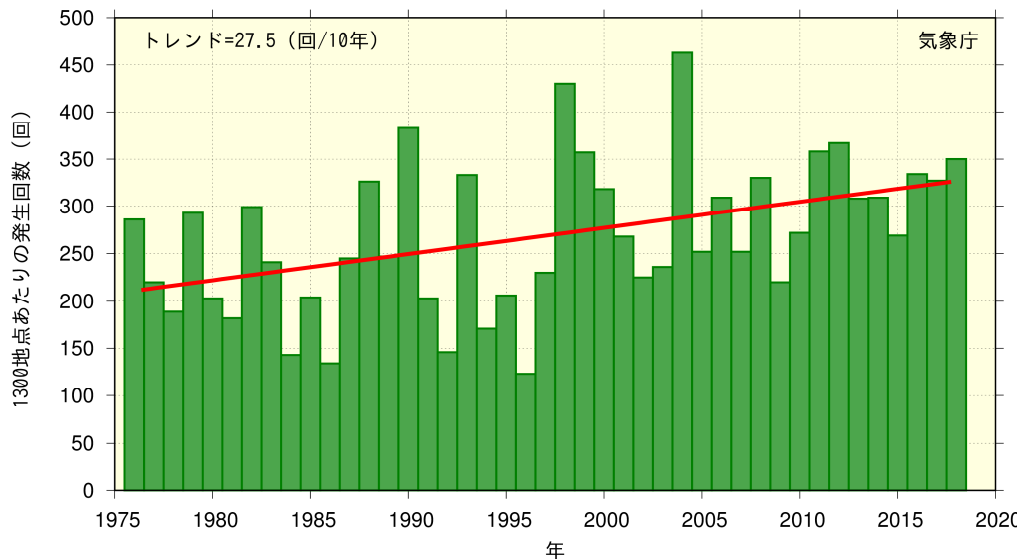
- IPCCの第5次評価報告書において、過去100年程度の間に観測された気候変動について、「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされている。
- 気象庁の観測によると、平均気温は1898年から2018年の100年あたり1.21℃の割合で上昇している。
- 近年、短時間強雨の発生回数が増加。平成25年以降、約3割の地点で1時間当たり降水量が観測史上1位を更新。

### 短時間強雨の発生回数の状況

#### 1時間降水量50mm以上の年間発生回数

- 全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数は増加(統計期間1976~2018年で10年あたり27.5回の増加)
- 最近10年間(2009~2018年)の平均年間発生回数(約311回)は、統計期間の最初の10年間(1976~1985年)の平均年間発生回数(約226回)と比べて約1.4倍に増加。

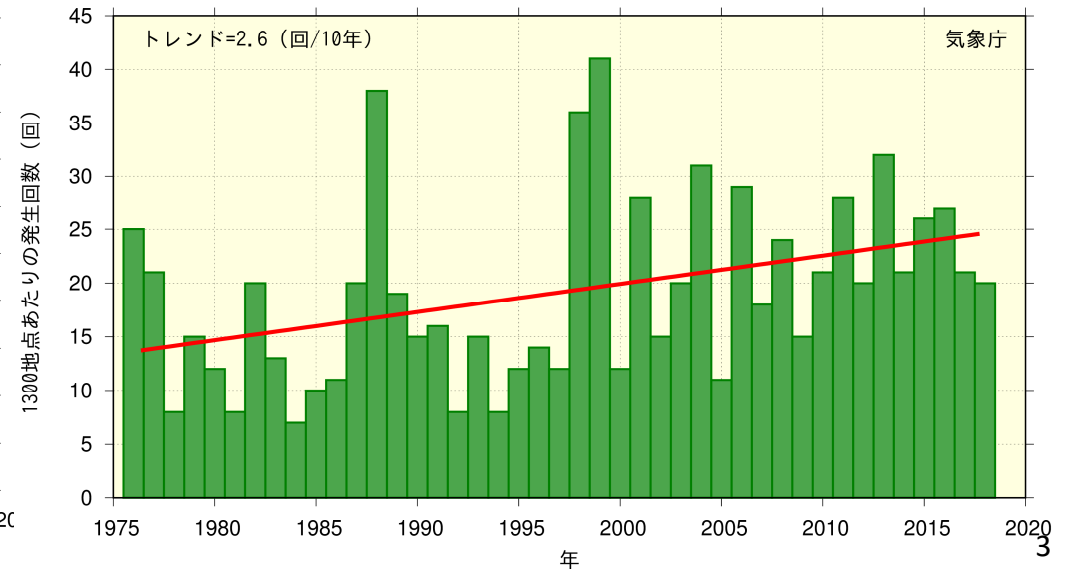
全国 [アメダス] 1時間降水量50mm以上の年間発生回数



#### 1時間降水量80mm以上の年間発生回数

- 全国の1時間降水量80mm以上の年間発生回数は増加(統計期間1976~2018年で10年あたり2.6回の増加)
- 最近10年間(2009~2018年)の平均年間発生回数(約23回)は、統計期間の最初の10年間(1976~1985年)の平均年間発生回数(約14回)と比べて約1.6倍に増加。

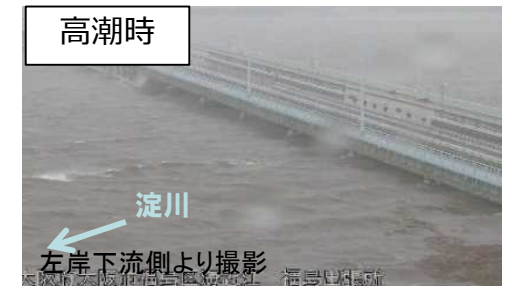
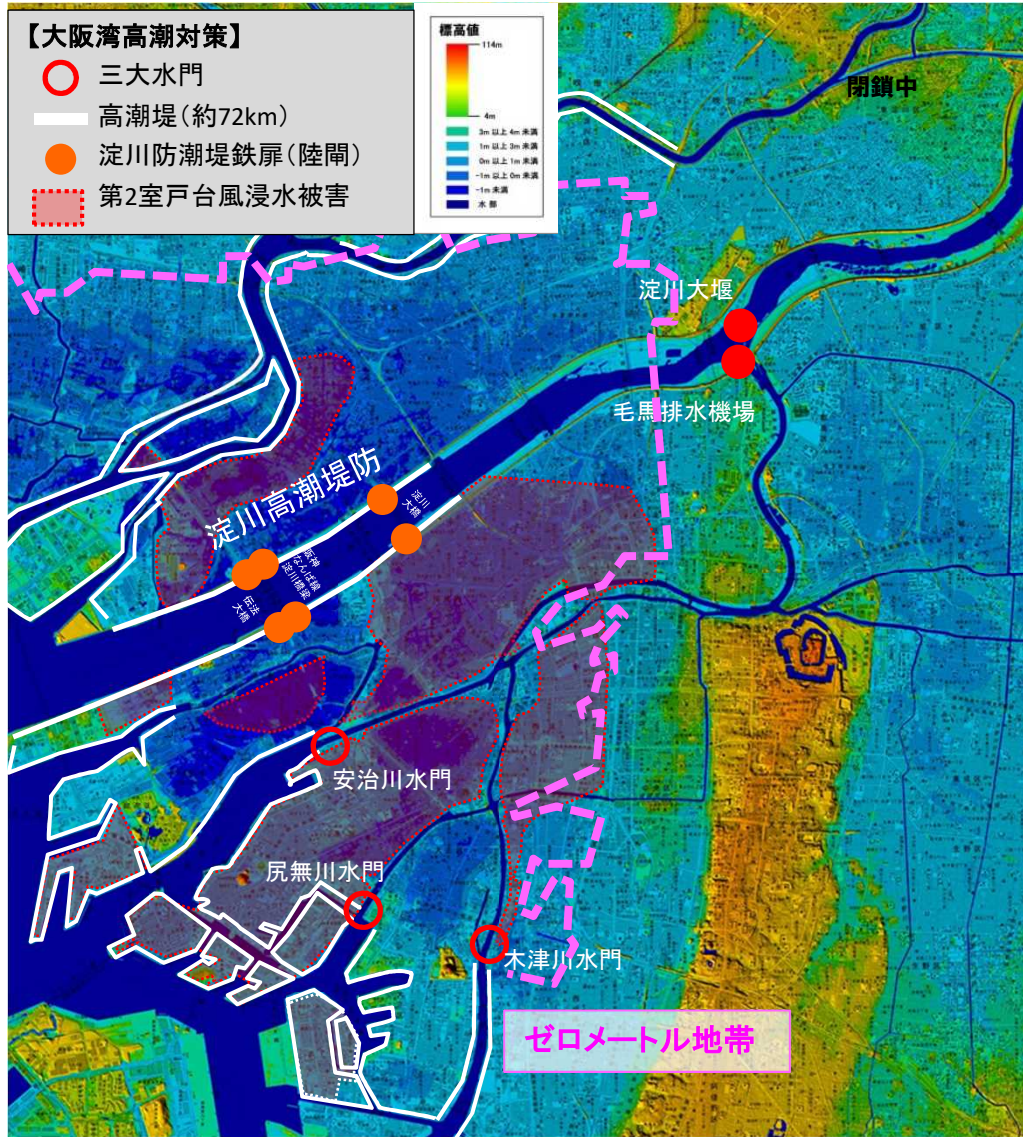
全国 [アメダス] 1時間降水量80mm以上の年間発生回数



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

## 社会情勢の変化・地域の状況(平成30年台風21号による高潮)

- 平成30年台風21号では、大阪湾で過去最高潮位(293cm)を上回る潮位(329cm)を記録。
- 淀川沿川の陸開及び大阪府三大水門等の適切な操作により、大阪市街地の高潮による浸水被害を回避。

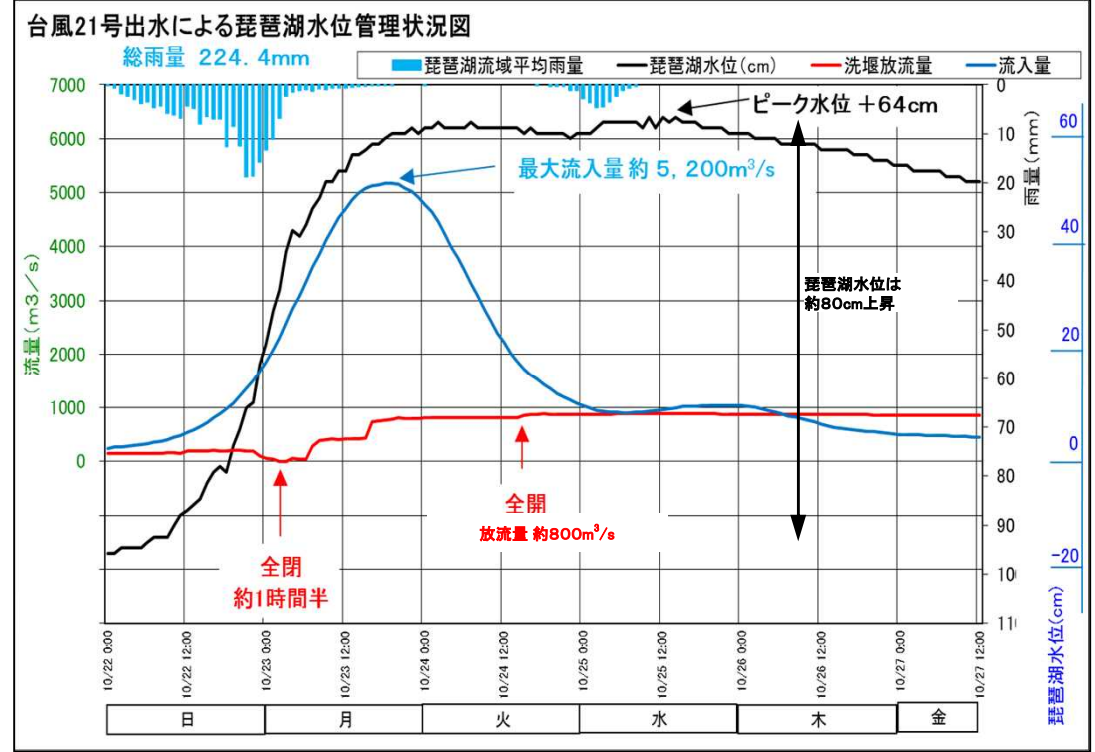
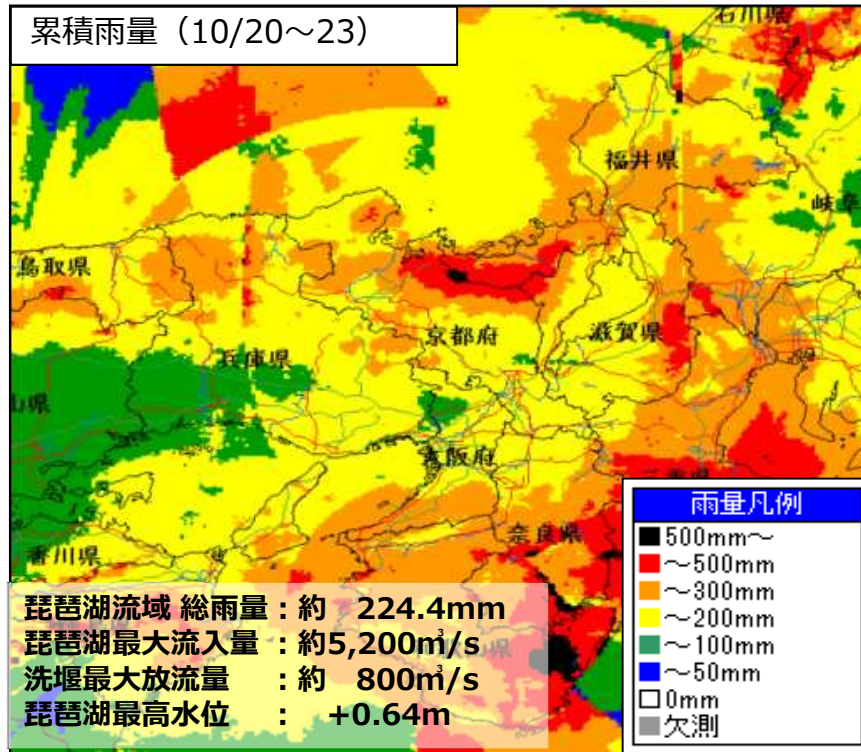


淀川大橋では潮位が陸開の敷高(陸開がない場合の堤防高)を21cm超過したものの陸開の閉鎖により浸水を回避した。

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

## 社会情勢の変化・地域の状況(瀬田川洗堰の全閉操作)

- 平成29年台風21号洪水では、瀬田川洗堰は、天ヶ瀬ダムとの洪水調節に伴い、全閉操作を実施。
- 平成25年台風18号洪水では、41年ぶりに全閉操作を行ったが、その後4年で再度全閉操作を行うこととなった。



社会情勢の変化・地域の状況②(河川改修事業の進捗)

塔の島改修事業の完成

- 昭和56年度から30年以上に渡り実施してきた塔の島改修事業が平成30年度で完成。
- これにより宇治川で河川整備計画の目標洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させる事が可能となった。



改修後の塔の島全景



改修後の塔の川



塔の島改修事業完成式典

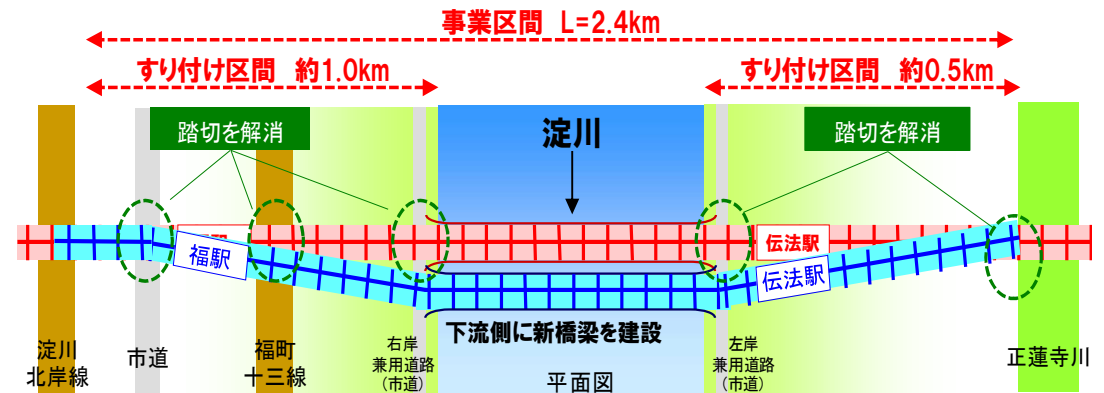
社会情勢の変化・地域の状況②(河川改修事業の進捗)

阪神なんば線淀川橋梁の架け替えに着手

- 水面から橋桁までの高さが低く、線路の位置が堤防高よりも低い、なんば線の架け替え事業に平成30年度着工。
- 橋梁の架け替えにより桁下高は7m上昇、橋脚は39本から10本に減少することで橋梁による水位のせき上げが減少。また、陸閘も不要になることから高潮による浸水リスクも解消される。



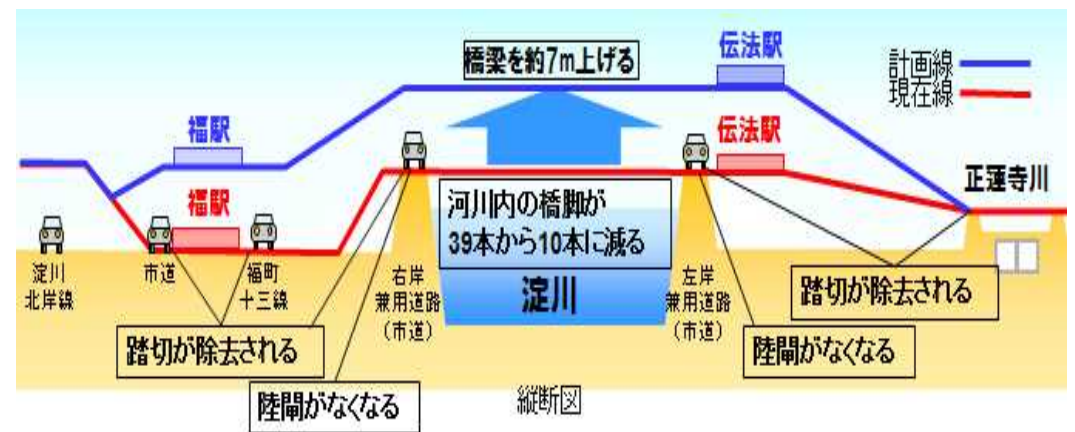
阪神なんば線淀川橋梁



阪神なんば線淀川橋梁 改築平面図



橋梁部分は堤防切り欠き

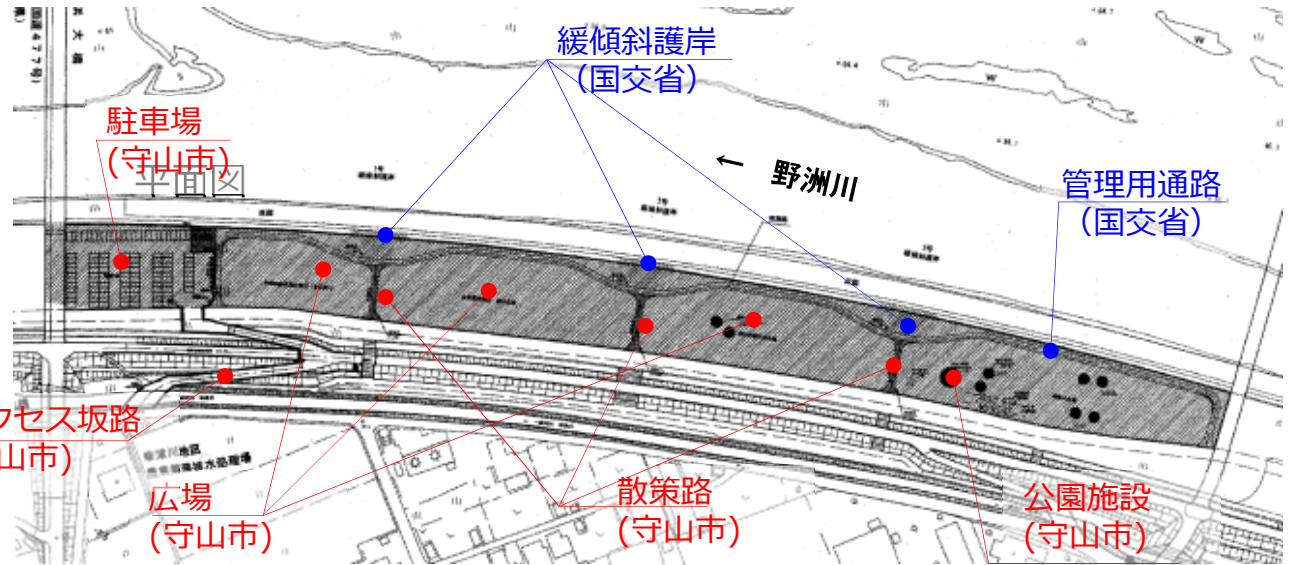


阪神なんば線淀川橋梁 改築断面図



社会情勢の変化・地域の状況③(河川利用の変化)

- 守山市と国が連携して整備し、川でなければできない(いかだ下り)利用を促進。
- 守山まるごと活性化プランでは、「自然資源を活かした地域の活性化策」として、野洲川河川敷の活用が位置付けられている。そこで、水辺とふれあえる空間整備を行うことにより、「こころの安らぎ」と「癒やし」の場を創造すると共に、自然と共生し、自然と人のふれあいの場を創出しまちの活性化を図ることを目的に事業を実施。



各事業主体の整備メニュー概要

- 国交省
  - 緩傾斜護岸、管理用通路 など
- 守山市
  - 公園整備 (広場、公園施設、散策路、駐車場、アクセス坂路)



草木が繁茂し利用が困難な状態



水際の散策路を設置し利用しやすい公園整備を実施



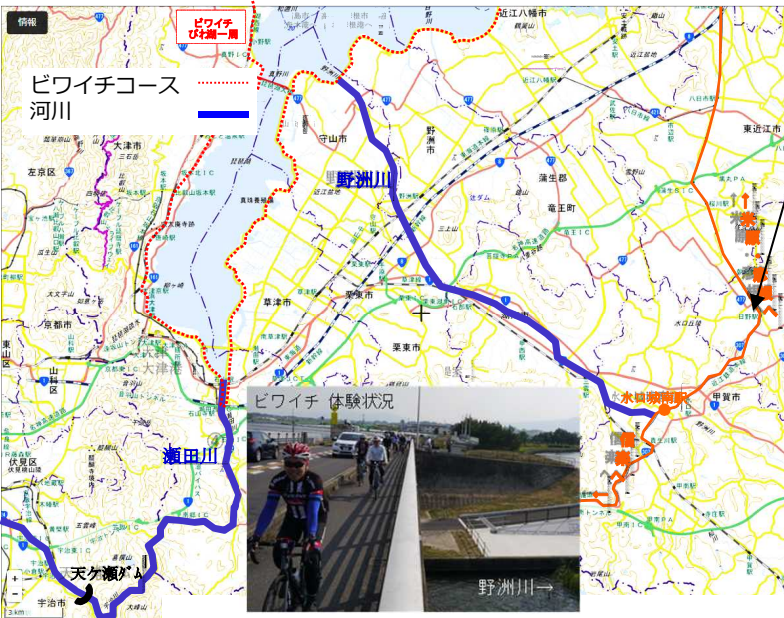
緩傾斜護岸の利用状況 H28.7撮影

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

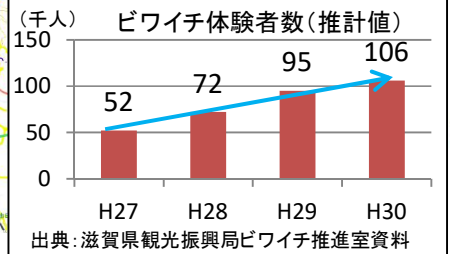
## 社会情勢の変化・地域の状況③(河川利用の変化)

○野洲川では、地域と連携して「ビワイチ」の「よりみちコース」としての活用を視野に、管理用通路やかわまちづくりを実施することにより、地域活性化・健康増進に寄与。

### ビワイチコースとよりみちコース



**【サイクリトレイン概要】**  
 電車内への自転車の持込が可能なサービス。自転車の持込み料は無料(運賃のみ)。  
 <持込可能区間>  
 近江鉄道線  
 ○彦根・多賀大社線 (米原駅～多賀大社前駅)  
 ○湖東近江路線 (高宮駅～八日市駅)  
 ○水口蒲生野線 (八日市駅～貴生川駅)



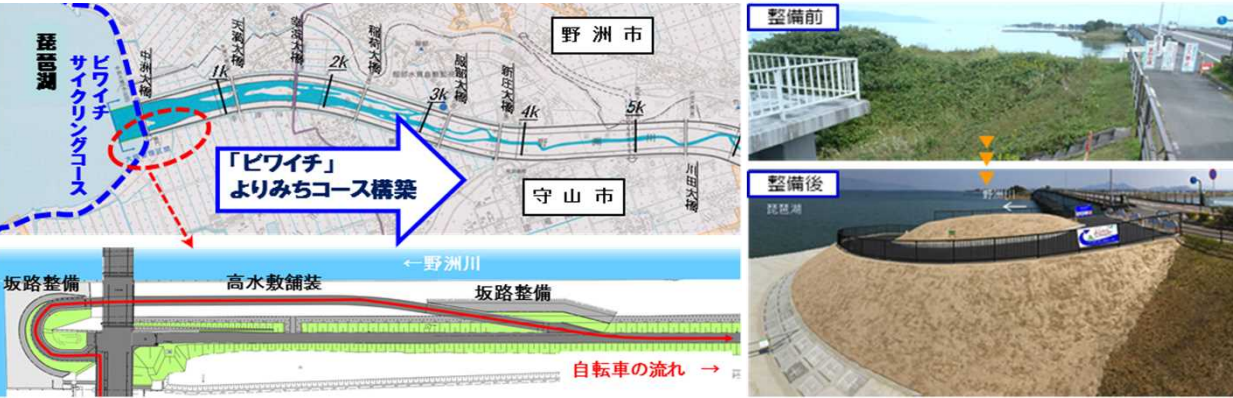
### ビワイチコース (英語: Biwaichi)

**■概要**  
 琵琶湖岸一周(滋賀県)  
 延長:約190km

**■取組内容**  
**【走行環境の整備】**  
 案内看板設置例  
 矢羽根設置例

**【サイクルツーリズム推進のための取組】**  
 湖上交通活用例 (守山市 漁船タクシー)  
 米原駅サイクルステーション (ゲートウェイ)  
 とびろサイクリングマップ  
 サイクルサポートステーション (トイレ・ポンプ貸出、休憩所等)  
 マップ(日・英・中)3言語版を作成

### ビワイチコースから野洲川へアクセス可能な管理用通路整備 (平成29年3月完成)



### 第1次ナショナルサイクルルートの指定

走行環境の整備及びサイクルツーリズム推進に向けたソフト施策の取組が一定程度進んでいる、下記の3ルートを指定。

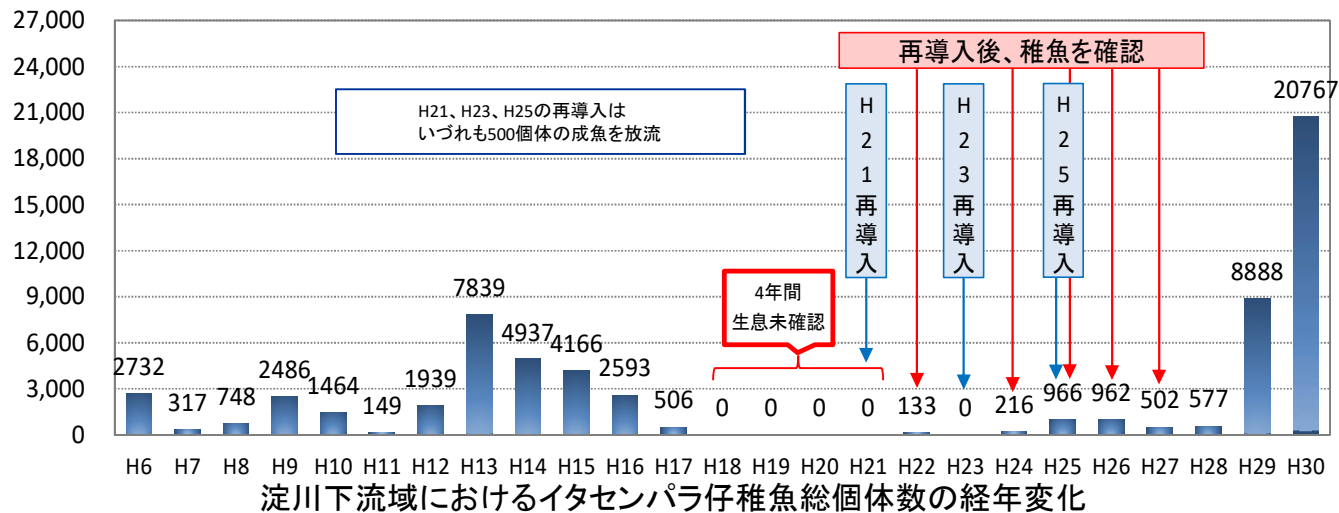
**【指定要件の観点】**  
 ・ルート設定  
 ・走行環境  
 ・受入環境  
 ・情報発信  
 ・取組体制

**【必須項目の例】**  
 ・延長が概ね100km以上  
 ・矢羽根等により自転車通行空間が整備されていること  
 ・経路などの路面表示、案内看板が設置されていること

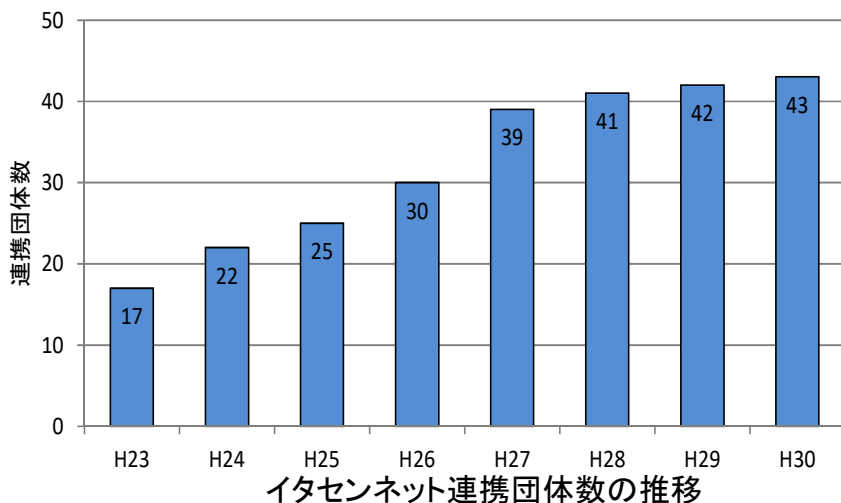
しまなみ海道サイクリングロード  
 ビワイチ  
 つくば霞ヶ浦りんりんロード

社会情勢の変化・地域の状況④(イタセンパラの復活)

- 成魚の再導入や淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク（以下、イタセンネット）等による外来魚駆除の効果により平成30年度は2万匹を超えるイタセンパラを確認した。
- イタセンネットと連携し、淀川水系の生物多様性の保全・回復をめざし、普及啓発活動などの取り組みを実施。
- 淀川下流域の城北地区に再導入したイタセンパラが定着し、平成30年春には、2万匹以上の稚魚を確認。



イタセンパラ



<イタセンネット>

淀川水系における生物多様性の保全・回復をめざし、イタセンパラの野生復帰に対して支援を行なう。また、そのために、地域の市民団体や大学、企業や行政はじめ広く関係者と協力して取り組むことを目的とし設立された団体



イタセンパラ協議会による密漁防止巡視

H30.7.14

社会情勢の変化・地域の状況⑤(河川協力団体)

- 平成25年「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が公布され、河川協力団体制度の創設等について定められた。
- 河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するもの。

淀川河川、琵琶湖河川事務所管内の河川協力団体の指定状況

法人等の名称	河川名	指定
芥川・ひとと魚にやさしい川づくりネットワーク	淀川 芥川	平成26年
ねや川水辺クラブ	淀川	平成26年
NPO法人瀬田川リバプレ隊	瀬田川	平成26年
特定非営利活動法人 やましろ里山の会	木津川	平成28年
洗堰レトロカフェ	瀬田川	平成28年
琵琶湖・淀川流域圏 連携交流会	淀川 瀬田川 宇治川 桂川 木津川 猪名川	平成28年
伏見観光協会	宇治川	平成30年

活動状況 (ねや川水辺クラブ)



清掃活動

活動状況 (伏見観光協会)



河川学習

## 2. 今後の河川整備の新たな視点

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

## 今後の河川整備の新たな視点(気候変動を踏まえた治水計画の考え方)

「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言(令和元年10月18日)」(気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会)

- 「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言」がとりまとめられたことを受け、気候変動による降雨量の増加を反映した治水対策に転換するための具体的な方策について検討を速やかに進め、今後、防災・減災対策に取り組んでいく。
- 提言における今後の治水対策としては、パリ協定の目標と整合するRCP2.6(2℃上昇に相当)を前提に、治水計画の目標流量に反映し、整備メニューを充実させ、更なる温度上昇により降雨量が増加する可能性があることも考慮していくこととする。

### I 顕在化している気候変動の状況

- ・IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、実際の気象現象でも気候変動の影響が顕在化

#### <顕在化する気候変動の影響>

	既に発生していること	今後、予測されること
気温	・世界の平均気温が1850～1900年と2003～2012年を比較し <b>0.78℃上昇</b>	・21世紀末の世界の平均気温は <b>更に0.3～4.8℃上昇</b>
降雨	・豪雨の発生件数が約30年前の <b>約1.4倍に増加</b> ・平成30年7月豪雨の陸域の <b>総降水量は約6.5%増</b>	・21世紀末の豪雨の発生件数が <b>約2倍以上に増加</b> ・短時間豪雨の発生回数と降水量がともに増加 ・流入水蒸気量の増加により、 <b>総降水量が増加</b>
台風	・H28年8月に北海道へ3つの台風が <b>上陸</b>	・日本周辺の <b>猛烈な台風の出現頻度が増加</b> ・通過経路が <b>北上</b>

### II 将来降雨の変化

#### <将来降雨の予測データの評価>

- ・気候変動予測に関する技術開発の進展により、地形条件をよりの確に表現し、治水計画の立案を対象とする台風・梅雨前線等の気象現象をシミュレーションし、災害をもたらすような極端現象の評価ができる大量データによる気候変動予測計算結果が整備

#### <将来の降雨量の変化倍率> <暫定値>

- ・RCP2.6(2℃上昇相当)を想定した、将来の降雨量の変化倍率は全国平均約1.1倍

地域区分	RCP2.6 (2℃上昇)	RCP8.6 (4℃上昇)
北海道北部、北海道南部、九州北西部	1.15倍	1.4倍
その他12地域	1.1倍	1.2倍
全国平均	1.1倍	1.3倍



※IPCC等において、定期的に予測結果が見直されることから、必要に応じて見直す必要がある。  
※沖縄や奄美大島などの島しょ部は、モデルの再現性に課題があり、検討から除いている

### III 水災害対策の考え方

水防災意識社会の再構築する取り組みをさらに強化するため

- ・気候変動により増大する将来の水災害リスクを徹底的に分析し、分かりやすく地域社会と共有し、社会全体で水災害リスクを低減する取組を強化
- ・河川整備のハード整備を充実し、早期に目標とする治水安全度の達成を目指すとともに、水災害リスクを考慮した土地利用や、流域が一体となった治水対策等を組合せ

### IV 治水計画の考え方

- ・気候変動の予測精度等の不確実性が存在するが、現在の科学的知見を最大限活用したできる限り定量的な影響の評価を用いて、治水計画の立案にあたり、実績の降雨を活用した手法から、**気候変動により予測される将来の降雨を活用する方法に転換**
- ・ただし、解像度5kmで2℃上昇相当のd2PDF(5km)が近々公表されることから、河川整備基本方針や施設設計への降雨量変化倍率の反映は、この結果を踏まえて、改めて年度内に設定

#### <治水計画の見直し>

- ・パリ協定の目標と整合するRCP2.6(2℃上昇に相当)を前提に、治水計画の目標流量に反映し、**整備メニューを充実**。将来、更なる温度上昇により降雨量が増加する可能性があることも考慮。
- ・気候変動による水災害リスクが顕在化する中でも、目標とする治水安全度を確保するため、**河川整備の速度を加速化**

#### <河川整備メニューの見直し>

- ・気候変動による更なる外力の変化も想定した、**手戻りの少ない河川整備メニュー**を検討
- ・施設能力や目標を上回る洪水に対し、**地域の水災害リスクを低減する減災対策**を検討
- ・雨の降り方(時間的、空間的)や、土砂や流木の流出、内水や高潮と洪水の同時生起など、**複合的な要因による災害にも効果的な対策**を検討

#### <合わせて実施すべき事項>

- ・外力の増大を想定して、**施設の設計や将来の改造を考慮した設計**や、**河川管理施設の危機管理的な運用等**も考慮しつつ、検討を行うこと。
- ・施設能力を上回る洪水が発生した場合でも、被害を軽減する危機管理型ハード対策などの構造の工夫を実施すること。

## 今後の河川整備の新たな視点(異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実)

「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」の提言(平成30年12月12日)

- 平成30年7月豪雨を踏まえ、気候変動の影響等により今後も施設規模を上回る異常洪水が頻発することが懸念される中、そうした事態に備え、より効果的なダムの操作や有効活用の方策、ダムの操作に関わるより有効な情報提供等のあり方について、ハード・ソフト両面から検討することを目的に検討会を3回開催し、提言をとりまとめ。

### 平成30年7月豪雨におけるダムに関する主な論点

- 異常豪雨によってダムの洪水調節容量を使い切ってしまうことに対し、
  - ・事前放流により、より多くの容量を確保できないか
  - ・異常洪水時防災操作に移行する前の通常の洪水調節段階により多くの放流ができないか
  - ・気象予測に基づく操作を行うことはできないか
- ダムの操作に関わる情報が住民の避難行動に繋がっていないことに対し、
  - ・平常時から浸水等のリスク情報を提供し、認識の共有を図ることが必要ではないか
  - ・情報提供を「伝える」から「伝わる」、さらには「行動する」ように変えることが必要ではないか
  - ・情報提供を市長村長の判断に直結するよう変えることが必要ではないか

### 対策の基本方針

- ①ハード対策(ダム再生等)とソフト対策(情報の充実等)を一体的に推進
- ②ダム下流の河川改修とダム上流の土砂対策、利水容量の治水への活用など、流域内で連携した対策
- ③ダムの操作や防災情報とその意味を関係者で共有し避難行動に繋げる

### 速やかに着手して対応

- ・洪水調節機能強化するダム再生推進
- ・ダム下流の河川改修の推進
- ・操作規則の変更
- ・ユニバーサルデザイン化された防災情報、伝わりやすい防災用語の検討
- ・ダム情報等の提供の充実
- ・住民説明の定例化
- ・住民参加型訓練の定例化
- ・トップセミナーの定例化
- ・避難勧告着目型タイムラインの充実

### 直ちに対応(天ヶ瀬ダムで実施事例①~④)

- ・ダムの操作規則の点検
- ・ダムの洪水貯留準備操作(事前放流)の充実
- ・ダムの適切な維持管理・長寿命化の推進(容量を確保するための土砂対策等)
- ・ダムの操作に関する情報提供に関わる住民への説明
- ・ダムの洪水調節機能を踏まえた住民参加型の訓練
- ・ダムの貯水池の状況を伝えるための報道機関への情報提供
- ・緊急時に地域の住民に有用となる防災情報ツールの共有
- ・放流警報の内容や手法の変更
- ・放流警報設備等の改良
- ・大規模減災協議会へのダム管理者の参画
- ・避難勧告等の発令判断を支援するためのトップセミナー開催及び連絡体制強化
- ・ダムの洪水調節機能を踏まえた避難勧告着目型タイムライン整備

外畑地区(H30.12.13)



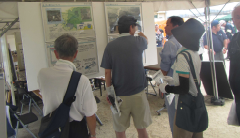
①継続的な堆砂土砂撤去

宇治市自主防災研修の参加(R1.6.22)



②住民への説明会実施

宇治市防災訓練に参加(R1.9.8)



③住民参加型訓練

水害協でのダム操作説明(R1.7.17)



④トップセミナー&減災協議会参画

### 研究・技術開発等を進め対応

- ・事前放流の高度化に向けた、降雨量や流入量(数日前)の予測精度向上
- ・洪水調節の高度化に向けた、降雨量や流入量(数時間前)の予測精度向上
- ・ダム操作高度化に向けた環境整備等の対応
- ・洪水調節機能を強化するための技術の開発・導入
- ・気象変動による外力の増大への対応

今後の河川整備の新たな視点(ソフト対策の推進)

- 防災意識のさらなる啓発・向上に向け、淀川の洪水浸水想定区域内である門真市において、住民がまちなかに浸水深をテープで線状に示す取り組みを実施。
- 天ヶ瀬ダムの放流警報区間(天ヶ瀬ダム～三川合流：約20km)のうち、京阪宇治駅周辺の観光地は外国人観光客が多く、放流警報の内容が理解できるように、平成30年4月から放流警報の多言語化を実施。

まるごとまちごとハザードマップの推進



まるごとまちごとハザードマップ



門真市北巣本町



浸水深の線状設置イメージ



浸水深の明示状況  
(門真市北巣本校区)

ダム放流警報の多言語化



○メッセージの例(日本語+英語+中国語+韓国語)

・こちらは国土交通省天ヶ瀬ダムです。ダムに流れ込む水の量が増えているため、まもなくダムから流す水の量を増やします。川の水かさが増えます。危険ですから、川の中や川岸から離れてください。

日本語  
※従来と同様

This is a high water discharge warning— 英語(放送内容のお知らせ)  
訳)これは、流す水の量を増やす、注意喚起です。

※以下、簡略化した内容で多言語放送

The water level of the river will become higher rapidly.  
The public is advised not to go near the river to avoid risks.

英語

马上河水的水量将会增加。请勿靠近河岸。

中国語

곧 강 물줄기가 증가합니다. 강에 접근하지 마십시오.  
訳)まもなく川の水かさが増えます。川に近づかないで下さい。

韓国語



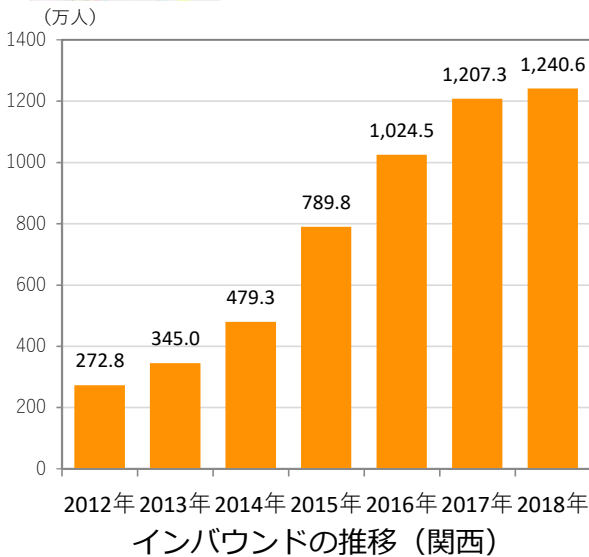
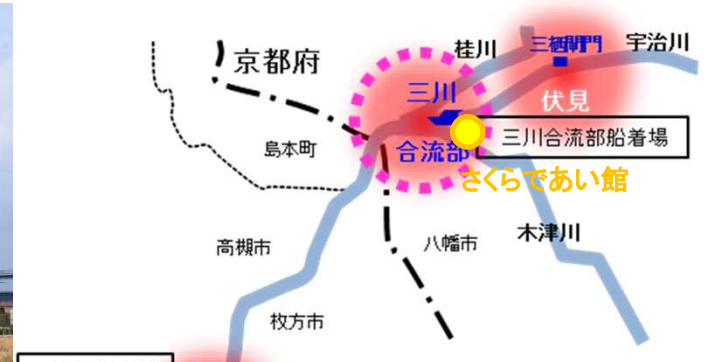
# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

## 今後の河川整備の新たな視点(万博の開催決定と舟運)

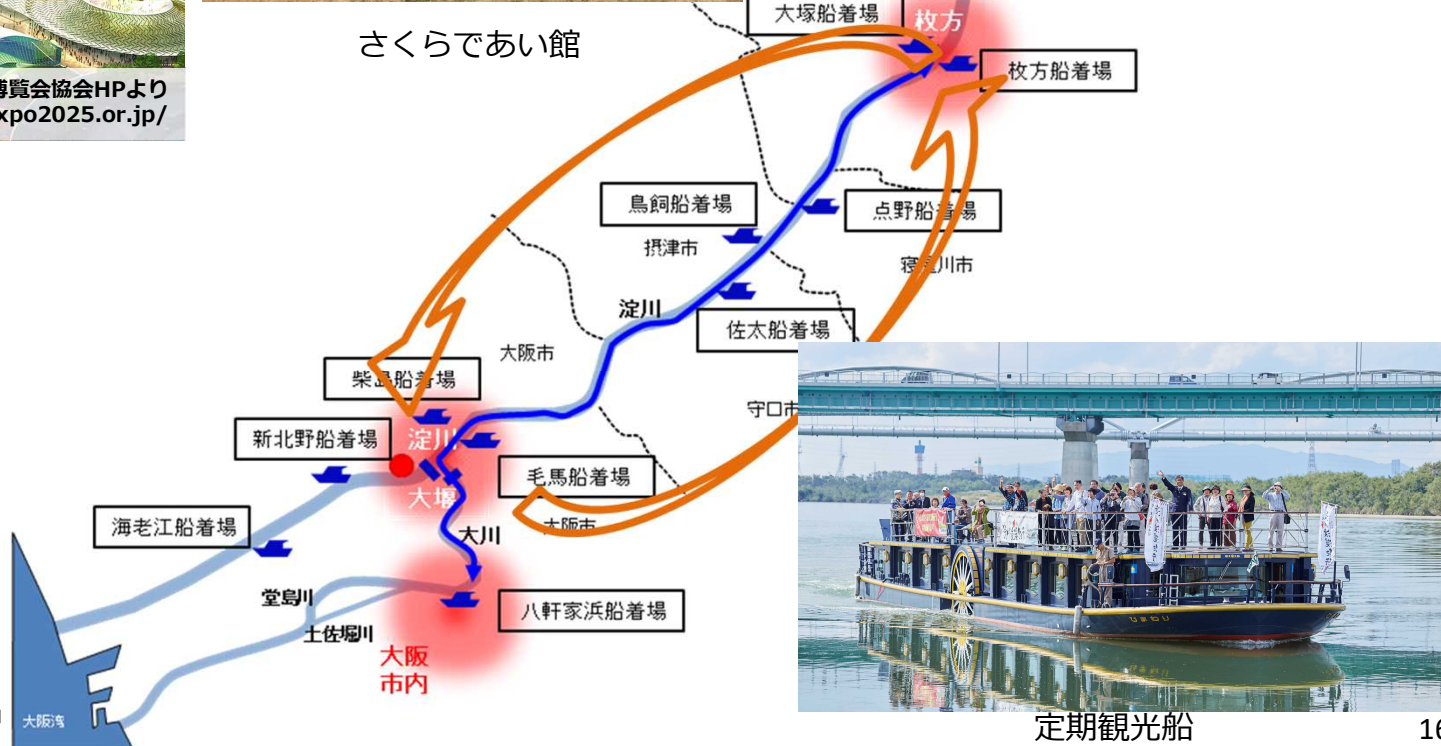
- 大阪湾淀川河口部に位置する夢洲において大阪・関西万博の開催が決定。インバウンドは引き続き増加傾向にある。
- 三川合流域に地域の魅力発信や観光周遊の拠点となる施設としてさくらであい館を整備。
- 観光船による八軒家浜(天満橋)～枚方間の定期運航開始。



さくらであい館



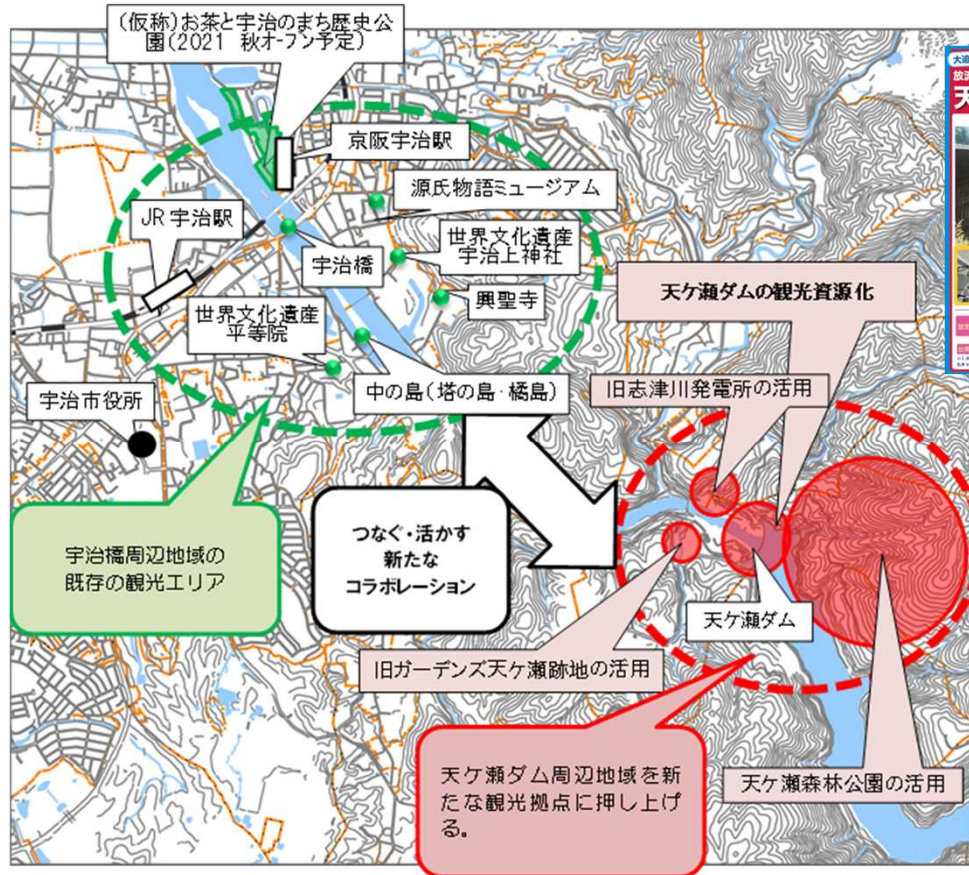
出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、日本政府観光局 (JNTO)「訪日外客数」  
 関西の訪日外客数 (推計) = 訪日外客数年計 (1月～12月) / 関西への訪問率



今後の河川整備の新たな視点(河川利用の変化)

- 「宇治市天ヶ瀬ダムかわまちづくり」計画は「かわまちづくり支援制度」に係る計画として、平成31年3月に登録。
- 世界文化遺産平等院を始め、まちなかに残る多くの歴史遺産、宇治茶香るまちなみ等、観光の中心地からわずか3 kmのところの位置する天ヶ瀬ダム、旧発電所等を新たな観光資源とし、国土交通省が進められているインフラツーリズム(ダム観光)の取組等とのタイアップにより、宇治市の観光の重層的な取り組みの推進を図ることとしている。

◆かわまちづくり対象区域



◆天ヶ瀬ダム地区 整備イメージ

○ダムツアーのチラシ及び、状況写真



国土交通省は下記の検討会の一員として天ヶ瀬ダム周辺も含めた地域が、重層的な観光拠点となるように、ダム周辺整備を行うとともにソフト施策についても、積極的に連携していく。

「天ヶ瀬ダムを観光資源に含めた宇治市地域の観光発展検討会」  
(国土交通省・京都府・宇治市・宇治商工会議所・宇治市観光協会・お茶の京都DMO・民間企業)

## 今後の河川整備の新たな視点(維持管理)

- 高度経済成長期以降に整備した河川管理施設が一齐に老朽化することから、計画的な維持管理・更新を推進し、トータルコストの縮減・平準化を図る必要がある。
- 社会資本整備審議会から付託された「メンテナンス小委員会」から受けた提言に基づき、点検結果を公表。(H29～)
- 情報の見える化により国民の理解と支援を得ることを期待。

### 評価区分の参考事例(護岸)

#### ○要監視段階



部分的に亀裂が発生しているが、機能に支障はない状態

#### ○予防保全段階



進行性があり、予防保全の観点で対策が望ましい状態

#### ○措置段階



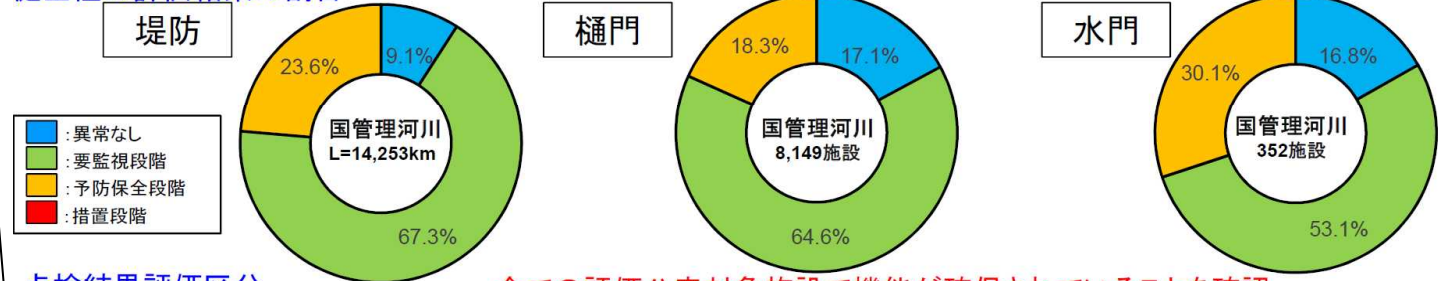
部分的に護岸が流出し、機能に支障が生じている状態

## 健全性の評価結果の概要【河川】



- 「措置段階」と評価された区間および施設は確認されませんでした。
- 各施設については、下記区分の評価の結果に応じて、修繕等のその後の対策の要否・方法等を判断していくことになります。

### 健全性の評価結果の割合



### 点検結果評価区分

全ての評価公表対象施設で機能が確保されていることを確認

表示区分	高	健全度	低	状態
異常なし (機能支障なし)	(健全度)	高	低	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態(施設の機能に支障が生じていない軽微な変状を含む)
要監視段階 (機能支障なし)				・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態(軽微な補修を必要とする変状を含む)
予防保全段階 (機能支障なし)				・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態
措置段階 (機能支障あり)				・詳細点検(調査を含む)によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態
				・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態
				・詳細点検(調査を含む)によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要なものも含む

- ・なお、上記の区分はその施設が元々有している機能に対する評価であることから、評価区分と、洪水に対する安全性は必ずしも一致しません。(例えば、堤防が未完成で低い場合には、評価区分が「異常なし」であっても、洪水に対する安全性は必ずしも高いとは限りません。)
- ・都道府県等の代表河川における試行結果は参考としておりますので、詳細は別途HPで掲載している健全性の評価結果(表1-1~3-5)をご参照ください。

HPで公表している点検結果

# 淀川水系流域委員会

## 令和元年度進捗点検結果説明資料

【人と川とのつながり(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

令和元年12月20日

近畿地方整備局

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成28～30年度 進捗	説明資料項
1	日常からの川と人のつながりの構築	「住民参加推進プログラム」の作成・実践	住民参加推進プログラムの活動内容	進捗有り	2
2		住民・住民団体(NPO等)との連携	住民・住民団体(NPO等)との連携内容	進捗有り	3
3		河川レンジャーの充実	河川レンジャー在籍人数(治水・環境・防災などの拡大)と、住民・住民団体(NPO等)との交流内容	進捗有り	4,5
4		子ども達の関わりの促進	環境教育等の実施内容	進捗有り	6
5		情報発信の充実	HP、携帯サイトの情報発信内容、新しいコンテンツの取り組み	進捗有り	7
6		住民に関心をもってもらうための取り組み	住民に河川行政への関心をもってもらうための具体的な取り組み、住民、住民団体との交流内容	進捗有り	8
7		小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備	小径(散策路)の整備内容・延長	進捗無し	-
8		憩い、安らげる河川の整備	河川を安心して利用できる整備内容・箇所数	進捗有り	9
9		三川合流部の整備	三川合流部交流拠点の整備内容	進捗有り	10
10	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築	破堤氾濫に備えた分かりやすい情報発信	まるとまちごとハザードマップ設置箇所・設置数、浸水想定区域、浸水シミュレーション等の防災情報の情報発信	進捗有り	11,12
11		関係機関との連携	協議会等との連携内容	進捗有り	13
12	上下流の連携の構築	上下流交流の促進	水源地域ビジョンに基づく活動内容	進捗有り	14

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(淀川本川・宇治川)】

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】「住民参加推進プログラム」の作成・実践

【指標】住民参加推進プログラムの活動内容

## 全体像

できるだけ多くの人々に川に関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、住民参加型の取り組みを推進する。そのために、これまでの情報発信、住民参加の取り組みに加え、「川に関心を持ってもらう」、「川にふれてもらう」、「川とともに考える」をキーワードに、「住民参加推進プログラム」を作成し、実践していく。(整備計画記載箇所:p35)

## 実施方針

人との繋がりを構築するため、住民参加推進プログラムを策定し、住民と行政の相互理解を深める取り組みを行う。

## 実施内容

【点野水辺づくりプロジェクト(淀川河川公園点野地区)】  
淀川河川公園点野地区では、公園の再整備に際し、関係者の連携による水辺の安全な利用、維持管理等を実現するために計画段階から地域の住民や団体が参加し、整備イメージの共有や整備後の活用方策について検討し、事業を進めている。



点野地区現場視察後の意見交換 (H30.8)

## 実施内容

### 【淀川水系一斉美化アクション】

平成28年度より、河川レンジャーが中心となり淀川管内全域において7つの河川清掃活動(60拠点)を実施。実行委員会には国、行政、活動団体等が複数参加。平成30年度は、参加者4,780名、参加団体数327を数える。



淀川水系一斉美化アクション (H31.2.17)

### 【水辺の匠(アクア琵琶・ウォーターステーション琵琶)】

ウォーターステーション琵琶の会と連携し、川や琵琶湖に親しむことを目的に、水辺に親しむ体験型イベント「水辺の匠」を、毎年7月と12月に実施している。夏冬の計3日間で、平成28年度は約3,300人、平成29年度は約4,000人、平成30年度は約3,200人が訪れ、琵琶湖の素材を使ったワークショップ、ヨシ笛演奏会などに参加した。

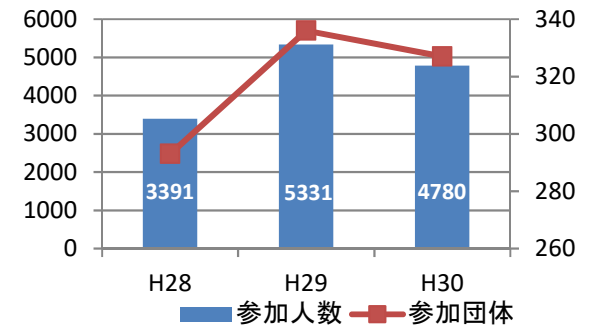


第11回水辺の匠(ワークショップ風景) (H30.7.22)

## 結果

淀川水系一斉美化アクションは、参加者、参加団体ともに増加傾向にあり、清掃とともに、淀川の歴史や環境保全の取り組みを解説することにより、継続的に清掃へ参加したいとの声があがり、淀川への興味・関心を醸成している。

淀川水系一斉美化アクション参加者数



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】住民・住民団体(NPO等)との連携

【指標】住民・住民団体(NPO等)との連携内容

## 全体像

河川整備にあたっては、検討段階から、住民・住民団体(NPO等)、関連する様々な分野の学識経験者との情報共有を積極的に行う。また、地域固有の情報や河川に関する知識を有している住民・住民団体(NPO等)や学識経験者と連携し、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。(整備計画記載箇所:p36)

## 実施方針

住民・住民団体(NPO等)と連携し、河川愛護活動等を通じて情報共有を積極的に行い、河川に関わる人材育成の支援や環境教育を推進する。

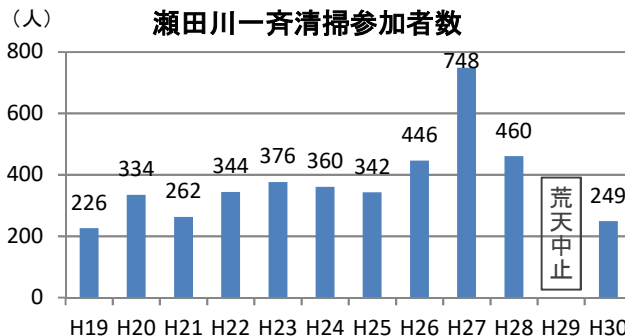
## 実施内容 結果

### 【瀬田川一斉清掃】

瀬田川水辺協議会にて「瀬田川にゴミが多い、沿川のみんなで清掃を。」との提案のもと、平成19年度より沿川住民、河川利用者等と協力し瀬田川一斉清掃を実施しており、この地域の10月第四日曜日の恒例行事として定着している。平成30年度は10月28日に実施。自治会連合会7団体、河川協力団体ほか、関係団体6団体の約250名が参加した。



瀬田川クリーン作戦



## 実施内容 結果

### 【東高瀬川クリーンアップ】

地元自治会、自治体、企業等と河川レンジャーが協働し、東高瀬川を清掃する「東高瀬川クリーンアップ」を平成26年度から継続的に実施している。平成30年度は、5月12日と10月13日の2回開催し、160名が参加した。



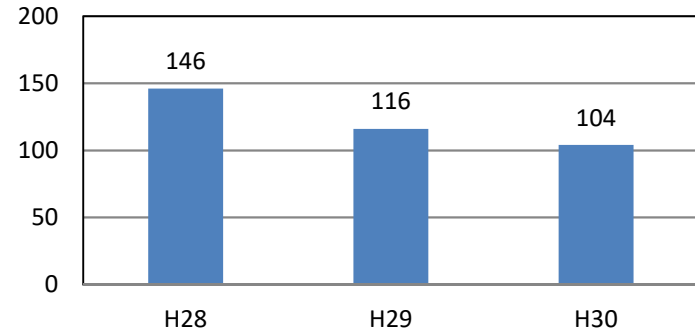
東高瀬川クリーンアップ



東高瀬川クリーンアップ

河川愛護活動等の実施回数は、近年では年間100回以上で推移している。現在の実施頻度を維持できるよう引き続き住民・住民団体との連携に努めていく。

(回) 河川愛護活動の実施回数(淀川本川・宇治川)



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(淀川本川・宇治川)】

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】河川レンジャーの充実

【指標】河川レンジャー在籍人数(治水・環境・防災などの拡大)と、住民・住民団体(NPO等)との交流内容(回数)

## 全体像

河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。

(整備計画記載箇所:p36)

## 実施方針

河川レンジャー活動の継続性を踏まえた在籍人数を検討していくとともに、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、河川レンジャーが住民と河川管理者の橋渡し役となるよう活動を支援する。

## 実施内容 結果

淀川河川事務所管内では各出張所管内毎に河川レンジャーを配置し、沿川全域で活動を行っており、平成30年度は住民等と222回の交流を行った。

### マイ防災マップ・マイタイムライン作成



住民の適切な避難のため、管内全域でマイ防災マップ、マイタイムライン作成支援を行った。マップを作成した自治会が他の自治会に取り組みを紹介する、マップを使った避難訓練が行われるなど、作成後も住民団体を主体にさまざまな展開が続いている。  
■参加人数:413名(H28~30年度15回開催)

### 住民連携による堤防植生維持管理



淀川河川公園大塚地区へのアクセスルートが草丈の高い雑草により見通しが悪く事故が懸念されるため、地域住民等で構成するWGで対策を検討し、草丈の低いイワダレソウへ植え替えた。以降、住民参加の維持管理やモニタリング調査等を実施している。  
■参加人数:383名(H28~30年度21回開催)

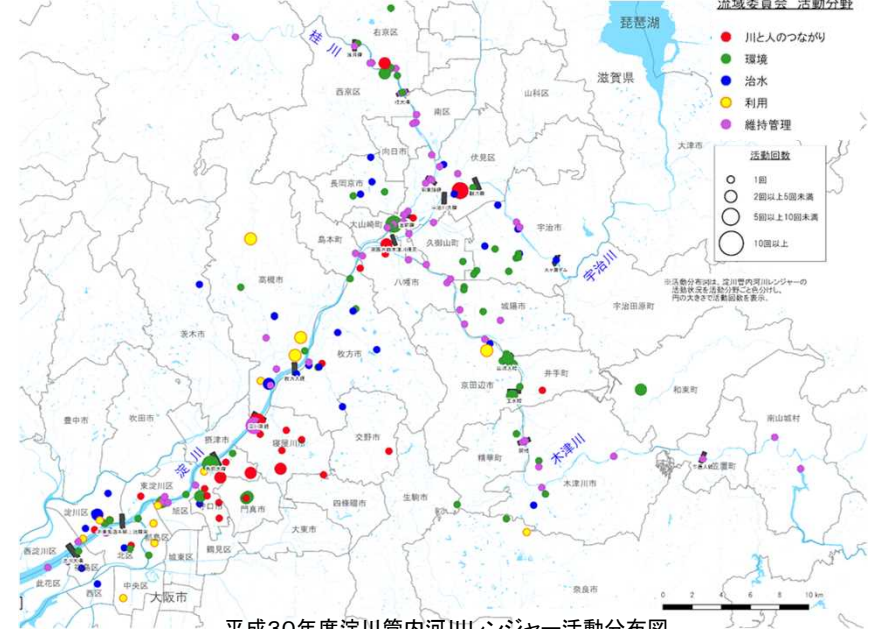
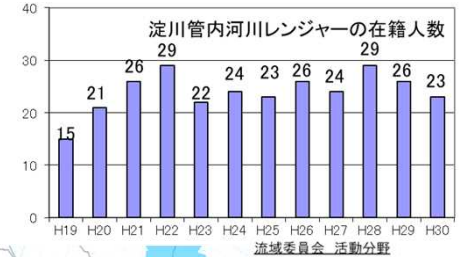
### 淡水魚と環境の復活プロジェクト



淀川を遡上するアユの一部が、濠川の伏見港公園域に出現したことをふまえ、流域住民と勉強会を開催し、アユの未成魚に三橋洗堰を越えさせるための魚道の改修案、簡易魚道等に関して意見交換を行った。  
■参加人数:242名(H28,29年度7回開催)

## 実施内容 結果

淀川河川事務所管内では、平成30年度時点で23名の河川レンジャーが在籍している。試行的取り組みとして、平成27年度より審査項目の見直しを行っている。



平成28年度は291回、平成29年度は311回の活動回数だったが平成30年度の活動回数は222回で参加者数は約2万5千人であった。平成30年度は、大阪北部地震や台風などで中止した活動も多く、参加者数、活動回数ともに減少した。





# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(瀬田川・野洲川)】

日常からの川と人のつながりの構築

## 【観点】河川レンジャーの充実

【指標】河川レンジャー在籍人数(治水・環境・防災などの拡大)と、住民・住民団体(NPO等)との交流内容(回数)

### 全体像

河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。  
(整備計画記載箇所:p36)

### 実施方針

「河川レンジャー制度運営委員会」において制度のあり方やレンジャーの活動方針・報告について学識経験者や住民代表による審議を行いながら、充実を図る。

### 実施内容 結果

#### 【野洲川ヨシ帯モニタリング調査】

野洲川河口部のヨシ帯再生事業のモニタリング調査について、河川レンジャーと、地元中学校の学生が連携し、平成28年度から平成30年度にかけて計11回(春・夏・秋)実施。平成30年度調査結果は、地元中学生が「第12回淡海の川づくりフォーラム(滋賀県主催)」において環境学習成果として発表。



調査風景



環境学習の成果発表

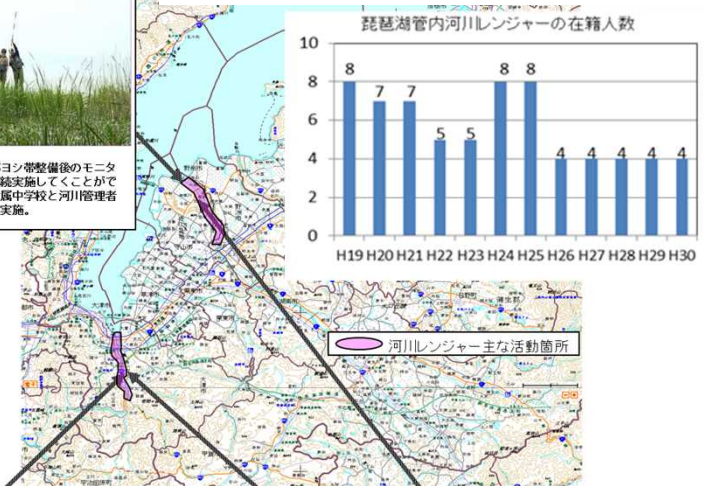
### 実施内容 結果



市民協働による野洲川河口部ヨシ帯再生モニタリング調査の支援

野洲川河口部ヨシ帯整備後のモニタリング調査を継続実施して、できる限り大学附属中学校と河川管理者をつなぐ活動を実施。

#### 【河川レンジャーの交流内容】



川を共存してきた地域の掘り起しをしながらの意見聴取

昔の川の風景写真収集、写真展の開催をとおして、地域住民から現状の河川に対する考え等の意見聴取を実施。



瀬田川ラボール(心が通じあった状態)づくりの活動支援

瀬田川の利用者がお互いに心地よく利用できるような関係づくりの構築を目指し、各団体をつなぐ清掃活動の実施を支援。

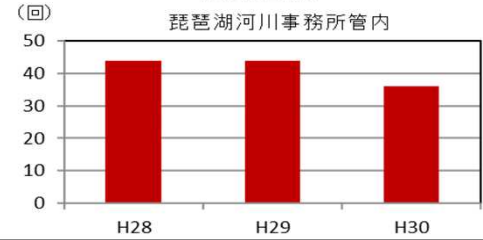


野洲川の川守りをつなぐ活動の支援

「いまの子ども達にも川遊びを体験させてあげたい」という住民ニーズに対して、大人達が子ども達の川遊びを見守る仕組みを住民と組織し、その運営を実施。

琵琶湖河川レンジャーホームページ  
<http://www.water-station.io/ranger/>

#### 活動回数



近年、琵琶湖河川事務所管内における河川レンジャーの活動回数は、年間40回程度の頻度で推移。引き続き実施頻度を維持しながら、河川レンジャー活動の充実を図っていく。

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】子ども達の関わりでの促進


【指標】環境教育等の実施内容

**全体像**  
子ども達と川との関わりを促していくことは、持続的な川と人との関わりを構築していく上で重要である。また、子どもの参加により親や地域の関わりが促される。そこで学校等と調整し、学校教育において川に対する関心を高める工夫を行う。(整備計画記載箇所:p37)

**実施方針**  
継続して子ども達との関わりを持つ取り組みを実施し、次世代を担う子ども達へ、川に対する関心を高めることができる工夫を行うことにより、持続的な川と人とのつながりや地域とのつながりの構築を行う。

実施内容	結果
------	----

**【出前講座】**  
平成18年度より京都府立洛北高等学校附属中学校の生徒に出前講座を行っており、平成30年度で連続13年実施。



(H31.2.13) (H31.2.13)

**【水生生物調査】**  
近隣の小中学生を対象にした水生生物調査を実施(平成30年度は、淀川1回、宇治川1回、野洲川2回、瀬田川1回で合計206名参加)、調査の体験を通じ、環境学習の機会を提供した。



(H30.7.2)

水生生物調査

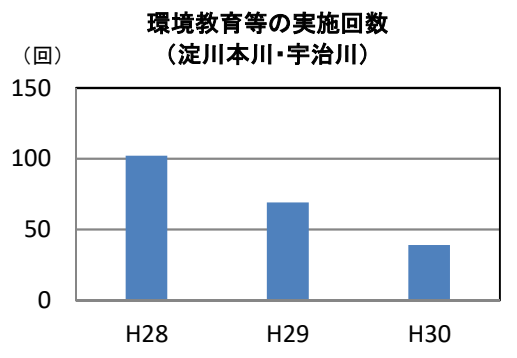
実施内容	結果
------	----

**【楠葉ワンド 夏の自然観察会】**  
たも網を使って魚の捕獲体験「楠葉ワンド 夏の自然観察会」を開催。捕った魚の魚種、特徴を解説し、外来種、在来種の説明や、生物の生息場となっているワンドの機能を説明。また、スローロープを使った救助体験やライフジャケット着用の指導を行い、水辺の安全利用についても啓発している。参加者からは、「まさか淀川で泳げるとは思ってもみなかった。思っていたより水もきれい」といった意見があり、川に対する関心を深める取り組みを企画。



楠葉ワンド夏の自然観察会

**【環境教育実施回数】**  
淀川本川及び宇治川における子ども達への環境教育等について近年、異常高温注意予報による中止などもあり減少傾向にある。今後は、実施時期についても検討し実施する必要がある。



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】情報発信の充実

【指標】HP、携帯サイトの情報発信内容、新しいコンテンツの取組

## 全体像

多くの人々が河川に関心を持ち、川を訪れるよう、河川に関する情報を様々な手段で発信する取組みを進めていく。(整備計画記載箇所:p37)

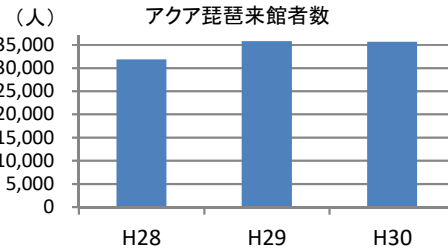
## 実施方針

河川に係わる身近な情報(工事情報や河川のライブ映像等)をホームページやSNS(Youtube、Facebook、Twitter)で情報発信を行う。

## 実施内容 結果

### 【広報施設「水のめぐみ館アクア琵琶」

平成28年3月に天ヶ瀬ダム再開発・ストック効果に関する展示を開始。河川の歴史やイベント開催案内などの情報が配信される登録制のメール配信サービスを継続。来館者数は増加傾向。



### 【動画を用いた伝える広報】

YouTubeに平成28年から琵琶湖河川事務所公式CH、平成29年から淀川河川事務所公式CHを開設。洪水時の河川の状況や工事の進捗などをタイムラプスで撮影した動画などを公開中。



淀川河川事務所



琵琶湖河川事務所

## 実施内容 結果

### 【工事進捗状況】

天ヶ瀬ダム再開発事業の工事進捗状況を月1回HPで情報発信。アマサイツーションを定期的に発行。



アマサイツーション

### 【魅せる！現場】

通常は立入制限している工事現場の見学を実施。

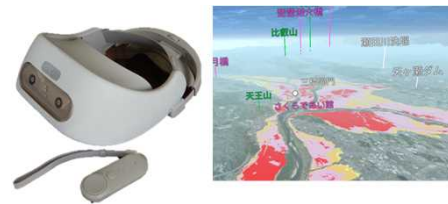


現場見学案内

### 【VR技術を活用した浸水情報の発信】

浸水情報をより身近に感じて頂くためVR(仮想現実)を活用した情報提供ツールを平成30年度に開発し、洪水浸水想定区域の説明に活用。

VRツール: 淀川流域を上空から俯瞰する仮想の空間で洪水浸水想定区域を視聴。



VRの体験状況

### 【動画コンテンツの充実とY-siteの設置】

平成29年5月からFacebookにて情報発信を開始するとともにYoutubeでも動画による事務所の取り組み紹介を開始した。また、事務所ロビーにモニターを設置し、事務所来庁者に向けた動画放映を開始した。



Y-site (淀川河川事務所ロビー)

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】住民に関心をもってもらうための取り組み

【指標】住民に河川行政への関心をもってもらうための具体的な取り組み、住民、住民団体との交流内容

## 全体像

地域住民に対して河川への関心を高めるため啓発活動等を行い、その際は既存の資料館等の活用や住民・住民団体(NPO等)との連携を行う。  
(整備計画記載箇所:p37)

## 実施方針

淀川資料館の来館者を増やすために企画展示を開催するとともに、住民に河川行政への関心をもってもらうためのきっかけとなる見学会や体験型イベント等も企画し実施する。

住民・住民団体(NPO等)とは、アクア琵琶とウォーターステーション琵琶を活用し活動の支援を実施するとともに、アクア琵琶とウォーターステーション琵琶の会と共催による企画を継続して実施する。

## 実施内容 結果

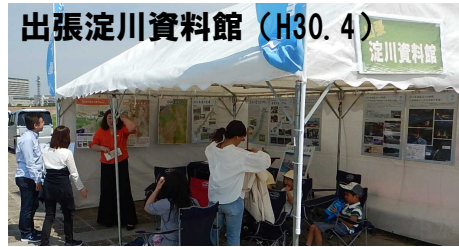
### 【広報施設における企画展示】

淀川資料館では、平成28年は昭和28年台風13号洪水に関する企画展示を実施(2ヶ月で2千人超来館)。

平成29年は、大正6年の淀川右岸堤防決壊(大塚切れ)から100年の企画展示を実施。

平成30年度は、明治150年を記念し「淀川のはじめとこれから」と題し、アクア琵琶において、連携企画を開催。

また、平成29年度から、舟運のイベント等に合わせ船着き場等で出張展示を実施。



淀川資料館とアクア琵琶の連携(H30.12)

## 実施内容 結果

### 【毛馬排水機場見学会を開始】

毛馬排水機場は、高潮や洪水から大都市圏を守る治水上、重要なインフラであることの理解を深めてもらうための施設見学会を平成30年度1月より月1回の頻度で開催している。これまで12回開催し、延べ17名の参加があった。(令和元年12月時点)



集中管理室前

参加者からは、「大阪にこのような施設があることを知らなかった。」「大阪市内の浸水被害を毛馬排水機場が防いでいることをはじめて知った。」などの声が聞かれた。引き続き、見学会を継続し開催していく。

### 【水辺の匠(アクア琵琶・ウォーターステーション琵琶)】

アクア琵琶とウォーターステーション琵琶の会と連携し、川や琵琶湖に親しむことを目的に、水辺に親しむ体験型イベント「水辺の匠」を、毎年7月と12月に実施している。

夏冬の計3日間の開催で、平成28年度は約3,300人、平成29年度は約4,000人、平成30年度は約3,200人が訪れ、琵琶湖から大阪湾まで流れる淀川水系の水の流れを表す、「ピワゴラスイッチ」を披露した。



第11回水辺の匠  
(ピワゴラスイッチ)

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】憩い、安らげる河川の整備

【指標】河川を安心して利用できる整備内容・箇所数

## 全体像

憩い、安らげる河川の整備のため、川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人が気軽に集うことができる場として、地元自治体とも連携して、ベンチ、木陰、スロープ及び清潔な水洗トイレ等の整備を実施する。  
(整備計画記載箇所:p39)

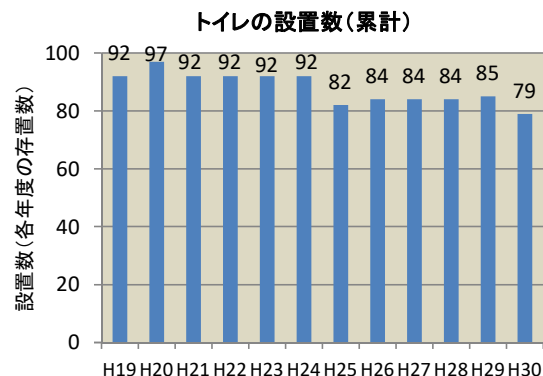
## 実施方針

河川内で子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人が気軽に集うことができる場となるように淀川河川公園内のトイレを設置する。なお、洪水時には撤去することを想定し、軽量のFRPトイレ等に更新するなど工夫を行う。また、バリアフリー化を推進するために、車椅子利用者等に配慮した快適なトイレを検討し、整備する。

また、利用者の安全性向上に向けて、バイク乗入れ規制対策等について検討し取り組む。

## 実施内容

平成30年度末時点で淀川河川公園内の移動式トイレは79箇所であり、更新等にあわせて車椅子利用に対応したトイレも適宜整備している(※閉園地区があるため全体数量は減少している)。



## 実施内容

河川を安心して利用できるように、河川公園施設内のベンチやトイレ等の補修を実施している。

### 淀川河川公園内施設

公園施設	施設名
便益施設	移動式トイレ、水飲み場、駐車場等
管理施設	車止め、ベンチ等
給水施設	給水系統、排水系統



## 結果

トイレの更新やバリアフリー化、安全対策等により、子どもや高齢者でも安心して河川利用ができ、憩い、安らげる河川の実現に寄与している。また、適宜補修を行うことで、利用者の安心安全が確保されている。

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】三川合流部の整備

【指標】三川合流部交流拠点の整備内容

## 全体像

淀川三川合流域は、壮大な景観や豊かな自然環境に恵まれるとともに、歴史の舞台ともなった交通の要衝である。そこで、桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的な文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間の交流拠点を整備する。(整備計画記載箇所:p39)

## 実施方針

三川合流域は、京都府南部の淀川(宇治川)・木津川・桂川が合流する地点に位置し、その周辺には「石清水八幡宮」「大山崎山荘美術館」などの歴史文化資源や「淀川河川公園背割堤地区」などの自然レクリエーション資源が存在する。『淀川三川合流域地域づくり構想』の実現に向けた国、府、市町による行動計画が策定され、地域間交流の拠点となる施設として「三川合流域拠点施設」の整備を行う。

## 実施内容 結果

平成29年3月に三川合流域さくらであい館として、展望塔を併設した背割堤地区のサービスセンターをオープンした。平成29年度の来館者数は約13万人、平成30年度の来館者数は約7万人だった。



淀川三川合流域さくらであい館

(H29.3)

## 実施内容 結果

「淀川三川合流域さくらであい館」の開館後は、地元の店舗等による「ミュージック&マルシェYOU~結(ゆう)~」が毎月開催され、地元農産物の販売や地元店舗の出店等で地域の賑わいや交流の場となっている。

情報コーナーでは三川合流域に係るパネルを展示している。

また、背割堤地区の自然環境を活用した取り組みとして、草木染め体験会や野草教室、野鳥観察会等を実施している。



(H30.6)

三川であいマルシェ



(H30.6)

地元農産物の販売や  
地元店舗の出店



(H30.4)

草木染体験会



(H30.5)

野鳥観察の実施

洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

【観点】破堤氾濫に備えた分かりやすい情報発信

【指標】まるごとまちごとハザードマップ設置箇所・設置数

全体像

個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。

また、居住地の住所等を入力することで、各居住地の浸水被害に対する危険度が確認できるようなソフトの開発や洪水の模擬体験ができるシステムの構築を行うなど、淀川水系における治水、防災に関する情報をわかりやすく発信し、洪水時における住民と淀川の関わりについても理解を深めていただくよう努める。

(整備計画記載箇所:p39～p40)

実施方針

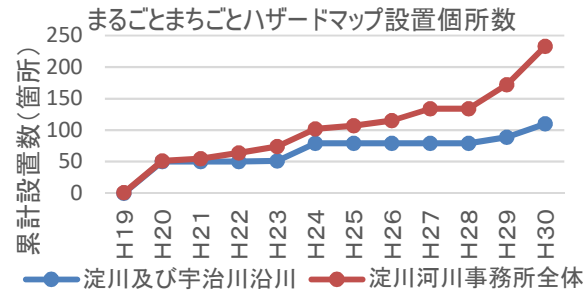
関係自治体と連携してまるごとまちごとハザードマップ及び浸水実績表示看板等の設置を進めていく必要があり、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき流域の各市町村で設置を推進していく。

実施内容 結果

【まるごとまちごとハザードマップの推進】

摂津市、島本町では平成29年度に初めて、まるごとまちごとハザードマップを設置。

淀川河川事務所全体では平成28年度から平成30年度では99箇所設置した。これにより平成30年度末時点での淀川本川及び宇治川沿川での設置数は110箇所となった。



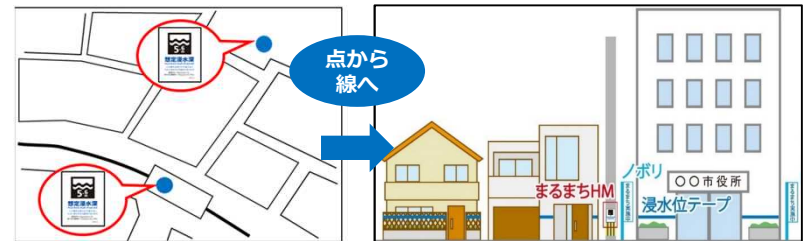
除幕式

【発展型まるごとまちごとハザードマップの試行】

平成30年度は、門真市城垣町周辺にて、想定浸水位に青色テープを線状に貼る「発展型まるごとまちごとハザードマップ」を実施。

設置の際には、地元首長や施設管理者と合同で除幕式を実施するなどメディアに取り上げられやすい工夫をすることでマスメディアを利用した宣伝広告ができた。

また、より洪水の浸水位を実感し防災意識の向上につながるようまるごとまちごとハザードマップの発展としてこれまで点状に設置していたマップを線状に設置する試みを実施し、青色テープを住民が主体となって貼ることとした。



浸水位の点状設置

浸水位の線状設置



浸水位テープ貼付状況



浸水位テープ貼付状況

洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

【観点】破堤氾濫に備えた分かりやすい情報発信

【指標】浸水想定区域、浸水シミュレーション等の防災情報の情報発信

**全体像**

個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。また、居住地の住所等を入力することで、各居住地の浸水被害に対する危険度が確認できるようなソフトの開発や洪水の模擬体験ができるシステムの構築を行うなど、淀川水系における治水、防災に関する情報をわかりやすく発信し、洪水時における住民と淀川の関わりについても理解を深めていただくよう努める。  
(整備計画記載箇所:p39~p40)

**実施方針**

洪水予報や水防警報といった災害時に発する情報について理解されるよう平常時から事務所HPに掲載するとともに、出前講座や、広報施設アクア琵琶において直接住民に説明する。

浸水想定区域については、浸水シミュレーション動画などを作成し、わかりやすく情報発信を実施する。

**実施内容 結果**

**【出前講座】**

野洲川河川敷にて大雨が降った場合の河川状況や浸水想定、台風による洪水で被災した過年度の被災時の状況・復旧後の現状について説明。



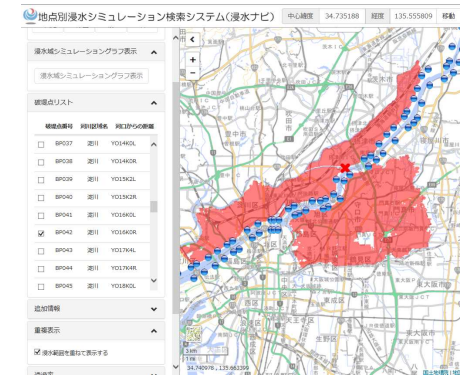
(H30.11.22)

**実施内容 結果**

**【想定最大規模の洪水浸水想定区域の公表】**

平成27年の水防法改正を受け、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を平成28年度に野洲川、瀬田川下流、平成29年度に宇治川、淀川、平成30年度に瀬田川上流において公表。

浸水ナビへ登録して地点別浸水シミュレーション結果を公表。



浸水ナビ表示画面

**【広報施設アクア琵琶における情報発信】**

広報施設アクア琵琶において、平成28年度より氾濫の状況が時系列で確認できる大型タッチパネルを用いた説明を開始。出前講座などでも、クイズなどを通じて説明。



(H30.7.21)

浸水シミュレーションモニターで大雨が降ったときの状況を説明



(H30.7.21)

防災や避難行動をクイズ形式で判りやすく学習



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

【観点】関係機関との連携

【指標】協議会等との連携内容

## 全体像

上下流の利害等の調整を円滑に進めるために、河川管理者(国・自治体)同士が議論を深めていくとともに、淀川流域全体の市町村が一堂に会し、水源地の保全や水害に強いまちづくりなど流域の市町村が一体となって取り組むべき様々な課題について意見交換できる場を設置する。

(整備計画記載箇所:p40)

## 実施方針

定期的に協議会を開催することにより、関係自治体との連携を強化していく。なお、必要に応じて、担当者会議を開催するなど、関係機関の担当者レベルでコミュニケーションの場を設けることで、より連携を図っていくこととする。

## 実施内容

淀川管内水害に強い地域づくり協議会の平成30年度の開催実績は、首長会議2回、行政WG2回、ブロック別の意見交換会6回、地域住民・自治体職員の防災意識向上を目的とした講演会を1回実施し、関係機関との連携を図った。

取組方針(平成28年8月策定)において、平成30年度は「水ビジョン」の中間年度となることから、取組実績や後半の取組予定などを各市町から発表していただき、情報交換を行うとともに、記録的な出水となった平成29年10月台風21号を踏まえ、今後の大規模氾濫への備えとして「重点5項目」を共有し、取組みの促進強化を図ることを確認した。



## 実施内容

野洲川では、平成27年度に設立した「野洲川地域安全懇談会」を平成30年度に「野洲川地域安全協議会」に改名し、平成30年度は、首長会議1回、行政WG2回開催。

瀬田川では、平成30年度に「瀬田川地域安全協議会」を設立し、首長会議1回、行政WGを2回開催。

各協議会で減災のためのハード・ソフト対策について意見交換を実施。



## 結果

協議会では、沿江市町と効果的に有意義な意見交換を行うことで、防災や河川といった複数の部署と横断的な意見交換・情報共有が可能となっている。

継続的なフォローアップと取組施策の重点化による促進強化により、水防災意識社会を再構築し大規模氾濫に備えていく。

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(淀川本川・宇治川)】

## 上下流の連系の構築

### 【観点】上下流交流の促進

### 【指標】水源地域ビジョンに基づく活動内容

#### 全体像

上下流の交流・連携を一層進め、相互の理解を深めることで、下流域は上流域に感謝し、上流域は下流域のことを気遣うような関係を構築していく。また、「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続する。  
(整備計画記載箇所:p40~p41)

#### 実施方針

上下流交流については、関係機関と連携しダム施設見学会、ダムプロジェクトマップ、水生生物調査の実施や不法投棄対策の実施など、水源地域ビジョンの理念を実践するため「天ヶ瀬ダムを観光資源に含めた宇治市域の観光発展検討会」を中心として継続的に推進する。

#### 実施内容

天ヶ瀬ダムでは、宇治観光ボランティアガイドクラブ等とともに、天ヶ瀬ダムを広く国民に知っていただき、あわせて、天ヶ瀬ダムを観光資源として活用していただくことを目的とした協働事業における施設見学(見学ハイキング・ツアー)等のイベントを平成23年度から実施している。



見学ハイキング・ツアー



プロジェクションマッピング  
(平成28年8月6日~7日)

#### 実施内容 結果

平成30年11月11日(日)に、宇治市内の6校の高等学校の生徒が集まり、高校生のアイデア、エネルギーをまちづくりに活かすことを目的とした高校生版宇治魅力発信プラットフォーム「めっ茶、好きやねん!!~宇治に届け~」が、市内の歴史・文化施設及び天ヶ瀬ダムを見学する「宇治魅力発見ツアー」を開催し、高校生の視点・アイデアを活かした天ヶ瀬ダムの利活用方策について話し合った。



○周辺観光資源見学 H30.11.11

地域の魅力確認 (萬福寺)



○グループワーク H30.11.11

ひとりひとり感想含め発表



○ダム施設見学 H30.11.11

ダムの役割を学習

宇治魅力発見ツアー  
(平成30年11月11日)

施設見学等の参加者としては、平成28年度1,512名(プロジェクトマップが1,200名含む)、平成29年度90名、平成30年度388名となっている。  
参加者からは、「ダムのはたらきがよくわかった。楽しかった」「普段入れないところが見学出来て良かった。」「宇治発電所の見学、丁寧な説明と100年の歴史と現在も動いていることに感動しました。」などの感想があり、ダムの役割について理解していただく機会となった。

# 淀川水系流域委員会

## 令和元年度進捗点検結果説明資料 【河川環境(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

令和元年12月20日

近畿地方整備局

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成28～30年度 進捗	説明資料項
1	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全	イタセンバラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数〔下流域(湛水区間)、下流域(流水区間)〕	進捗有り	3
2			ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容〔中流域宇治川〕	進捗有り	4
3			オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容〔上流域(盆地～源流部)木津川〕	該当無し	—
4			アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数〔中流域宇治川〕	進捗無し	—
5	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取組	関係機関が連携した取り組み内容	進捗有り	3
6		外来種対策の実施	外来種の現状把握と対策内容	進捗有り	5,6
7		良好な景観の保全・創出の取り組み	瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	進捗有り	7
8			河川景観を損ねている不法工作物等の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止内容・対策箇所数	進捗有り	7,8
9		ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川〕	進捗有り	9	
10	河川の連続性の確保	河岸-陸域の連続性の確保	ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数〔下流域(湛水区間)〕	進捗有り	10
11			ヨシ原の保全・再生内容・面積〔下流域(感潮区間)、下流域(流水区間)、中流域宇治川〕	進捗有り	11,12
12		内湾-汽水域-河川、琵琶湖-内湖・流入河川の連続性の確保	既設の堰・落差工の改良内容	進捗無し	—
13	川本来のダイナミズムの再生	水位変動リズム回復のための流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善	淀川大堰による水位操作の改善内容〔下流域(湛水区間)〕	進捗有り	13
14			瀬田川洗堰による水位操作の改善内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	該当有り	14
15			琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	進捗有り	14
16		流況の平滑化に対する河川環境の改善	既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数〔上流域(山間部)木津川、上流域(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川・猪名川〕	該当無し	—
17		河川環境上必要な流量を確保するための流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善	流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保内容・正常流量確保日数	進捗無し	—

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成28～30年度 進捗	説明資料項
18	流域の視点に立った水循環・ 物質循環系の構築	流域視点による水質対策の実現や流域的な現状把握 状況	水質総量規制の実施体制の検討、新たな水質浄化の取り組み内容	進捗有り	15,16
19			南湖の再生プロジェクト取り組み内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	進捗有り	17
20		水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握	琵琶湖の水質保全対策の取り組み内容・効果〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	進捗有り	16
21			河川の水質保全対策の取り組み内容	進捗有り	18
22			ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数	該当無し	-
23			流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握	河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既存ダム、ダム下流)	進捗有り
24	土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置内容・設置数(砂防施設)	該当無し		-	
25	流域管理に向けた継続的な 施策展開	モニタリングの実施	河川環境のモニタリングの実施内容	進捗有り	20
26		生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工	生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所	進捗有り	21
27		関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生	関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容	進捗有り	22
28		河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ	河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容	進捗有り	23
29		河川環境の保全と再生のための人材育成	河川環境の保全と再生のための人材育成の実施内容	進捗有り	24
30		流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の実施	流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進の実施内容	進捗無し	-

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川)】

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全、生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取組

【指標】イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数〔下流域(湛水区間)、下流域(流水区間)〕

## 全体像

水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目標とする。

淀川水系には特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンパラをはじめとして、多くの希少生物が生息している。特にイタセンパラについては近年その生息環境の悪化が強く懸念されている。そのため、淀川水系に生息する我が国固有の生物を中心として在来生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る取り組みを、関係機関とも連携し積極的に実施する。

(整備計画記載箇所:p42.43)

## 実施方針

### 【イタセンパラ(ワンド増設計画)】

ワンド整備を淀川環境委員会の指導・助言を得ながら行うと共に、再導入したイタセンパラの定着状況をモニタリングし、その結果を踏まえて、生息・生育・繁殖環境の保全・再生を進める。

淀川下流においては、平成20年3月時点で51個あったワンドを概ね10年で90個以上とするワンド増設計画等により、生息環境の大幅な改善を図る。淀川下流域の城北地区に加え、楠葉地区、木津川下流地区などの中流域においてもワンド・たまりの保全・再生を進める。

### 【関係機関との連携】

実施にあたっては、関係自治体及び専門家等により構成される「城北ワンドイタセンパラ協議会」等関係機関と連携を図る。

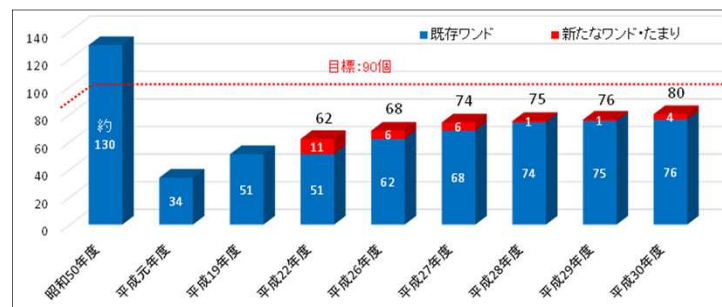


イタセンパラ

## 実施内容

### 【イタセンパラ(ワンド増設計画)】

平成28年度から平成30年度の3年間で唐崎地区をはじめ計6個のワンドを新たに整備し、ワンドの数は合計で80個となった。ワンドの整備に際し淀川環境委員会から、ワンドの大きさ、高さ等について指導・助言を得た。



ワンド個数の変遷

### 【関係機関との連携】

関係機関、住民の協力も得て外来種駆除や密漁防止のためのパトロール等を行っている。城北ワンドでは、イタセンパラ協議会にて、イタセンパラを含む在来淡水魚類の稚魚保護を目的に、イタセンパラ密漁防止巡視を2回行った。



イタセンパラ協議会による密漁防止巡視 (H30.7.14)

## 結果

平成30年春の稚魚調査では淀川下流域にてイタセンパラを20,767匹を確認した。放流した個体数(500匹)を大きく上回る個体数が確認され、野生の個体群が大きくなっていることを確認した。

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川)】

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全、生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取組

【指標】ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容〔中流域宇治川〕

## 全体像

水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目標とする。その目標のもとで、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な在来生物を保全するため、清らかな水と生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、多様な生態系を有する淀川水系を適切に引き継げるよう努める。

ナカセコカワニナ

宇治川には、ナカセコカワニナの模式産地がある。専門家の意見を聞きながらその生息・生育・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。  
(整備計画記載箇所:p42.43)

## 実施方針

専門家の意見を聞きながら、その生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策を検討し、実施する。

生息が確認されている箇所では、河川整備を行う際は、淀川環境委員会の指導・助言を得ながらナカセコカワニナの生息・繁殖環境に十分配慮する。



ナカセコカワニナ

## 実施内容

【ナカセコカワニナの保全、モニタリング】

平成30年度は、塔の島地区における護岸整備工事にあたり、工事箇所においてナカセコカワニナを確認したため、選定した移植先への移植を実施した。また、過年度の工事箇所及び移植箇所についてモニタリングを行いナカセコカワニナの生息状況等を確認した。



移植個体の計測状況



移植作業状況

【望ましい河川環境の創出】

塔の島地区の護岸構造については、有識者や専門家による委員会において検討・確認し、護岸表面に深目地がある構造としたナカセコカワニナの生態に配慮した護岸を施工した。



深目地(隙間が貝類の生息場所になる)

塔の島地区護岸

## 結果

ナカセコカワニナについては、平成30年度の宇治川での生息範囲調査の結果、東高瀬川合流点から天ヶ瀬ダム下流まで分布が確認された。

過年度の工事箇所及び移植箇所についてもナカセコカワニナの生息を確認した。ナカセコカワニナの生息・繁殖環境に適した河川環境の再生を図ることができた。

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川)】

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

## 【観点】外来種対策の実施

### 【指標】外来種の現状把握と対策内容

#### 全体像

在来種を脅かす外来種対策の推進のために、侵略的外来種の実態調査を継続し、関係機関や住民・住民団体(NPO等)と連携しながら駆除等の対策を推進するとともに、持ち込みの自粛やペットの適切な飼育を呼びかけるなど啓発活動を実施する。  
(整備計画記載箇所:p43)

#### 実施方針

河川水辺の国勢調査等を含む現地調査により、外来種の現状把握を実施する。  
なお特定外来種対策の実施にあたっては、淀川環境委員会等の学識経験者から指導・助言を得ながら効果的な対策を検討して実施する。  
淀川城北ワンドにおいて、4月～11月に月1～2回の外来種駆除作業及び外来魚駆除のイベントとして外来魚駆除釣り大会を実施する。

#### 実施内容

##### 【昆虫】

宇治川(伏見区)では平成24年度から淀川(大阪市此花区)では平成26年度からアルゼンチンアリのベイト剤による除去を実施。

##### 【植物(水草)】

平成30年度は、鳥飼ワンドや桂川で初めてオオバナミズキンバイが確認され、除去を実施した。また、拡散を防ぐため、オイルフェンス、啓発用看板を設置した。

ナガエツルノゲイトウは点野ワンド、鳥飼ワンド、本川河岸部に広く分布が確認され、約44tの駆除を行った。

##### 【外来魚】

平成30年度は、外来魚対策として城北ワンドにおいて、4月～11月に月1～2回(計16回)の駆除作業を行ったほか、外来魚駆除のイベントとして、外来魚駆除釣り大会を実施し、120名が参加しブルーギル3,183個体、オオクチバス742個体を駆除した。



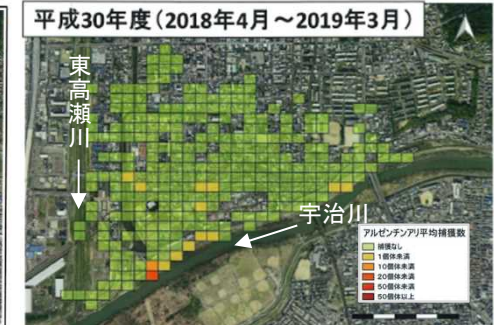
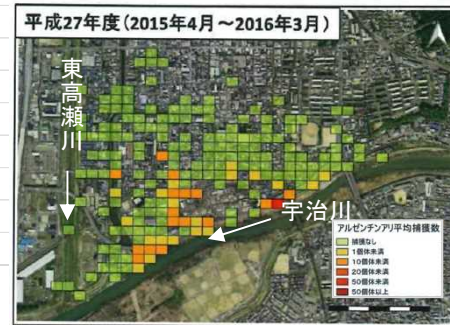
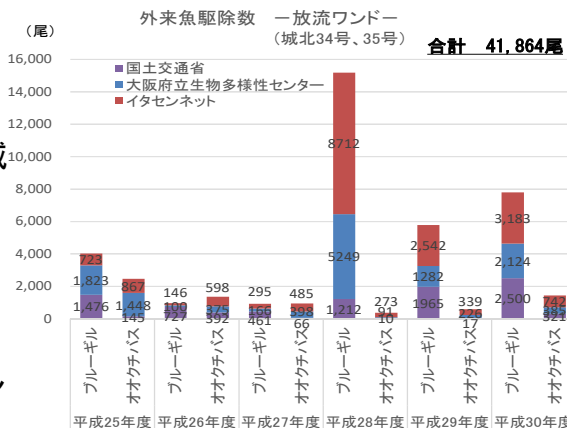
オオバナミズキンバイ対策状況(鳥飼ワンド) (H30.8.30)



外来魚駆除釣り大会 (H30.5.13)

#### 結果

継続的に他機関と連携し外来種駆除対策を実施した結果、ボタンウキクサやナガエツルノゲイトウ等の減少につながっている。一方で外来魚については、継続的に駆除を実施しているものの引き続き多くの外来魚が確認されており、イタセンパラの個体数維持のためにも継続して対策を実施していく。伏見区のアルゼンチンアリについても減少傾向にある。



アルゼンチンアリの平均捕獲数 (京都市伏見区アルゼンチンアリ根絶協議会提供)



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(瀬田川・野洲川)】

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

## 【観点】外来種対策の実施

【指標】外来種の現状把握と対策内容

### 全体像

在来種を脅かす外来種対策の推進のために、侵略的外来種の実態調査を継続し、関係機関や住民・住民団体(NPO等)と連携しながら駆除等の対策を推進するとともに、持ち込みの自粛やペットの適切な飼育を呼びかけるなど啓発活動を実施する。  
(整備計画記載箇所:p43)

### 実施方針

侵略的外来種の実態調査を継続し、関係機関や住民・住民団体(NPO等)と連携しながら駆除活動の対策・支援を推進するとともに、HP等による活動状況の情報発信、学識経験者による外来種に関する講座開催などの啓発活動を実施する。

### 実施内容

平成27年度に植物の外来種群落を調査した結果、瀬田川では、アレチウリ、オオバナミズキンバイなど4種の特定外来種、約0.26ha(全植生区分の割合0.6%)を確認。野洲川では、特定外来種のアレチウリの1種のみ、約0.05ha(全植生区分割合0.01%)を確認している。

瀬田川では、近年オオバナミズキンバイなどの水草繁茂が著しいため、平成28年度以降、IVUSA(NPO国際学生ボランティア協会)との協働による水草対策を実施し、平成29年にはIVUSAに河川愛護功労者表彰を行った。



### 実施内容

また、水草駆除活動を実施するにあたり、学識経験者による『侵略的外来水生生物(オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ)の駆除方法に関する勉強会や駆除実習』を開催している。

#### 学識経験者による駆除方法勉強会

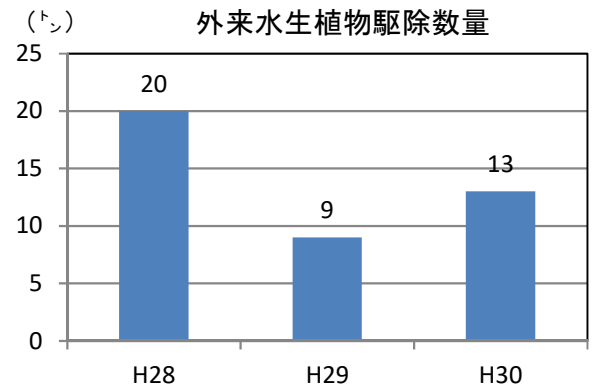


#### 学識経験者指導による駆除実習



### 結果

オオバナミズキンバイ等の特定外来種の生息状況を踏まえて、地域住民、NPO団体等と連携した駆除活動等を行うとともに、活動状況のHP掲載などにより啓発することで継続して外来種対策を実施できている。



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(瀬田川・野洲川)】

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承


【観点】良好な景観の保全・創出の取り組み





【指標】瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕

河川景観を損ねている不法工作物等の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止内容・対策箇所数

全体像
<p>瀬田川の水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会からの提言「瀬田川のあるべき姿」にもとづき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境と調和した河川施設とするよう、構造物の形状や色彩について検討を行い改善する。</p> <p>河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止に努める。(整備計画記載箇所:p44)</p>

実施方針
<p>不法投棄警告看板の整備、ホームページを活用した啓発を積極的に実施するとともに、住民と連携した清掃活動、啓発活動を実施する。</p> <p>河川景観を損ねている不法係留船は、条例に基づき滋賀県と連携して対策を進める。</p>

実施内容	結果
<p>不法投棄警告看板をこれまでに60箇所設置し、瀬田川一斉清掃等の実施により約52㎡のゴミを処理。</p> <p>また、瀬田川においてH29年度は不法係留船が3隻あったが、H30年度に入り、2隻が見当たらなくなった。また、不法係留船に対しては、警告看板の設置を行うとともに、H30年度に玉野浦地先の不法係留船1隻を河川管理者において撤去した。</p>	

実施内容	結果																								
<p><b>不法投棄対策</b></p> <p>知っていますか? 河川に捨てられるゴミの量!</p> <p>全国的に問題となっている河川のゴミ投棄について、琵琶湖河川事務所が管理する瀬田川・野洲川での現在の状況をゴミマップで紹介しています。</p> <p>【琵琶湖河川事務所HP】 <a href="http://www.biwakokasen.go.jp/others/gomimap/index.html">http://www.biwakokasen.go.jp/others/gomimap/index.html</a></p>   <p>瀬田川一斉清掃(H30.10.28)の回収ゴミ</p>	<p><b>不法投棄ゴミ処理量</b></p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>処理量 (㎡)</th></tr> <tr><td>H28</td><td>50</td></tr> <tr><td>H29</td><td>140</td></tr> <tr><td>H30</td><td>50</td></tr> </table> <p><b>不法投棄警告看板の設置数(累計)</b></p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>設置数 (箇所)</th></tr> <tr><td>H28</td><td>65</td></tr> <tr><td>H29</td><td>70</td></tr> <tr><td>H30</td><td>60</td></tr> </table> <p><b>不法係留船船数(瀬田川)</b></p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>船数</th></tr> <tr><td>H28</td><td>3</td></tr> <tr><td>H29</td><td>3</td></tr> <tr><td>H30</td><td>0</td></tr> </table>	年度	処理量 (㎡)	H28	50	H29	140	H30	50	年度	設置数 (箇所)	H28	65	H29	70	H30	60	年度	船数	H28	3	H29	3	H30	0
年度	処理量 (㎡)																								
H28	50																								
H29	140																								
H30	50																								
年度	設置数 (箇所)																								
H28	65																								
H29	70																								
H30	60																								
年度	船数																								
H28	3																								
H29	3																								
H30	0																								
<p><b>不法係留船対策</b></p> <p>是正前</p>  <p>瀬田川 (H27.11.5)</p> <p>警告看板</p> <p>是正後</p>  <p>瀬田川 (H31.4.12)</p> <p>清掃活動を継続的に実施してきたことによって、瀬田川の良好な景観については、保全されている。また、不法係留船の撤去によって、瀬田川河畔の景観を保全することができた。</p>																									

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川)】

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

【観点】良好な景観の保全・創出の取り組み

【指標】河川景観を損ねている不法工作物等の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止内容・対策箇所数

**全体像**

河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止に努める。(整備計画記載箇所:p44)


**実施方針**

不法耕作に対し是正看板設置や現地指導を行い、警告看板をした後に現地の整地を実施している。

河川区域内へのゴミ投棄対策として、啓発活動、警告看板設置を進める。水上バイクの利用は全川的に迷惑行為として禁止しており、不法係留船及び投棄船の現地調査結果を関係機関へ情報提供し不法係留解消に向け取り組みを進める。

**実施内容**

平成28年度から平成30年度にかけて、淀川本川(大阪市域、守口市域、枚方市域、高槻市域)において、13件約870㎡の不法耕作等を是正した。



不法耕作是正前(大阪府高槻市)      不法耕作是正後(大阪府高槻市)

平成28年度から平成30年度にかけて、不法投棄を警告するための看板を11箇所設置した。

**実施内容**

平成28年度から平成30年度にかけて、これまでに引き続き不法係留船の所有者に対して是正指導を行い、大阪市域の9隻を是正した。



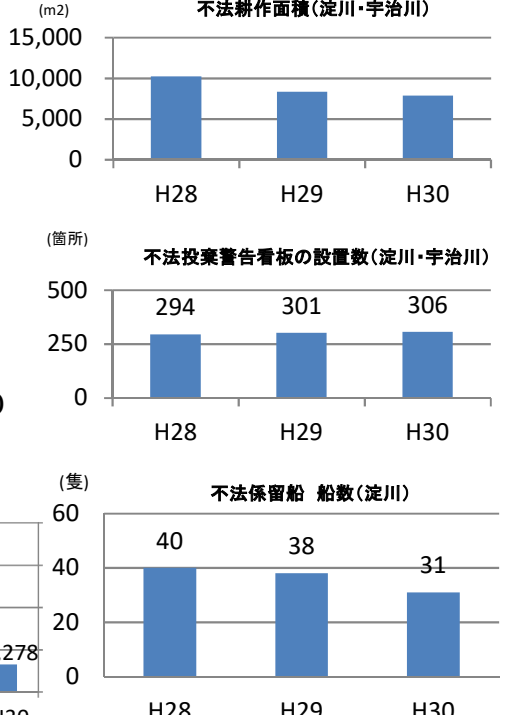
不法係留船是正前      不法係留船是正後

**結果**

淀川本川・宇治川の平成30年度末時点の不法耕作面積は約8千㎡となっている。不法耕作面積は減少傾向にある。

平成30年度の不法投棄警告看板は306箇所となり、対策を進めている。不法係留船は31隻となり、減少傾向となっている。

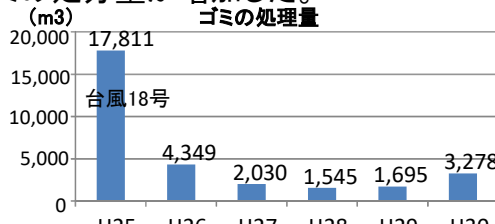
河川区域内における不法投棄の量は減少傾向にあったが、平成30年度は台風21号の影響もあり、ゴミの処分量が増加した。



年度	面積(m <sup>2</sup> )
H28	10,000
H29	8,000
H30	7,500

年度	箇所数
H28	294
H29	301
H30	306

年度	船数
H28	40
H29	38
H30	31



年度	処理量(m <sup>3</sup> )
H25	17,811 (台風18号)
H26	4,349
H27	2,030
H28	1,545
H29	1,695
H30	3,278

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川)】

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

【観点】良好な景観の保全・創出の取り組み

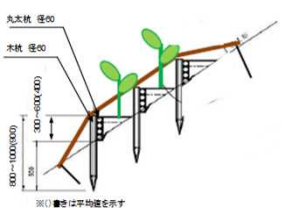

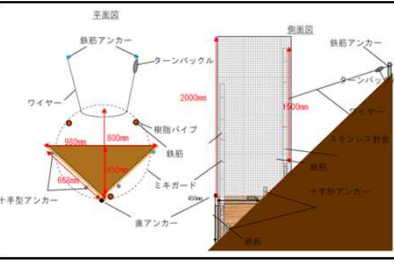
【指標】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数[上流域(山間部)宇治川～瀬田川]

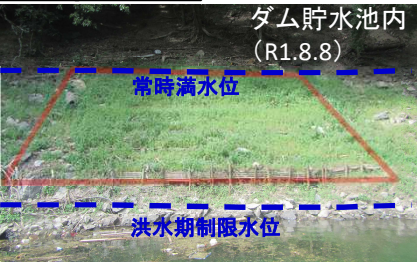
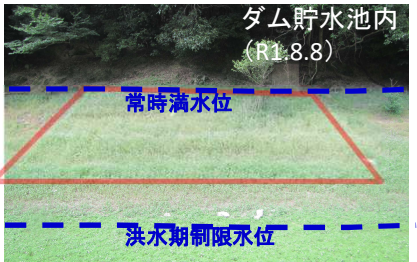
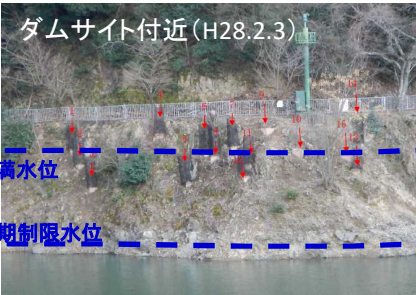

**全体像**

良好な景観の保全・創出のために、ダム貯水池の斜面における水位変動域の裸地対策として緑化等を行うとともに、ダム周辺における構造物等の景観対策について検討する。(整備計画記載箇所:p44)

**実施方針**

天ヶ瀬ダムにおいて、良好な景観の確保及び創出することを目的として、ダムサイトや対岸道路の人の視界に入る裸地の面積を減らす。  
 近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会等の助言に基づき天ヶ瀬ダムに最適な導入樹種や、植栽方法を工夫しながら、適切なダム周辺の景観対策等を実施する。

実施内容	結果
天ヶ瀬ダム貯水池内の冠水の影響を受けるE.L.74.0m～.78.0mの高さにおいて、平成20年・平成24年度にアカメヤナギ等のさし木、ジャヤナギ・コナラ・ウツギ等の苗木を植栽を実施した。平成27年度は、ダムサイト右岸の冠水の影響を受けにくいEL77.0m付近の高さにイロハモミジ・ウラジロガシ等の苗木を基盤工に植栽し、シカによる食害対策工を設置することにより、生育初期の基盤安定性を図る試験施工を実施した。	  <p>H20・H24施工状況</p>  <p>H27試験施工標準図</p>

実施内容	結果
 <p>H20施工箇所</p>  <p>H24施工箇所</p> <p>平成20年・平成24年度の試験施工では、植生の活着が確認できたのは植栽総本数82本の内、ジャヤナギ6本のみ。活着率が低い原因としては、食害、長期冠水が主要因と考えられる。また、レモンエゴマやカッコウアザミ等の比較的成長の早い草本の繁茂が確認できた。</p>	 <p>H27撮影 H27施工箇所</p>  <p>R1撮影 H27施工箇所</p> <p>平成27年度は平成20年・平成24年度の試験施工結果を踏まえて、比較的冠水等の影響を受けないところを選定して、食害対策を施して、15本の苗木を植樹し、現在のところ順調に生育しており、冠水の影響を受けない箇所においては施工方法が有効であることを確認出来ている。              今後は詳細な追跡調査を行うとともに、冠水の影響を受ける箇所については、草本を中心に検討する。また良好な景観確保としての裸地対策としてダム訪問者にアンケート調査等を行い優先箇所の選定していく。</p>

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川)】

## 河川の連続性の確保

### 【観点】河岸-陸域の連続性の確保

【指標】ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数〔下流域(湛水区間)〕

全体像	実施方針
<p>今後の河川整備は、「川が川をつくる」のを手伝えるとの認識のもと、「多自然川づくり基本指針」(平成18年10月)に基づき、山から海までのつながり、流水・流砂や生物・生態系のつながり、川や湖と人の暮らしとのつながりを回復するため、河川の横断方向及び縦断方向の連続性、湖や河川と陸域との連続性を徹底して確保することを目指す。</p> <p>水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯等の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げ、ワンドやたまりの整備を実施する。(整備計画記載箇所:p44~p46)</p>	<p>淀川下流においては、平成20年3月現在51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画等を進める。</p> <p>淀川環境委員会の指導・助言を得ながら、その効果を再確認した上で、ワンドの整備を実施していく。</p>

実施内容	結果																					
<p>ワンドの整備に際しては、ワンドの背後地、冠水頻度の高い基盤(水陸移行帯)の創出を目的に、高水敷の切り下げを実施するとともに、生物(魚類や貝類など)の生息・生育・繁殖環境の創出のためにワンドの造成を行った。</p>	<p>唐崎ワンドの造成イメージ</p> <p>平成30年度は、淀川環境委員会にて、ワンドの大きさ、高さ等について指導・助言を頂き唐崎地区他で新設ワンドを計4個整備した。</p> <table border="1"> <caption>淀川下流域におけるワンドの個数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>既存ワンド</th> <th>新たなワンド・たまり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和55年度</td> <td>約130</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成元年度</td> <td>34</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>51</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>74</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>75</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>76</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	年度	既存ワンド	新たなワンド・たまり	昭和55年度	約130	0	平成元年度	34	0	平成19年度	51	0	平成28年度	74	1	平成29年度	75	1	平成30年度	76	4
年度	既存ワンド	新たなワンド・たまり																				
昭和55年度	約130	0																				
平成元年度	34	0																				
平成19年度	51	0																				
平成28年度	74	1																				
平成29年度	75	1																				
平成30年度	76	4																				

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川)】

## 河川の連続性の確保

### 【観点】河岸-陸域の連続性の確保

【指標】ヨシ原の保全・再生内容・面積〔下流域(感潮区間)、下流域(流水区間)、中流域宇治川〕

### 全体像

水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯等の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げ、ワンドやたまりの整備を実施する。

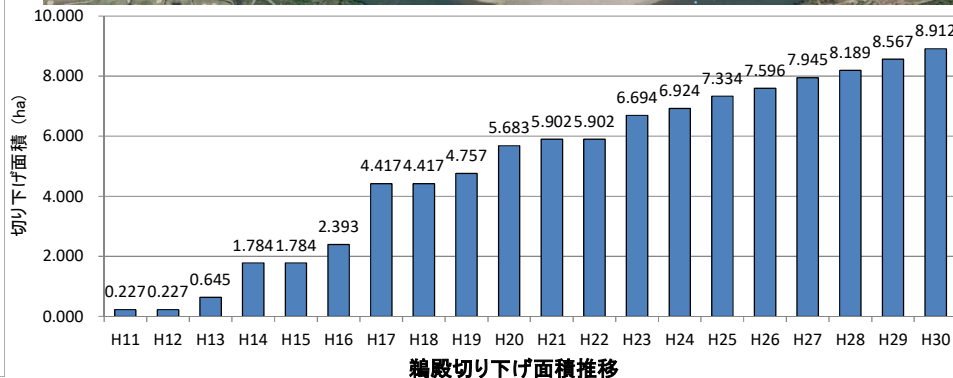
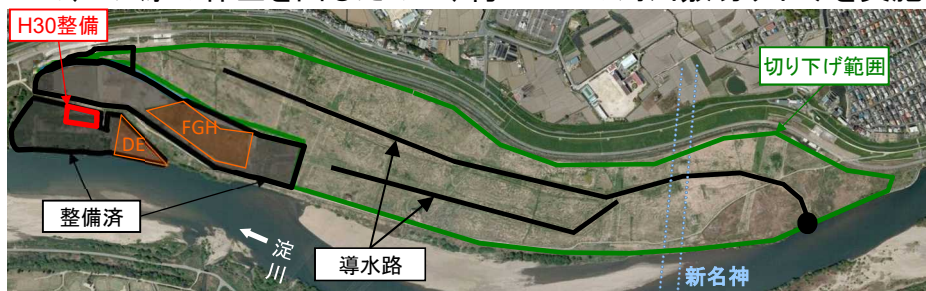
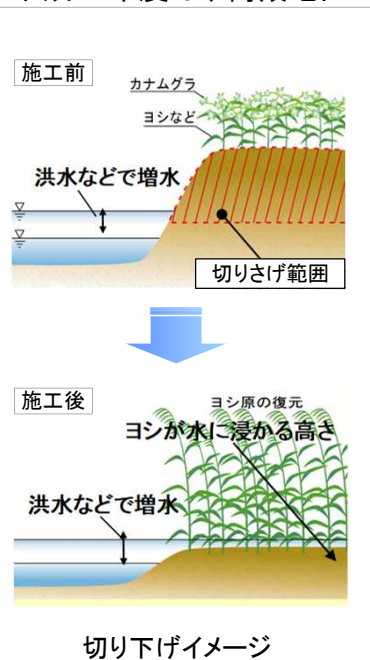
- ・ヨシ原の保全再生を図る。(淀川 鵜殿地区)
- ・琵琶湖とつながる川のヨシ帯を再生する。(野洲川 河口部) (整備計画記載箇所:p44~p46)

### 実施方針

鵜殿地区においては干陸化したもしくは、干陸化しつつある河川敷の切り下げを行い、ヨシ原の保全を図っていく。ヨシ原の再生及びモニタリング調査は、淀川環境委員会の指導・助言を得ながら検討し、実施していく。

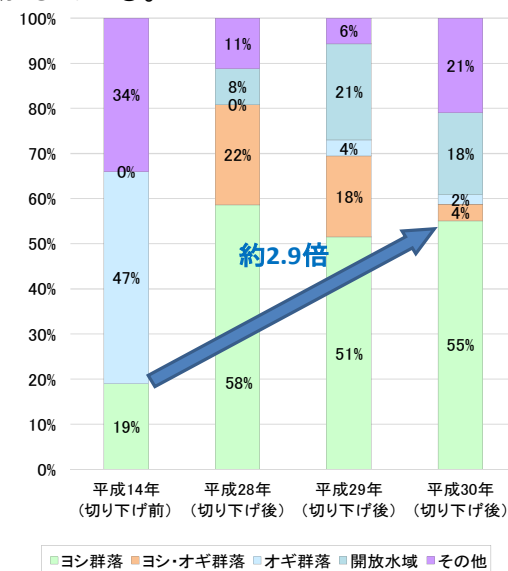
### 実施内容

平成30年度は、鵜殿地区において、ヨシ原の保全を図るために、約0.34haの河川敷切り下げを実施。



### 結果

鵜殿地区に占めるヨシ群落の面積割合は、昭和49年頃は27%あったが、平成元年頃に7%にまで減少した後増減を繰り返し、平成30年度現在では、秋季において10%程度となっている。一方、切り下げを実施したD~Hのヨシ群落面積割合は、切り下げ前の19%から、切り下げ後の55%となり、およそ2.9倍に増加している。



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(瀬田川・野洲川)】

## 河川の連続性の確保

### 【観点】河岸-陸域の連続性の確保

【指標】ヨシ原の保全・再生内容・面積〔下流域(感潮区間)、下流域(流水区間)、中流域宇治川〕

### 全体像

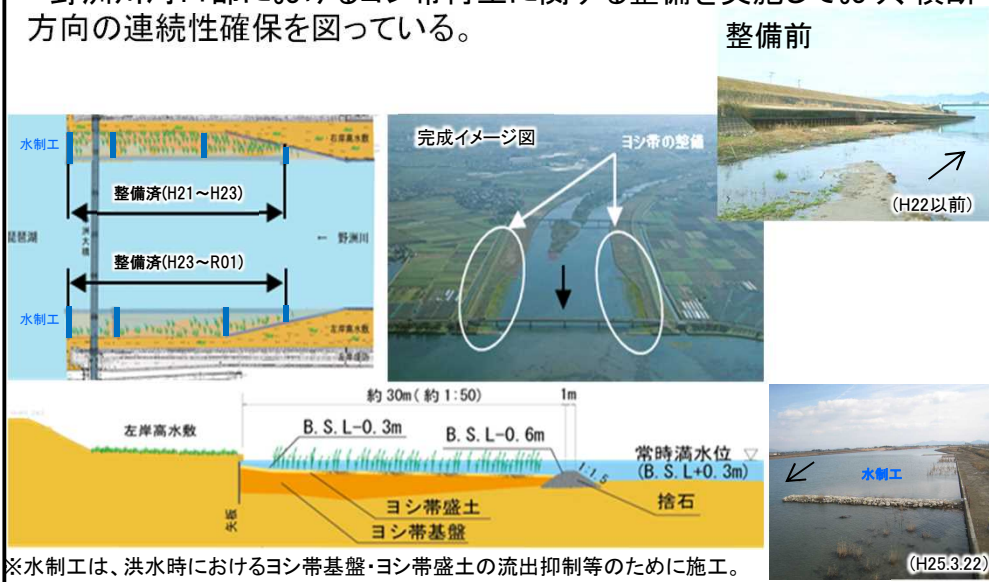
水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯等の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げ、ワンドやたまりの整備を実施する。  
・琵琶湖とつながる川のヨシ帯を再生する。(野洲川 河口部)  
(整備計画記載箇所:p44~p46)

### 実施方針

野洲川について、横断方向の連続性確保のためのヨシ帯再生整備を進める。河川レンジャー、地元中学生等と連携したヨシ帯モニタリング調査を実施する。

### 実施内容

野洲川河口部におけるヨシ帯再生に関する整備を実施しており、横断方向の連続性確保を図っている。



※水制工は、洪水時におけるヨシ帯基盤・ヨシ帯盛土の流出抑制等のために施工。

### 実施内容

右岸側の状況 (H22年4月移植)



左岸側の状況 (H25年3月移植)

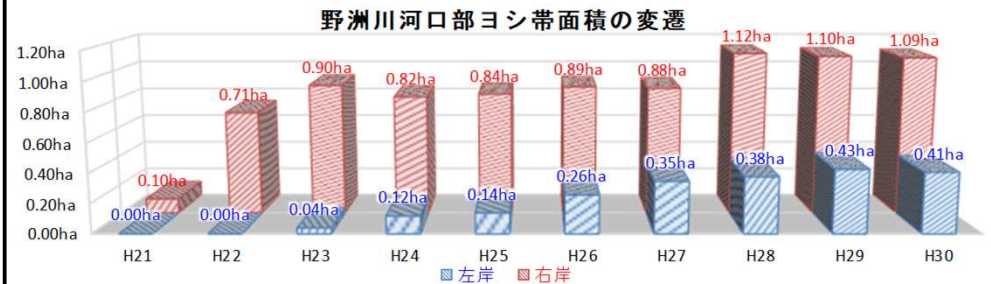


平成30年度、ヨシ帯再生状況の把握のため、地元中学生等と連携してヨシ帯モニタリング調査を継続的に実施。



### 結果

野洲川河口部ヨシ帯面積は、年々拡大しており、平成30年度時点では、約1.50haのヨシ帯を確認。



川本来のダイナミズムの再生

【観点】水位変動リズム回復のための流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善

【指標】淀川大堰による水位操作の改善内容〔下流域(湛水区間)〕

全体像

河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、堰による水位操作の改善やダム等の運用の改善など必要な方策を関係機関と協議・調整をした上で実施する。淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3.0mからOP+2.5mに概ね50cm低く維持した上で、自然の水位変動に近い水位操作を行い、概ね10年以内を目途に操作方法を確立する。また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。  
(整備計画記載箇所:p48)

実施方針

治水への影響や水需要の抑制をふまえた利水への影響を考慮した上で、淀川大堰の試行操作を行い、自然の水位変動に近づける。

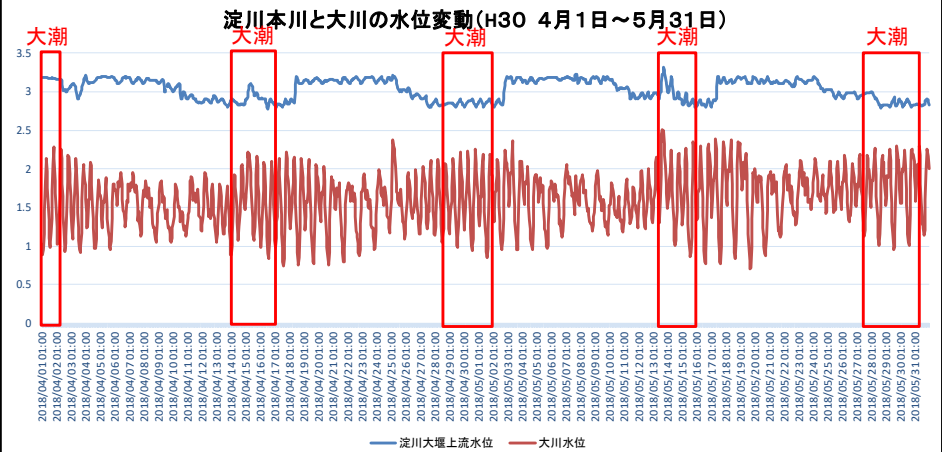
堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育・繁殖環境の調査を実施し、問題点等実態を把握の上、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施していく。



大川への流量調節を担う毛馬水門を境に淀川本川と大川に水位差が発生

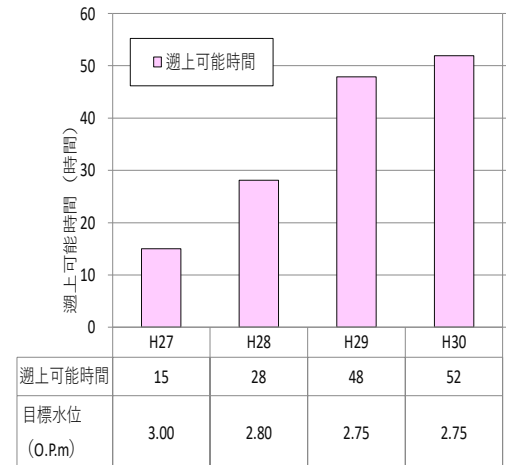
実施内容

淀川大堰上流の水位変動幅を拡大させてコイ・フナ類の産卵を促進し、加えて大川からのアユの遡上にも配慮した水位操作の試験的な運用を実施している。



結果

平成30年度調査では城北34号北ワンド、城北35号北ワンドにおいて計232個体のコイ・フナが確認された。また、淀川大堰の水位操作により、操作を実施していない平成27年と比較すると毛馬水門からアユが遡上できる時間が約3倍に延長された。





# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(瀬田川・野洲川)】

川本来のダイナミズムの再生

【観点】水位変動リズム回復のための流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善

【指標】瀬田川洗堰による水位操作の改善内容[上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)]

琵琶湖における水位低下緩和方策の実施内容[上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)]

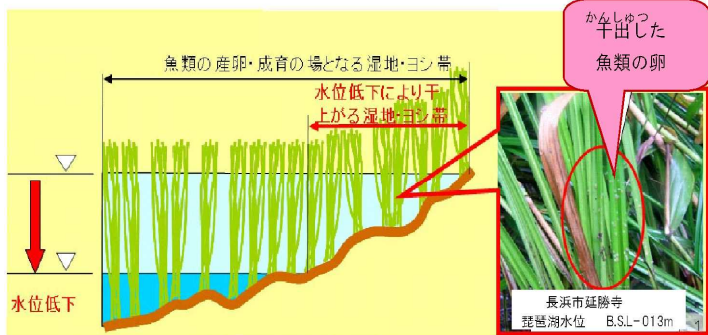
## 全体像

琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するために、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。(整備計画記載箇所:p48)

## 実施方針

瀬田川洗堰操作規則に則った操作の中で、治水・利水に影響のない範囲で穏やかな水位操作に努める。

今後も、制限水位への移行期において、治水・利水への影響を把握しつつ、上下流に大きなインパクトを与える全開放流を極力行わないよう、計画的な水位低下について検討していく。



【水位低下による魚類への影響】

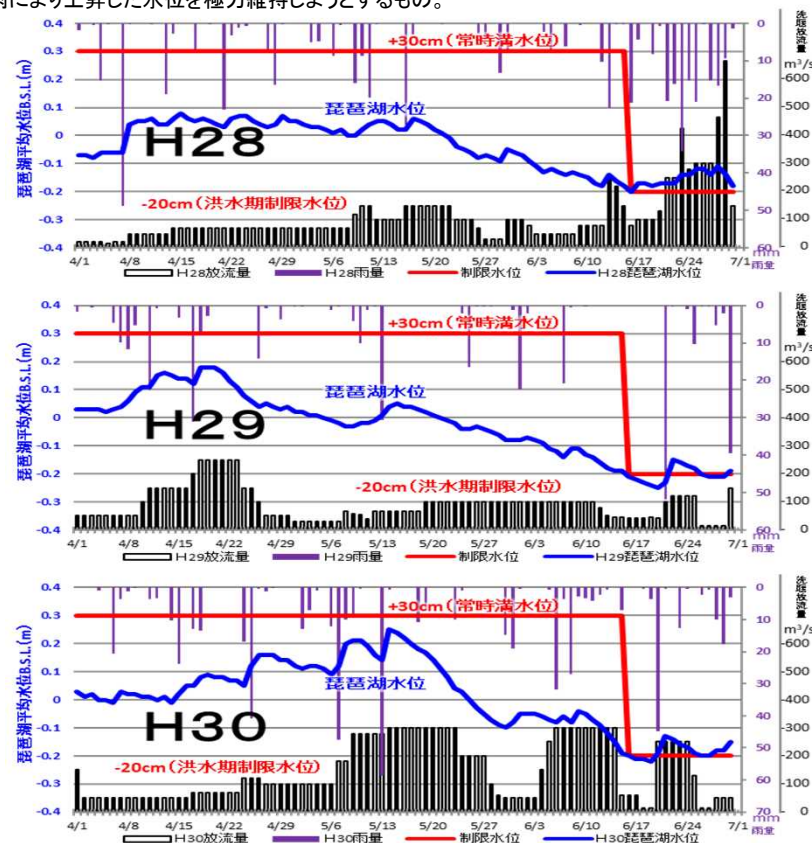


## 実施内容

## 結果

水陸移行帯WGで学識者のご意見を聞きながら10年間の試行を行い、平成25年度に「試行操作(案)※」をとりまとめた。平成30年度の制限水位への移行期においては、過去2カ年の4月以降の降雨量よりも多く降雨があり水位が高い状態であったが、その後大きな降雨がなかった為、全開放流を行うことなく計画的な水位低下が実施できた。

※治水と利水に影響を与えない範囲において、魚が産卵しやすいといわれている水位を維持するとともに、降雨により上昇した水位を極力維持しようとするもの。



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川)】

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

【観点】流域視点による水質対策の実現や流域的な現状把握状況

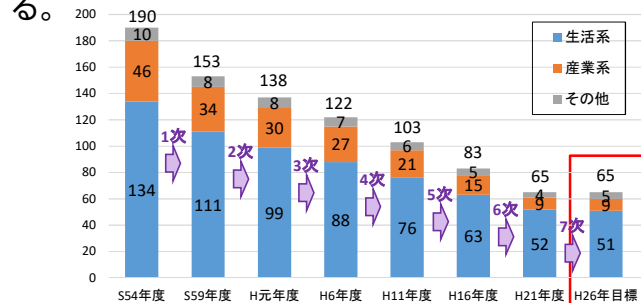
【指標】水質総量規制の実施体制の検討、新たな水質浄化の取り組み内容

## 全体像

流域対策と連携した水質の保全のために、これまでの流域における社会活動、河川の整備が淀川の水質に与えている影響を真摯に受け止め、河川やダム貯水池及び沿岸海域の水質及び底質の改善には、河川内での浄化対策に加えて、流域からの河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等、流域全体での取り組みを強力に進めることにより、「琵琶湖・淀川流域圏の再生」や「大阪湾の再生」の実現を目指す。(整備計画記載箇所:p50)

## 実施方針

水質総量規制制度は、水質汚濁防止法等に基づき、人口、産業等の集中による汚濁の著しい広域的な閉鎖性海域(東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海)で水質改善を図るため、昭和54年以降7次にわたり、COD、窒素、リンを対象(窒素、リンは5次から)に実施され、現在まで汚濁負荷の削減が図られている。

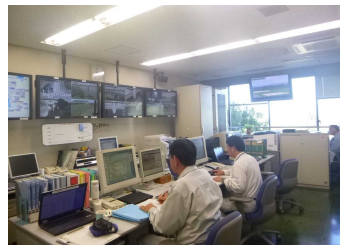


汚濁負荷の削減を目指し、油やその他の化学物質の流出事故などを早期に発見するため、即時的な水質監視体制を確立する。

生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましく、安心して水辺で遊べ、水道資源としても望ましいなど、平常時における河川の水質について、流域をも対象としたデータの共有化を図る。

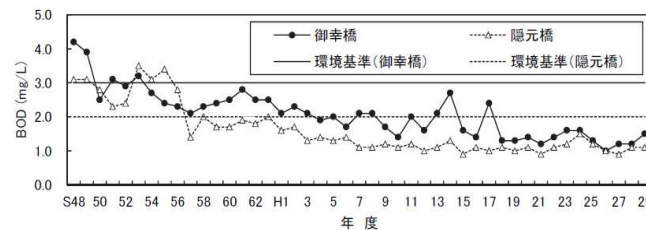
## 実施内容

### 【水質監視体制】



淀川河川事務所 集中管理センター

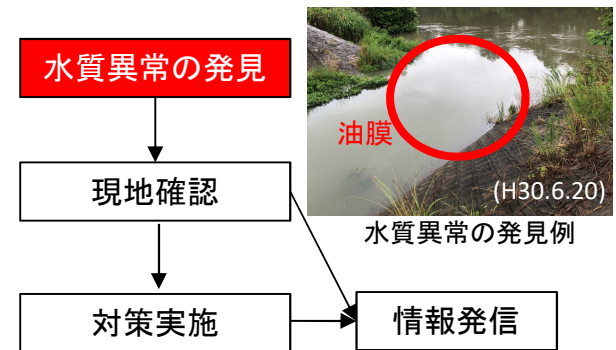
即時的な体制として、淀川河川事務所内の集中管理センターにて、平成18年4月から24時間監視を実施している。



宇治川のBOD(75%値)の推移

出典:琵琶湖・淀川水質保全機構HP

### 【水質異常への対応フロー】



水質異常の発見例



対策の実施例

## 結果

24時間監視を実施することで、水質事故の早期発見に繋がりに、汚濁負荷低減の一助となっている。

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(瀬田川・野洲川)】

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

【観点】流域視点による水質対策の実現や流域的な現状把握状況、水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握

【指標】水質総量規制の実施体制の検討、新たな水質浄化の取り組み内容、河川の水質保全対策の取り組み内容

琵琶湖の水質保全対策の取り組み内容・効果〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕

## 全体像

河川・湖の水質保全対策のために、琵琶湖・ダム貯水池・河川の水質及び底質の改善についても、汚濁メカニズムの調査検討を踏まえ、各種の対策を継続的に進める。

琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質の調査について関係機関と連携して取り組む。

自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みや流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究について、滋賀県、水資源機構、住民団体と連携して取り組む。

河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施する他、河川水質のみならず、沿岸海域水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図る。

(整備計画記載箇所:p50~p53)

## 実施方針

琵琶湖水質の状況把握を目的に、月1回の頻度で滋賀県、水資源機構の3者で水質調査を実施。

滋賀県環境審議会(水・土壌・大気部会)、淀川水質汚濁防止連絡協議会にて調査結果の情報共有を図るとともに、今後も継続して取り組む。

淀川水系においては「淀川水質汚濁防止連絡協議会」が組織されており、関係自治体・関係機関・学識者と共に連携しながら、流域的な水質管理及び汚濁対策について検討し、水質に関する情報収集・交換・相互の連絡調整を図る。

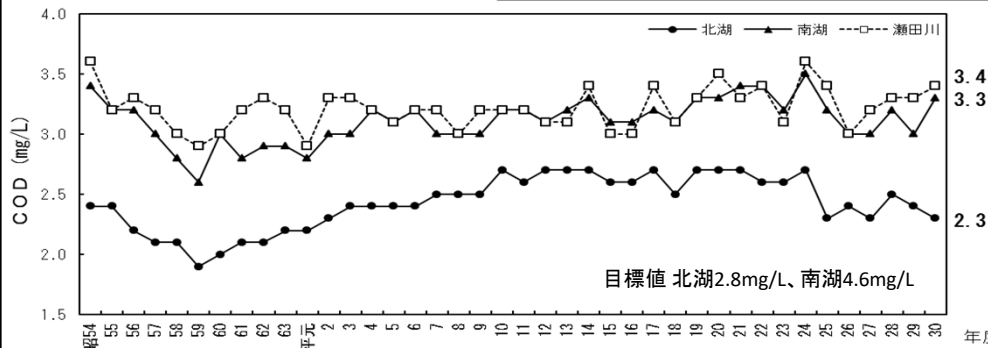
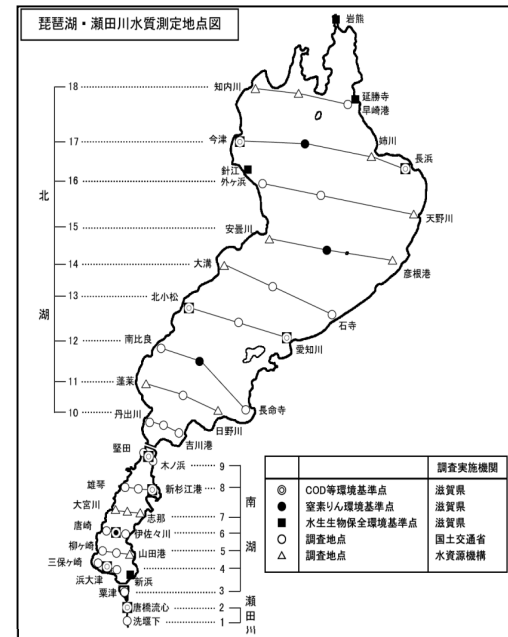
## 実施内容

## 結果

平成28年度から平成30年度においても琵琶湖、瀬田川の24地点において、月1回の頻度で水質調査を実施し、滋賀県環境審議会(水・土壌・大気部会)、淀川水質汚濁防止連絡協議会にて、水質調査結果等の情報共有を行った。



採水状況(琵琶湖)



平成30年度は、北湖のCODは2.3mg/lと前年度並みで、過年度より少し低かった。南湖のCODは3.3mg/lと前年度より少し高く、過年度並だった。

出典: 滋賀県環境審議会水・土壌・大気部会資料(平成31年7月) (平成30年度公共用水域水質測定結果(琵琶湖・河川))

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(瀬田川・野洲川)】

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

【観点】流域視点による水質対策の実現や流域的な現状把握状況

【指標】南湖再生プロジェクト取り組み内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕

## 全体像

水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。

(整備計画記載箇所：p43)

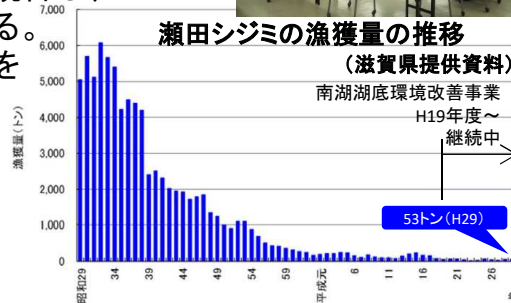
## 実施方針

国土交通省、水産庁、滋賀県、大津市、草津市、守山市、野洲市、水資源機構による「流域企画ワーキング」を設置し、水草異常繁茂の現状・課題等の情報共有や「南湖湖底環境改善事業」と連携を図りながら事業を実施する。

## 実施内容

平成27年度に「南湖再生ワーキンググループ」「水草連携打合せ」は「流域企画ワーキング」という名称で統合し、関係機関と情報共有を図っている。平成28年度以降は以下の内容を情報共有している。

- ①瀬田川を含む水草繁茂状況
- ②水草対策状況
- ③南湖湖底環境改善事業(窪地埋め戻し)の実施状況
- ④セタシジミ等の漁獲量など

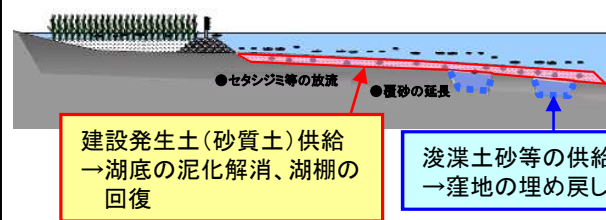


## 実施内容

平成27年度からの「流域企画ワーキング」においては、外来種の「オオカナダモ」特定外来種「オオバナミズキンバイ」などの異常繁茂による水質や生態系への悪影響について情報共有し、瀬田川においてはNPO団体等との協働による水草対策を取り組んだ。

また、滋賀県による南湖湖底改善事業において、事業実施水域にシジミ稚貝放流を実施し、生息密度が上昇する効果を確認したがH26年に窪地周辺水域で水草が大量繁茂し、その流れ藻による湖底環境の悪化でシジミ漁再開には至っていない。

南湖湖底環境改善事業の概要図(滋賀県より)



NPO団体と協働で実施した特定外来種の駆除活動状況 (H29.9.9)

## 結果

関係機関による横断的な協議会を設置し、継続的に情報共有を図ることで、NPO団体等と連携した特定外来種駆除活動等を継続している。



瀬田川のオオバナミズキンバイの駆除状況 (H30.9.11)

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川)】

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握

【指標】河川の水質保全対策の取り組み内容

## 全体像

河川の水質保全対策のために、河川、湖及びダム貯水池における水質環境基準を達成を目標とすることにとどまらず、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源として望ましいなど、平常時における河川水質の新たな目標(生物指標による目標を含む)を設定し、監視地点、測定頻度や監視項目を増加させる等、平常時における監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)が行う水質保全活動について支援を行う水質保全活動について支援を行い、流域をも対象としたデータの共有化を図る。(整備計画記載箇所:p51)

## 実施方針

水質汚濁防止法の規定に基づいた各府県の水質測定計画及び水文観測業務計画により、府県内の公共用水域の水質を環境基準に照らし合わせて監視していく。重金属、ダイオキシン類等の有害物質について調査を行う。

淀川水系においては「淀川水質汚濁防止連絡協議会」「神崎川水質汚濁対策連絡協議会」が組織されており、関係自治体・関係機関・学識者と共に連携しながら、流域的な水質管理方法及び汚濁対策について検討し、水質に関する情報の収集・交換、相互の連絡調整を図る。

## 実施内容

### 【水生生物調査】

淀川水系の流域の人々に河川愛護や水質問題に関心を持ってもらうことを目的に淀川十三干潟、宇治川京滋バイパス下流で沿川の中学生らが参加して水生生物調査を実施した。

淀川水系における水生生物調査参加者数(H28~H30)

河川名	実施年月日	場所	参加人数
淀川本川	H30.8.10	十三干潟	51名
宇治川	H30.8.8	京滋バイパス下流	24名
淀川本川	H29.7.24	柴島干潟	40名
宇治川	H28.8.5	宇治橋	19名
淀川本川	H28.7.21	柴島干潟	37名

## 実施内容

### 【河川水質の監視地点・測定項目・測定】

水質汚濁防止法の規定に基づいた各府県の水質測定計画及び水文観測業務計画により、府県内の公共用水域の水質を環境基準に照らし合わせて監視した。重金属、ダイオキシン類等の有害物質調査では、基準値を超過したデータは観測されなかった。

### 【流域の関係機関と連携した施策】

河川管理者として実行可能な施策として、既存の水濁協活動の取組として水質管理体制の強化、水物質循環に係る調査、住民連携について協議を実施した。

### 【底質モニタリング】

汽水域、湛水域において、底質モニタリングを8月に実施した。



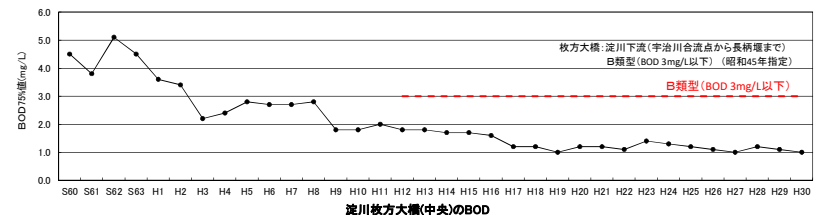
底質モニタリング  
(汽水域)試料採取状況



底質モニタリング  
(湛水域)試料採取状況

## 結果

淀川のBOD年平均値は、近年、2.0mg/l未満である。また、重金属、ダイオキシン類等の有害物質調査でも、基準値未満を維持しており、環境ホルモン等についても異常値は観測されていない。



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川)】

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

**【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握**

**【指標】河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既存ダム、ダム下流)**

## 全体像

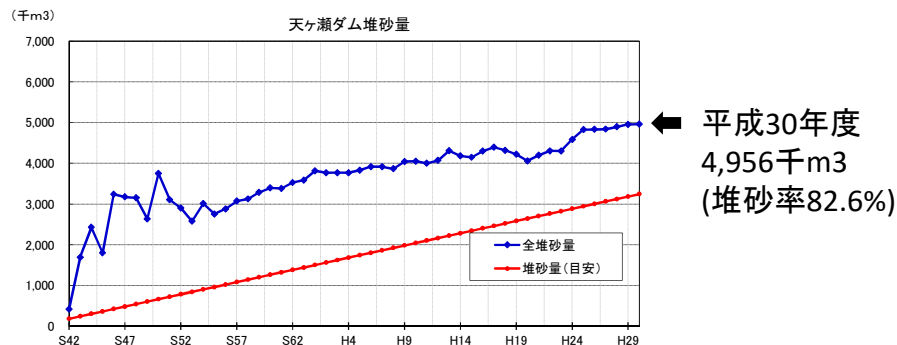
土砂移動の連続性の確保のために、川底、水辺や河原、河川敷などの河川空間は、上流部などから洪水の度に繰り返し運ばれる土砂が堆積・移動することによって形成されることから、洪水に含まれる土砂の粒径分布や、その堆積場所や堆積量が変化することは、流水中や水辺等に生息・生育・繁殖する生物にとっても環境変化を生じさせることになる。このため土砂移動を分断しているダム等の河川横断工作物について、土砂移動の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。(整備計画記載箇所:p54)

## 実施方針

淀川水系全体の総合土砂管理方策について淀川水系全体の土砂収支を把握するための長期シミュレーション、土砂動態マップの検討など土砂管理方策について検討を行い、既設ダムを管理する水資源機構と連携し進める。

## 実施内容 結果

天ヶ瀬ダムにおいて土砂動態の実態把握のためのモニタリングを継続して実施した。堆砂については、今後も監視を行い、ダム機能の維持に向け堆砂土除去の検討を行っていく。



## 実施内容 結果

### ○モニタリングの実施

淀川水系総合土砂管理方策の検討における現状の土砂動態把握モデルの精度向上及び土砂還元を見据えたモニタリングのために、ダムの堆砂測量や濁度計測及び下流河川の稚魚調査等のモニタリング調査を実施した。



濁度計測(槇尾山)

### ○宇治川における置砂試験に向けた検討

宇治川では、河床低下や粗粒化が進行し、物理環境の悪化による自然環境の劣化が顕在化している。また、上流天ヶ瀬ダムでは堆砂が目安より進行していることから天ヶ瀬ダムの堆砂を利用した置砂試験について検討している。



橋脚の基礎の露出(観月橋)

流域管理に向けた継続的な施策展開

【観点】モニタリングの実施

【指標】河川環境のモニタリングの実施内容

全体像

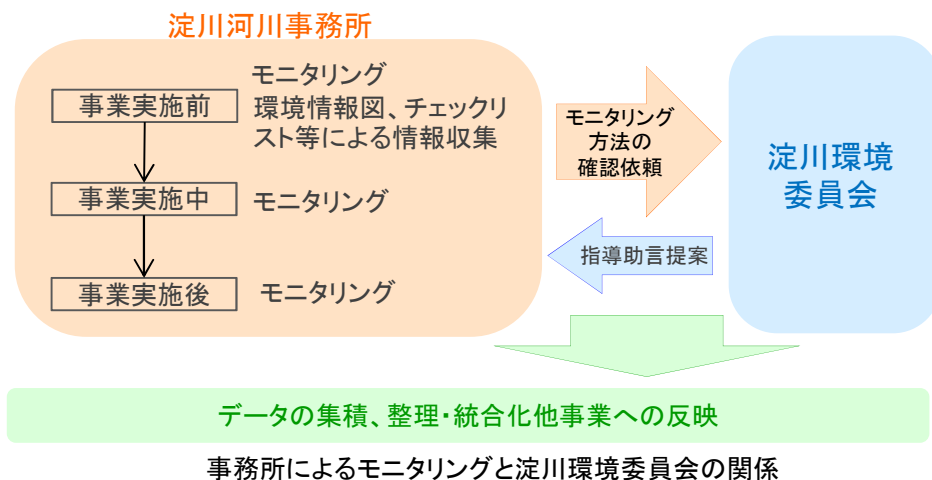
河川整備にあたって、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する評価を行い、数多くの知見を集積してより良い河川環境の創出につなげる。(整備計画記載箇所:p55)

実施方針

河川整備について、河川環境の変化をできるだけ客観的に評価できるように努め、事業実施前後にモニタリングを実施する。

なお、調査にあたっては、住民・住民団体(NPO等)と協働した調査を実施するとともに、調査の実施方法、分析・評価結果を公表する。

また、河川レンジャーのコーディネートなどにより、住民・住民団体(NPO等)と連携強化を推進し、事業完了後において、地域住民が主体となりモニタリングを継続していけるよう支援を行う。



実施内容

結果

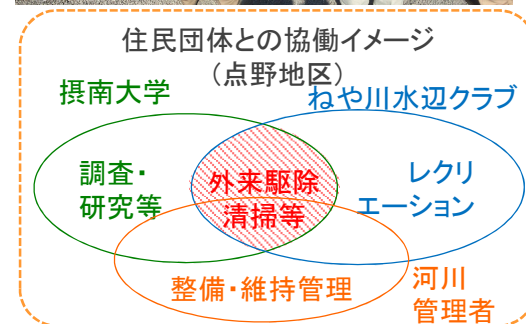
事業の実施にあたり、淀川環境委員会の助言を得ながらモニタリングを実施した。

平成30年度は、淀川環境委員会のスクリーニング会議において、46件の工事について指導・助言を得た。

また、淀川本川 点野地区では、NPO団体 ねや川水辺クラブ等の住民・住民団体による魚類や植物の調査を行った。その他、河川管理者による魚類調査も行った。



環境委員による現地立会 (H31.1)



野洲川河口部ヨシ帯再生状況の把握のため、河川レンジャーのコーディネートのもと、地元中学生等と連携したヨシ帯モニタリング調査を実施。



中学生による調査状況 (H30.5.17)



中学生による調査状況 (H30.5.17)

流域管理に向けた継続的な施策展開

【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工

【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数

**全体像**

河川環境の保全と再生、治水や利水のために行う河川工事の施工を行うにあたっては、個々の地区ごとに生物の生息・生育・繁殖環境を十分考慮して工事の実施時期や範囲を検討するとともに、従来の工法について検証を行う。特に、長期間にわたる水際部の大規模な工事を実施する場合は、形状変更による環境への影響が大きいことが考えられるため、事業の実施前に専門家の指導や助言を得て、急速に実施するのではなく工事による河道への影響を把握しながら順応的に進める。  
(整備計画記載箇所:p56)

**実施方針**

生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討する。  
淀川河川事務所管内の工事は、以下を考慮して実施する。

・工事概要

・スケジュール

・環境情報図

【淀川河川事務所】

確認  
依頼

【淀川環境委員会】

立会

工事の  
実施内容等  
を検討

指導  
助言

瀬田川の河道掘削等の河道内工事の実施にあたっては、施工前に専門家の指導・助言のもと生物調査等を実施し、貴重種の生息環境等に配慮した施工を行う。  
また、樹木伐採の実施にあたっては、工事発注前に専門家から伐採時期や範囲に関する指導・助言を得た上で実施する。

実施内容	結果
<p>淀川環境委員会の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工した。淀川環境委員会に諮った案件数は平成28年度47件、平成29年度45件、平成30年度46件だった。</p> <p>平成30年度は、以下の通り実施した。(参考事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川での堤防強化工事の実施に際して、堤防上に生育する貴重植物であるチガヤについて移植を実施した。</li> </ul> <p>■堤防強化工事でのチガヤの移植(H31.2)</p>	
 <p>(H31.2)</p> <p>バックホウでのすき取りによりチガヤの地下茎を採取</p>	 <p>すき取り深は約20cm</p>
 <p>(R1.10.07)</p> <p>工事実施後のモニタリングによりチガヤの生育を確認。</p>	
<p>瀬田川では、施工前に専門家の指導のもと生物調査を実施し、影響区間に貴重種を見つけた場合には、影響区間外へ移植を実施している。野洲川では、工事発注前に、野鳥の繁殖期に配慮した施工時期や施工範囲に関して専門家から指導・助言を得て、樹木伐採を実施。</p>	



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川)】

流域管理に向けた継続的な施策展開

【観点】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生

【指標】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容

## 全体像

河川環境や景観の保全・再生にあたっては、地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間培われてきた歴史的な経緯や文化的な特性などに応じた方法で、それぞれの場所に相応しい取り組みを行う。また、外来種対策や水質保全対策などは、流域全体の視点に立ち、あらゆる関係者が、連携協働して取り組んでいく。(整備計画記載箇所:p57)

## 実施方針

取り組みにあたっては、住民・住民団体(NPO等)との連携や、各地域に設置する「淀川環境委員会」など専門家の助言を得るとともに、都市計画を始めとした住民と地域に密着した総合行政を担う自治体及び農林・水産など関連する国の行政機関など関係機関と情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、計画の検討段階から積極的に連携協働した取り組みを実施する。

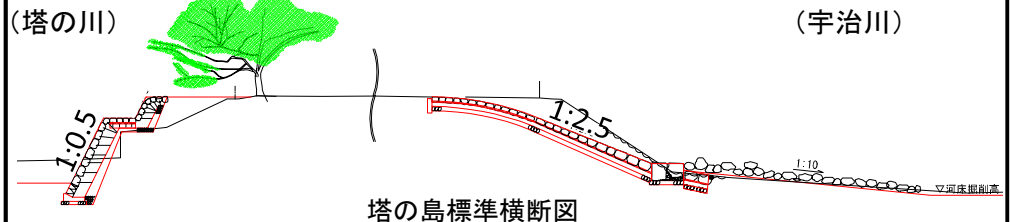
## 実施内容

宇治川の塔の島地区については、平成25年度に京都府・宇治市・淀川河川事務所で作成した宇治公園再生計画を公表。また、平成21年に設立した塔の島地区景観構造検討会は、平成30年度までに計15回検討会を実施し、構造諸元を決定した。



## 実施内容

宇治川左岸塔の島護岸については、昭和初期の護岸形状が緩やかな石積みであったことから1:2.5の自然石の野面石積護岸を採用。塔の川護岸は遊船環境に配慮し、川幅を広く確保できるように1:0.5の自然石の野面石積護岸を採用



宇治川左岸塔の島(改修前)



宇治川左岸塔の島(改修後)



塔の川(改修前)

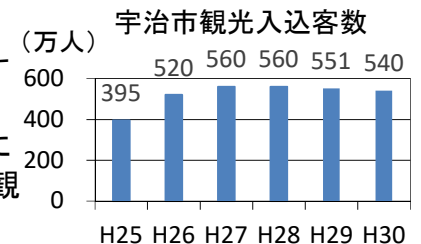


塔の川(改修後)

## 結果

関係機関と連携し塔の島の景観と調和した護岸整備を実施できた。

観光客数は平成25年の平等院改修後に増加し、平成30年度も500万人を超える観光客が継続して宇治市を訪れている。



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川)】

流域管理に向けた継続的な施策展開

【観点】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ

【指標】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容

## 全体像

河川管理者以外の者が管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。また、住民・住民団体(NPO等)と連携し、情報共有の場を設け、施設管理者に協力を依頼する。また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備や河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、河川景観保全の観点から助言を行う。  
(整備計画記載箇所: p57)

## 実施方針

河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、『「川でなければできない利用、川にいかされた利用」を促進するという観点から、ゴルフ場等のスポーツ施設など、本来河川敷以外で利用する施設については、縮小していくことを基本』とし、河川保全利用委員会からの助言を頂き施設管理者へ環境改善の指導・助言等を行う。

## 実施内容

平成30年度は、淀川本川で「緑地(摂津市)、公園(守口市)、公園(高槻市)、よし畑公園(島本町)」を審議対象とし、宇治川で「宇治川公園(京都市)、天ヶ瀬公園・白川浜公園(宇治市)、改進黨運動広場(京都市)、かわきた自然運動公園(八幡市)」を審議対象とし、河川保全利用委員会を開催した。



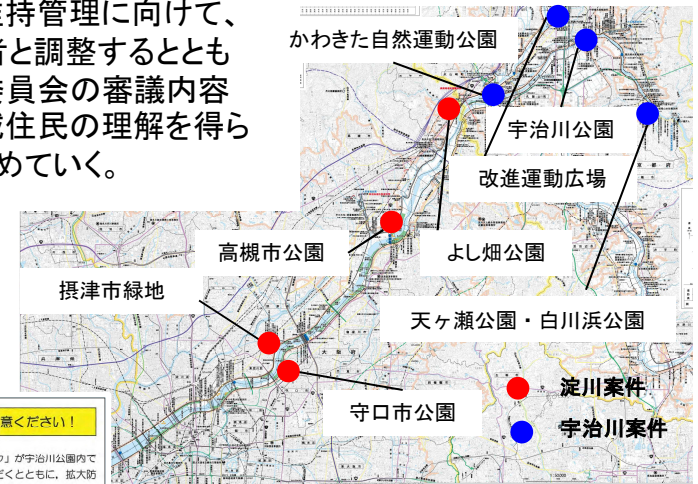
天ヶ瀬公園(宇治市)



河川保全利用委員会 開催状況

## 実施内容

公園等の適正な維持管理に向けて、引き続き施設管理者と調整するとともに、河川保全利用委員会の審議内容のHP公開など、地域住民の理解を得られるような取組を進めていく。  
(H30審議対象案件数: 淀川4件、宇治川4件)



**メリケントキンソウ (外来植物) にご注意ください!**

硬いトゲを持つ外来植物である「メリケントキンソウ」が宇治川公園内でも確認されています。トゲによる怪我に注意していただくとともに、拡大防止にも協力をお願いします。

**メリケントキンソウとは**

<学名>  
Soliva sessilis  
キク科 一年草

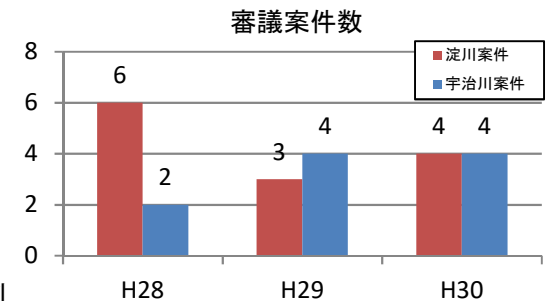
<特徴>

- ・南米原産の繁殖力が旺盛な外来植物で、日本では和歌山県で1930年代に発見されました。
- ・草丈は5~10cmで地面を這うように生えます。
- ・果実の先端部が尖り、5月~6月頃には硬いトゲになります。

**利用上の注意**

トゲを出す6~8月頃は、芝生や草むらに直接座らない、手をつかない、裸足であるかない等、トゲによる怪我に注意してください。

外来種に関する注意喚起看板例



委員からは「草地を積極的に環境学習に利用すること。」「代替施設の確保について、関係団体とも相談して検討すること。」などの意見をいただき、環境啓発や注意すべき外来種に関する看板を設置するなど施設管理者に対して施設の改善について指導・助言を行った。

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

流域管理に向けた継続的な施策展開

【観点】河川環境の保全と再生のための人材育成

【指標】河川環境の保全と再生のための人材育成の実施内容

全体像	
<p>河川環境の保全と再生を適切に進めていくため、生物や生物の生息・繁殖環境等に関する専門知識の習得に向け、職員研修の充実等を図る。 (整備計画記載箇所: p57)</p>	
実施方針	
<p>河川環境の保全と再生のため、技術力の保持・伝承・向上を図る取り組みとして、多自然川づくり近畿地方ブロック会議などを実施し、人材育成に努めていく。</p>	
実施内容	結果
<p><b>【全国多自然川づくり会議】</b></p> <p>平成4年度より、多自然川づくりに対する知見の蓄積や意識の醸成を目的として、全国多自然川づくり会議が実施されている。</p> <p>平成30年度に実施された多自然川づくり近畿地方ブロック会議では、過去最多の92名(外部審査員3名、国・水資源機構 41名、府県・政令市 35名、民間聴講者 13名)が参加し、事例発表やポスターセッションの会場において、審査員、発表者、聴講者による活発な議論・情報交換が行われた。なお平成28年度は63名、平成29年度は59名が参加し開催された。</p>	
 <p>(H30.10.31) 事例発表の様子</p>	 <p>(H30.10.31) ポスターセッションの様子</p>

実施内容	結果
<p><b>【河川ゼミナール】</b></p> <p>琵琶湖河川事務所では平成27年度から、淀川河川事務所では平成29年度から、所内職員、OBおよび学識経験者等の話を聞き、スキル・知識を身につけるとともに、担当業務における課題解決に向けた意見交換を行うなどの取り組みを実施。</p> <p>琵琶湖河川事務所では、平成28年度より毎年、瀬田川の特定外来種(オオバナミズキンバイ)対策に関する取り組みとして、学識経験者を招き、実態や適切な駆除方法について講義を受けた。</p>	
 <p>(H29.9.5)</p>	
<p>学識経験者による特定外来種対策の講義状況(琵琶湖)</p>	<p>職員等による水辺の国勢調査(魚類)の講義状況(淀川)</p>
<p>平成30年度多自然川づくり近畿地方ブロック会議における審査員講評では、「昔は魚道の事例が多かったが、地域連携の事例が増えてきている」「都市部の水辺整備にはまだまだポテンシャルがある」など今後への期待を含めたコメントが多く出された。</p>	

# 淀川水系流域委員会

## 令和元年度進捗点検結果説明資料 【治水・防災（淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川）】

令和元年12月20日

近畿地方整備局

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成28～30年度進捗	説明資料項
1	危機管理体制の構築	破堤氾濫に備えた被害の軽減対策, 避難体制の確立	災害体験者からの災害状況の聞き取り及び防災意識の啓発内容	進捗有り	3
2			自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制	進捗有り	7
3			災害対応プログラムの作成内容(災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容)	進捗有り	8
4			ハザードマップの作成内容・フォローアップ	進捗有り	5
5			地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備内容	進捗無し	—
6			水防活動、水防訓練への支援内容及び水防技術の継承	進捗有り	6
7			水防拠点整備の内容・箇所数	進捗無し	—
8			公共施設の耐水化等の支援内容	進捗無し	—
9			水害に強い地域づくりに向けた取組内容	進捗有り	4,7,8
10			河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策の実施	流域全体の総合的な治水の取組内容	該当無し
11	堤防強化の実施	堤防の強化対策の実施	HWL以下、浸透、侵食対策実施内容・延長	進捗有り	9～14
12			堤防天端以下、侵食対策実施内容・延長	進捗有り	9～14
13			堤防天端舗装実施内容・延長	進捗有り	9～14
14	川の中で洪水を安全に流下させるための対策	上下流バランスの確保	上下流バランスにおける調整内容	進捗有り	15,16
15		河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減	整備による効果	進捗有り	15,16
16	高規格堤防(スーパー堤防)の整備	ハードによる超過洪水対策の実施	高規格堤防の整備内容・延長	進捗有り	17
17	土砂対策	土砂移動の制御の実施	土砂移動抑制策(砂防堰堤、山腹工)の実施内容・箇所数	該当無し	—
18	既設ダム等の運用検討	洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況	既存ダムの効果内容・洪水位低下量	進捗有り	18

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成28～30年度 進捗	説明資料項
19	高潮対策	高潮被害軽減策の実施	橋梁の嵩上げ内容・箇所数	進捗有り	19
20			陸閘の確実な操作のための取組	進捗有り	20
21	地震・津波対策	地震対策事業の実施	河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数	進捗有り	21
22			緊急用河川敷道路の整備内容・延長	進捗有り	22
23		津波対策事業の実施	津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数	進捗有り	23
24			津波情報提供設備の設置内容・設置数	完了	-
25			陸閘の確実な操作のための取組	進捗有り	20

危機管理体制の構築

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策, 避難体制の確立

【指標】災害体験者からの災害状況の聞き取り及び防災意識の啓発内容

**全体像**


住民一人一人が災害への備えを行うことが被害の回避・軽減のためには必要である。そのためには、日頃より住民の防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう防災意識を高める啓発活動や防災教育を積極的に実施する。特に他地域からの転入者や水害の経験が無い住民、子どもたち等に当該地域における水害の特性や避難方法、避難場所等の知識を提供することによって、防災意識を高め、自己防衛のための知恵と工夫を養うことが大切である。また、人命被害を防ぐための必要な情報提供や体制の整備、施設の整備についても自治体と協力しながら実施する。(整備計画記載箇所:p60)

**実施方針**

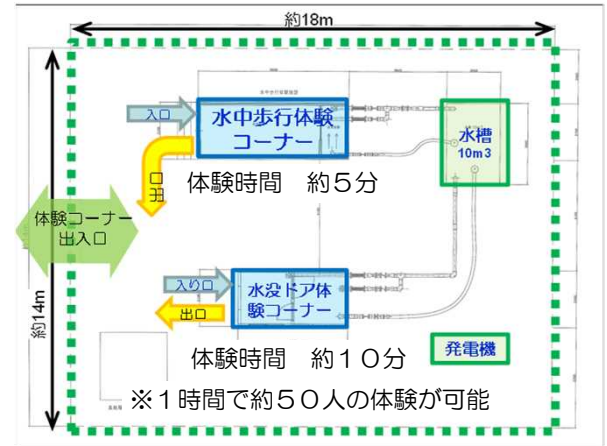


VR(仮想現実)技術等の情報提供ツール、防災体験施設を活用したソフト対策を推進する。

**実施内容**

**【情報提供ツールを用いた啓発活動】**  
治水・防災対策に係るイベントや企画展等において、VR技術を活用した情報提供ツールによる説明を実施している。VRゴーグルにより、擬似的に淀川の上空約5,000mを遊覧し、淀川の地形や浸水想定区域を体感でき、災害を身近な問題として捉えられるような機会とする。



(H30.10.7)  
VRによる浸水想定区域の体感

実施内容	結果
<p><b>【訓練時の防災体験施設の設置】</b> 近年、淀川河川事務所が参加・協力する防災訓練等において、水中歩行体験施設や水没ドア開閉体験施設を設置している。水中歩行体験施設は実際の洪水時を想定して、濁水で冠水した道路及び、流水中の道路の歩行を行い、歩行が困難であることを体験する。水没ドア開閉体験施設では、浸水中の水圧によってドアの開閉が困難であることを体験する。</p> <p>H28～H30年度においては、16回の防災訓練で活用し、累計約3,300人が体験している。</p>	 <p>体験施設設置イメージ</p>
 <p>(H30.5.19) 水中歩行体験</p>	
 <p>(H30.5.19) 水没ドア開閉体験</p>	
	<p>体験した住民からは、「少しの冠水でも地面が見えなくなり、とても危険だと分かった。」「30cm程度の冠水でドアが開けられなくなることに驚いた。」「事前に避難することが重要と思った。」などの意見があった。引き続き、各種イベントにおいても水害体験のできる施設を用い、災害時を想定した疑似体験により、河川災害に対する関心や防災意識を高めていく。</p>

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(淀川本川・宇治川)】

## 危機管理体制の構築

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の確立

【指標】水害に強い地域づくりに向けた取組内容

全体像
<p>いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係者の連携のもと、1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)、2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)、3)地域で守る(まちづくり、地域整備)の観点から、危機管理施策を検討して実施する。(整備計画記載箇所:p59)</p>

実施方針
<p>施設能力を超える大洪水の発生や地震、高潮等との同時生起による甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関、企業、ライフライン管理者、住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って、相互に連携の取れた具体的な行動計画(アクションプラン)を定め、各機関と連携してこれらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる等、危機管理体制の構築、強化を図る。</p>

実施内容	結果
<p>「平成27年9月関東・東北豪雨」による災害をふまえ、社会の意識を「施設の能力には限界があり、ハード対策だけでは防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があることから、地域の水防活動等の連携、情報共有を図ることを目的に、H28年度に水防事務組合を協議会の構成メンバーに加え、危機管理体制の強化を図るとともに、平成28年に「減災に係る取組方針」をとりまとめた。</p> <p>また、本協議会は水防法第15条の9(H29改正)の「大規模氾濫減災協議会」に位置付け、毎年、出水期に向け各機関の取組内容を共有している。</p>	

実施内容	結果
<p>◇協議会で共有している各団体の取組内容</p> <p>【防災教育や防災知識の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関する講習会等の実施</li> <li>・要配慮者利用施設における避難確保計画作成支援</li> <li>・水害・土砂災害学習動画の作成 等</li> </ul> <p>◇これまでの協議会の議題</p> <p>(H28) 水防災意識社会再構築ビジョンの確認、減災に係る取組方針の作成、タイムライン(案)の策定</p> <p>(H29) 水防法改正に伴い法廷協議会に移行の説明、各構成機関の活動及び活動予定等報告、取組状況の共有</p> <p>(H30) 各構成機関の活動及び活動予定等報告、取組状況の共有、平成29年台風21号等を踏まえた大規模氾濫への備えに関する方向性確認</p> <p>【寝屋川市で実施した取組】</p> <p>防災ガイドブック「命を守るワガヤノ防災」の作製(平成30年度)</p>	<p>【避難・防災に関する整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップ、防災ガイドブックの作製</li> <li>・避難誘導標識の整備、指定避難所表示(案内板)の設置</li> <li>・まるごとまちごとハザードマップ 等</li> </ul> <p>【防災訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川氾濫を想定した訓練</li> <li>・大規模災害時における避難所開設及び運営訓練 等</li> </ul> <p>淀川の減災に係る取組方針 (大阪府域)</p>  <p>市民の「命を守る」の観点から、災害に対する事前の備え、発災時の対処法や防災地図を掲載するなど、いざというときにも役立ち、かつ、子どもの防災学習への活用及び女性の視点での防災情報等を分かりやすくまとめた防災冊子を作製。防災情報だけでなく、B1版のハザードマップを同封。掲載している防災情報は、スマートフォン等にも必要な情報をダウンロードすることができ、平常時だけでなく、災害時にも活用が可能。</p>



## 危機管理体制の構築

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の確立

【指標】ハザードマップの作成内容・フォローアップ、

### 全体像

#### 1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備)

住民一人一人が災害への備えを行うことが被害の回避・軽減のためには必要である。そのためには、日頃より住民の防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう防災意識を高める啓発活動や防災教育を積極的に実施する。特に他地域からの転入者や水害の経験が無い住民、子どもたち等に当該地域における水害の特性や避難方法、避難場所等の知識を提供することによって、防災意識を高め、自己防衛のための知恵と工夫を養うことが大切である。また、人命被害を防ぐための必要な情報提供や体制の整備、施設の整備についても自治体と協力しながら実施する。(整備計画記載箇所:p60)

### 実施方針

浸水想定区域指定を規定する水防法が、平成27年7月に改正。現行の洪水に係る浸水指定区域について、想定し得る最大規模の洪水に掛ける区域に拡充して公表、これらの情報をもとに、自治体では「早期の立ち退き避難が必要な区域」としてハザードマップに表示するなど、施設能力を超える大洪水の発生による甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図る。

### 実施内容

浸水想定区域指定を規定する水防法が、平成27年7月に改正。これに合わせ、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)」公表(H27.7)、「水害ハザードマップ作成の手引き」改正(H28.4)された。淀川管内では、平成14年に作成した「浸水想定区域」を更新し、平成29年6月に「想定し得る最大規模」の降雨に対応した新しい「洪水浸水想定区域」、あわせて、「浸水継続時間」「家屋倒壊等氾濫想定区域」を公表、沿川市町にデータを提供している。

### 結果

### 実施内容

### 結果

茨木市では、市の地図情報サイト「いばなびマップ」に掲載している洪水・内水ハザードマップについても淀川の浸水想定区域図データを、平成29年6月に公表された想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域図へ更新している。

#### ■「いばなびマップ」(茨木市)

淀川のL2(想定最大)浸水想定区域に更新



「いばなびマップ」(茨木市)

＜淀川流域のL2浸水想定区域によるハザードマップに更新した自治体＞  
 大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、摂津市、島本町、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町、井手町、名張市、池田市、尼崎市、伊丹市、川西市

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(淀川本川・宇治川)】

## 危機管理体制の構築

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の確立

【指標】水防活動、水防訓練への支援内容及び水防技術の継承

### 全体像

#### 2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)

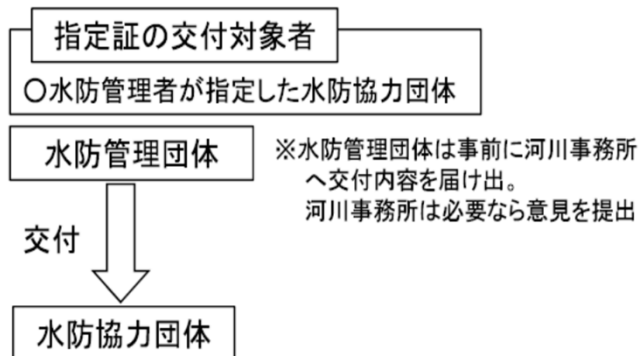
住民一人一人が自己防衛するだけでは限界があるため、水防団、自治体、関係機関が協力して、洪水時に迅速かつ的確な対応をとる必要がある。そのためにも、日頃からの連携の強化にあわせて、仕組みづくりや非常時の備蓄等について、ソフト面、ハード面の備えを進める。  
(整備計画記載箇所:p62)

### 実施方針

自治体、水防事務組合と連携しながら、淀川の水防活動、水防訓練への支援及び水防技術の継承等について、広報や情報提供等を実施していく。

### 実施内容 結果

淀川左岸水防事務組合と連携して、水防協力団体の指定促進のため、水防協力団体指定証を表示する取り組みを実施。指定証の表示することで、社会貢献をPRできるインセンティブなど、企業等の水防協力団体指定申請の促進を図った。



#### 【水防協力団体指定証】

**水防協力団体 イオン枚方店**  
水防法第36条及び国土交通省令により指定  
淀川左岸水防事務組合 平成28年9月1日



イオン枚方店は、「国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所」及び「淀川左岸水防事務組合」と連携しながら、淀川の水防に関する広報や情報提供に協力しています。

#### ○イオン枚方店のご意見

ご来店くださるお客様に、水防に関するポスターやパンフレットを通じて、情報発信、普及啓発活動を進め、このような社会貢献活動を進めたいと考えております。

#### ○ 水防管理団体の意見(淀川左岸水防事務組合)

- ・ 水防力底上げのため水防協力団体に期待。今後も拡充を図りたい。
- ・ 企業等に水防協力団体の説明を行い、理解はもらえるが申請まで至らない。
- ・ 水防協力団体であることを表示することができれば、社会貢献をPRでき、モチベーションもあがる。
- ・ 表示は水防協力団体指定勧誘時のインセンティブにも使える。

#### 水防協力団体 指定団体(平成31年3月時点)

##### 【淀川左岸水防事務組合】

- ・ 水曜会
- ・ イオン枚方店
- ・ (株)樟葉パブリック・ゴルフ・コース
- ・ 牧野パークゴルフ場

##### 【淀川右岸水防事務組合】

- ・ (株)淀川ゴルフ倶楽部
- ・ (株)高槻ゴルフ倶楽部
- ・ (株)京阪ゴルフ倶楽部

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

## 危機管理体制の構築

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の確立

【指標】自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制、水害に強い地域づくりに向けた取組内容

全体像
<p>1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備)</p> <p>住民一人一人が災害への備えを行うことが被害の回避・軽減のためには必要である。そのためには、日頃より住民の防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう防災意識を高める啓発活動や防災教育を積極的に実施する。特に他地域からの転入者や水害の経験が無い住民、子どもたち等に当該地域における水害の特性や避難方法、避難場所等の知識を提供することによって、防災意識を高め、自己防衛のための知恵と工夫を養うことが大切である。また、人命被害を防ぐための必要な情報提供や体制の整備、施設の整備についても自治体と協力しながら実施する。</p> <p>2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)</p> <p>住民一人一人が自己防衛するだけでは限界があるため、水防団、自治体、関係機関が協力して、洪水時に迅速かつ的確な対応をとる必要がある。そのためにも、日頃からの連携の強化にあわせて、仕組みづくりや非常時の備蓄等について、ソフト、ハード面の備えを進める。(整備計画記載箇所：p60、62)</p>

実施方針
<p>減災のためのハード・ソフト対策について意見交換を実施する協議会を設立。堤防強化、水防拠点整備等のハード整備を実施するとともに、各機関と連携して、人的被害や社会・経済活動への壊滅的な影響の回避・軽減を図るためのソフト対策について取り組む。</p>

実施内容	結果
<p>危機管理型水位計を設置し、住民が主体的な避難行動をとるために必要となる河川の水位情報を提供できるよう整備。</p>	 <p>(H31.2.23) (H31.2.23)</p> <p>危機管理型水位計の設置(淀川左岸9km本庄地先)</p>

実施内容	結果
<p>洪水情報を緊急速報メールで配信する取り組みを開始。</p>  <p>洪水情報の緊急速報メール(プッシュ型配信)のイメージ</p> <p>河川管理者(国)・気象庁 → 洪水情報 → 携帯電話会社 (NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク(ワイモバイル含む)) → 緊急速報メール → 住民の皆様</p> <p>洪水情報の緊急速報メール(H29年度)</p>	<p>毎年、協議会において河川管理者から提供する情報とそれを受けた自治体の対応等について、首長と議論するだけでなく、洪水に対しリスクが高い区間について、各市町の担当者と共同点検などを実施している。</p>  <p>(H30.6.1) (H29.10.18)</p> <p>(野洲市近江富士地先) (幸山市幸津川町地先)</p> <p>堤防の共同点検(H30年度) サイクリングによる現地調査(H29年度)</p>

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(淀川本川・宇治川)】


## 危機管理体制の構築

### 【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策, 避難体制の確立

【指標】水防活動、水防訓練への支援内容及び水防技術の継承、災害対応プログラムの作成内容(災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容)、水害に強い地域づくりに向けた取組内容

全体像
<p>①防災意識の啓発：過去の災害の状況を体験者から直接聴き、その生の声を記録に残し、広く伝えるとともに、地域で伝承された洪水に対する心がけや知恵、工夫等を聴き、災害時の行動に活かしていく。</p> <p>②避難誘導等体制の整備：日常生活の中で洪水の恐ろしさを実感として理解していただくため、近年に発生した洪水等について、浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路、避難場所等を看板等によりわかりやすく表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。 (整備計画記載箇所:p60~p61)</p>

実施方針
逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための防災意識の啓発、避難誘導等体制の整備を実施する。

実施内容	結果
<p>【要配慮者利用施設における避難確保計画作成の支援】</p> <p>要配慮者利用施設管理者に対して沿川自治体と協力して浸水リスクの説明や避難場所の情報提供を行い、避難確保計画作成の支援を実施している。</p>	<p>市と連携し施設管理者に対して「浸水リスク」「避難場所」の情報を説明し、要配慮者利用施設における避難確保計画作成を支援 (八幡市)</p> 

実施内容	結果
<p>【まるごとまちごとハザードマップ】</p> <p>住民の主体的かつ適切な避難行動の実現を目指し、平成19年度から平成30年度で淀川管内に233個のまるごとまちごとハザードマップの整備した。</p> <p>門真市北巢本小学校においては、発展型の試行として恒久的な素材のテープにより、小学校の周辺のフェンスに浸水位の位置を示すことで、小学校近隣の住民に防災意識を図っており、引き続き沿川市町の防災意識向上をふまえ拡大していく。</p>	 <p>KADOMA (H31.3.4)</p>  <p>想定される浸水位の位置を住民自ら確かめることにより、防災意識を啓発 (門真市)</p>  <p>(H31.3.4)</p> <p>小学校に浸水位を示したテープを設置 (門真市 北巢本小学校)</p>

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

## 堤防強化の実施

### 【観点】堤防の強化対策の実施

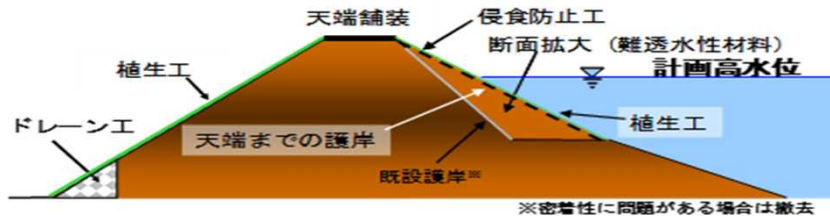
【指標】HWL以下、浸透、侵食対策実施内容・延長、堤防天端以下、侵食対策実施内容・延長、堤防天端舗装実施内容・延長

### 全体像

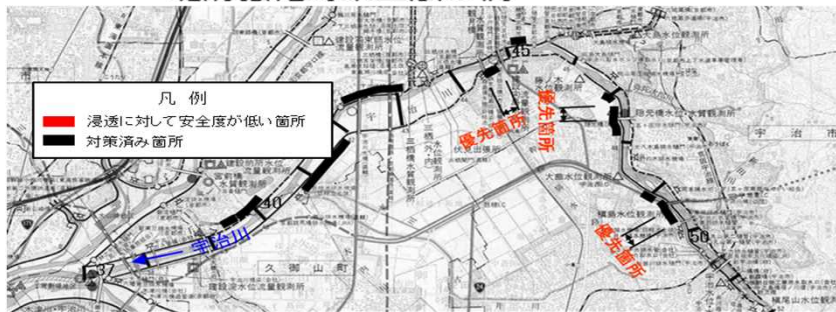
堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造としなければならない。しかし、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされているとは限らない土砂を用いて、逐次築造されてきた歴史上の産物であること等から、計画高水位に達しない洪水であっても、浸透や侵食により決壊するおそれがある箇所が多く存在する。このため、これまでに実施した堤防の詳細点検の結果や背後地の状況等をふまえ、堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により、堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。堤防強化については、その対策が必要となる区間は81.5kmと長く、その対策には相当な費用と期間を必要とすることから、各区間毎の安全性や緊急性をふまえ優先度の高いところから実施する。また、出水による堤防の被災状況などを踏まえ、下記区間以外で安全性の低い区間が抽出された場合には、必要な対策を検討のうえ実施する。(整備計画記載箇所:p64~p65)

### 実施方針

計画高水位以下の浸透、侵食対策の緊急整備区間は10年以内で実施し、それ以外の区間は計画的に実施することとしているが、平成24年9月に公表した堤防の緊急点検結果を踏まえ、整備計画の緊急整備区間外も早期に完成できるよう進捗を図り、堤防強化を推進していく。



堤防強化対策工法の例



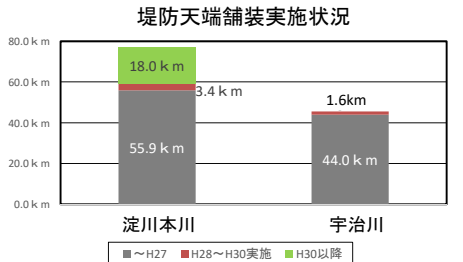
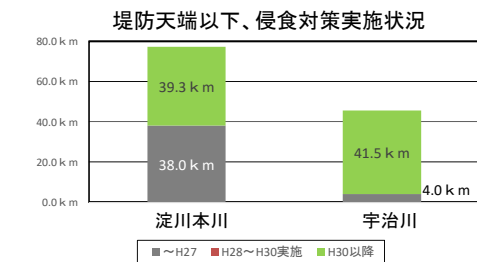
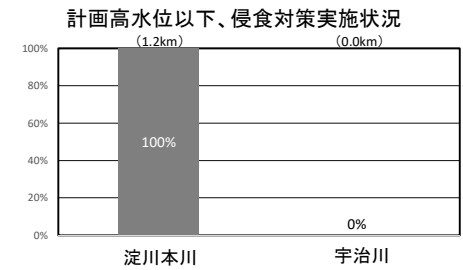
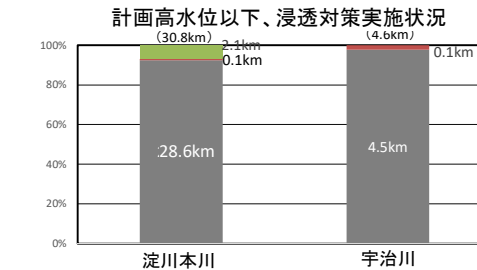
宇治川の堤防強化実施状況  
(淀川本川については次ページ参照)

### 実施内容 結果

宇治川では、平成28年度に全ての浸透対策を完了した。淀川でも平成30年度末時点で浸透対策全体延長約31kmに対して約29kmの対策が完了。引き続き対策を進めていく。





浸透対策整備状況(ドレーン工)

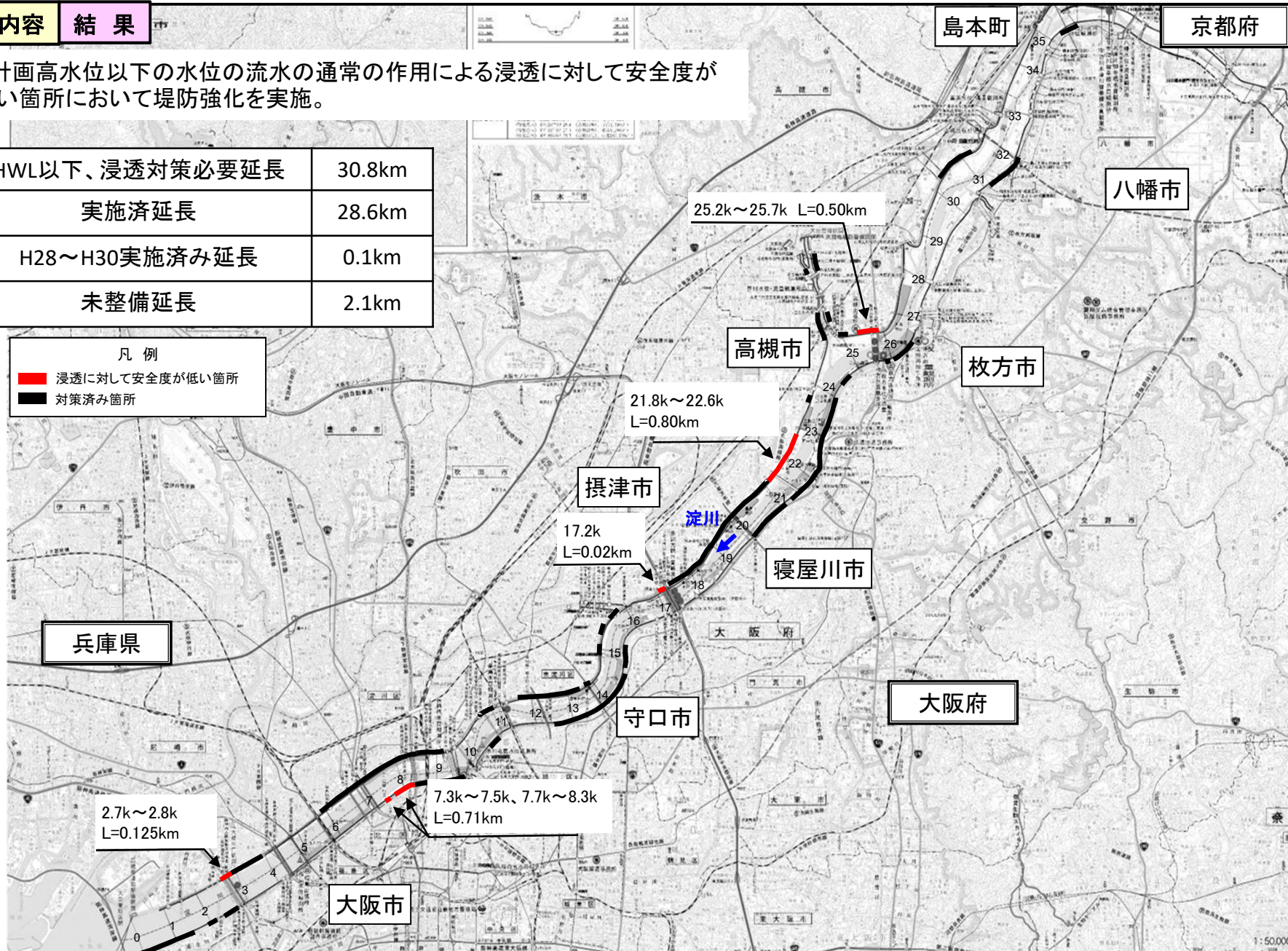


実施内容 結果

計画高水位以下の水位の流水の通常的作用による浸透に対して安全度が低い箇所において堤防強化を実施。

HWL以下、浸透対策必要延長	30.8km
実施済延長	28.6km
H28～H30実施済み延長	0.1km
未整備延長	2.1km

凡例  
 浸透に対して安全度が低い箇所  
 対策済み箇所



淀川本川の堤防強化実施状況

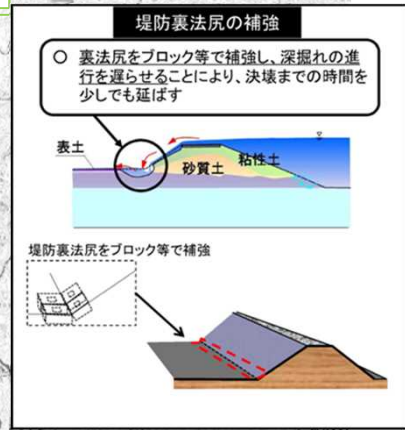
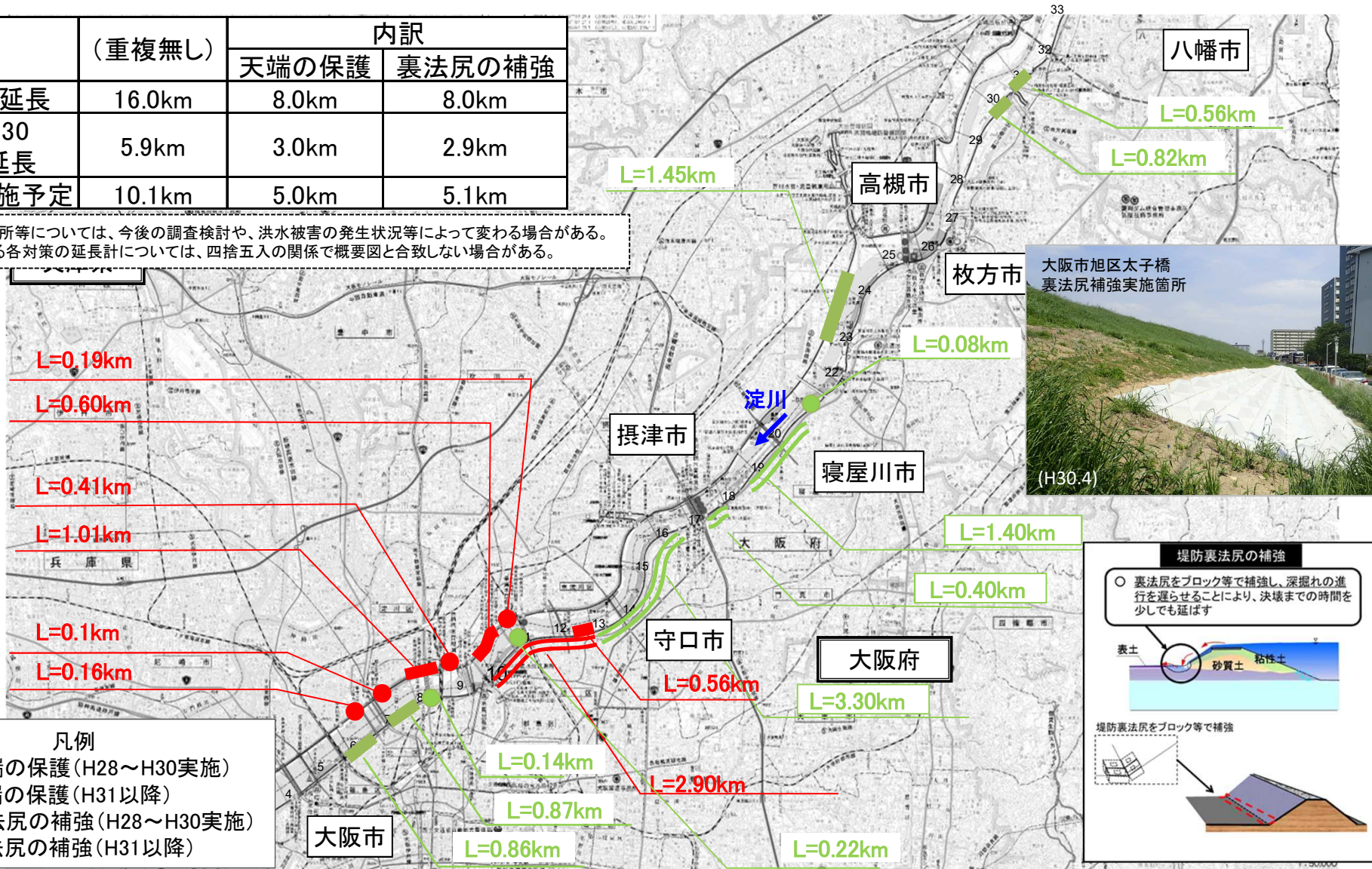
※宇治川については対策済み。

実施内容 結果 淀川本川

氾濫リスクが高い区間について決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策として、堤防天端舗装と裏法尻補を実施。

	(重複無し)	内訳	
		天端の保護	裏法尻の補強
対象区間延長	16.0km	8.0km	8.0km
H28～H30 実施済延長	5.9km	3.0km	2.9km
H31以降実施予定	10.1km	5.0km	5.1km

※ 具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合がある。  
 ※ 表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合がある。

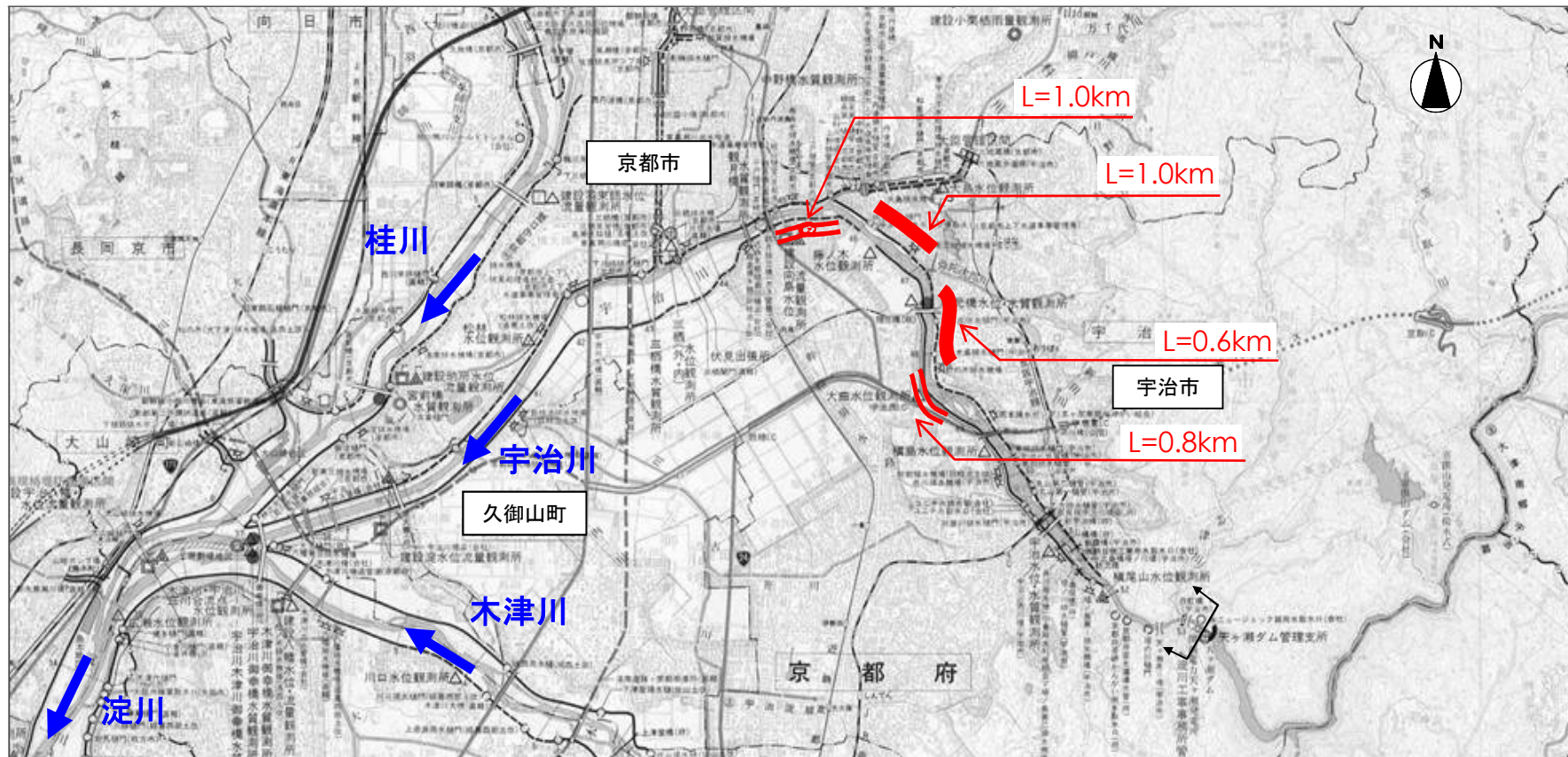


実施内容

結果

宇治川

決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策として、堤防天端舗装と裏法尻補強を実施。



	(重複無し)	内訳	
		天端の保護	裏法尻の補強
対象区間延長	3.4	1.6	1.8
H28～H30 実施済延長	3.4	1.6	1.8

凡例	
	天端の保護(H28～H30実施)
	裏法尻の補強(H28～H30実施)

※ 具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合がある。  
 ※ 表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合がある。



**実施方針**

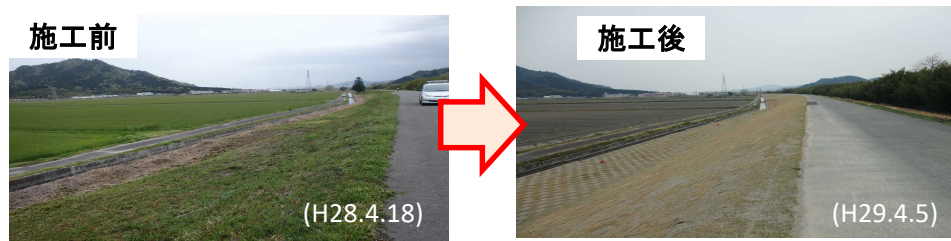
堤防の詳細点検結果において、安全性が基準を満たさない区間について、優先順位を考慮し対策を実施。

加えて、平成24年九州豪雨や平成27年関東・東北豪雨における堤防決壊による甚大な被害発生を受け、安全性が低いと判断された区間においても、対策を実施。

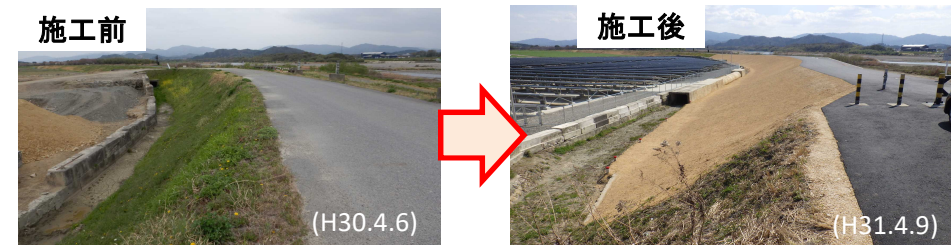
対策の実施にあたっては、瀬田川・野洲川堤防調査委員会を設置し、学識者による意見聴取も実施。

**実施内容 結果**

平成28年度から平成30年度にかけて、野洲川で3.0kmの浸透対策を実施。



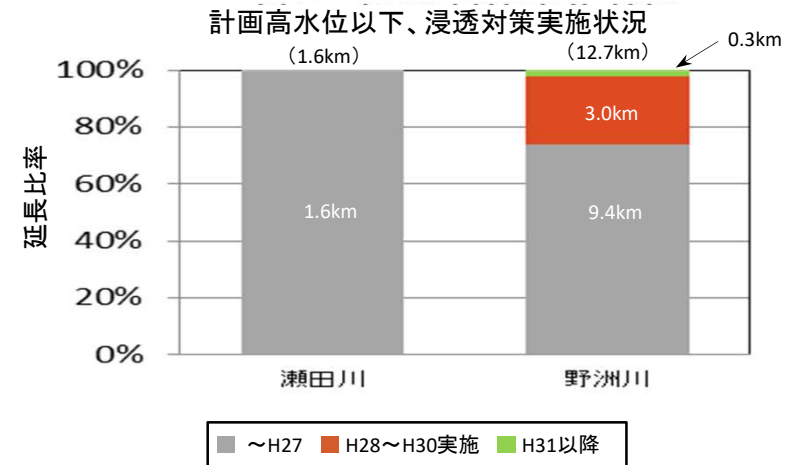
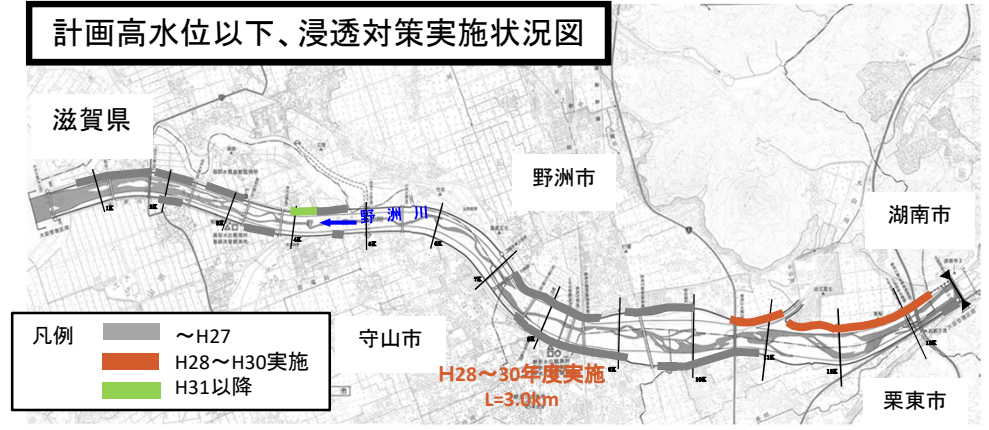
野洲市南櫻地区 (H28年度実施)



野洲市南櫻地区 (H30年度実施)

**実施内容 結果**

**計画高水位以下、浸透対策実施状況図**



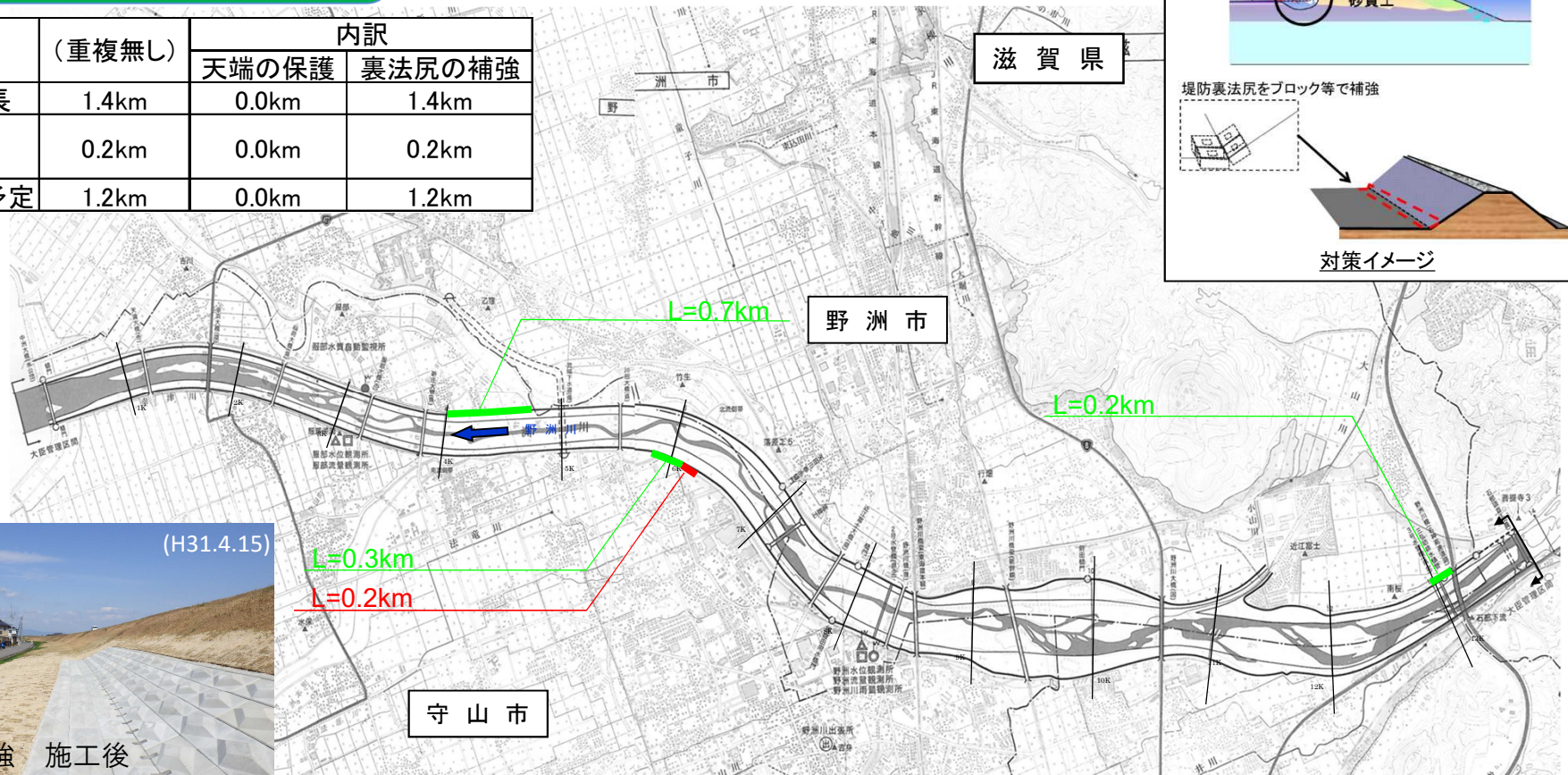
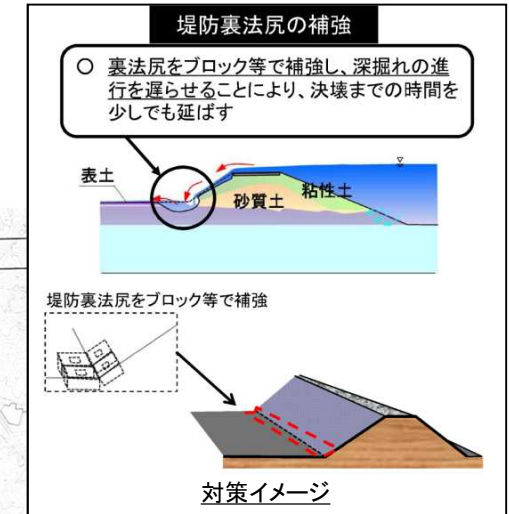
堤防強化対策について、瀬田川では、対象延長1.6kmの整備が完了しており、野洲川では、平成28年度から平成30年度にかけて3.0kmの浸透対策を実施し、12.7kmのうち12.4km（整備率98%）が整備済み。引き続き残り0.3kmの対策を進めていく。

実施内容 結果

危機管理型ハード対策 概要図  
＜野洲川＞

凡例 ■ 裏法尻の補強(H28～H30実施)  
■ 裏法尻の補強(H31以降)

	(重複無し)	内訳	
		天端の保護	裏法尻の補強
対象区間延長	1.4km	0.0km	1.4km
H28～H30 実施済延長	0.2km	0.0km	0.2km
H31以降実施予定	1.2km	0.0km	1.2km



※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。  
※表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合があります。

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(淀川本川・宇治川)】

川の中で洪水を安全に流下させるための対策

【観点】上下流バランスの確保、河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減

【指標】上下流バランスにおける調整内容、整備による効果

## 全体像

### 1) 淀川本川

戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水に対応する河川整備を、桂川、宇治川・瀬田川、木津川で先行して完了させた場合、計画規模の降雨が発生すると、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、上下流バランスを考慮し、淀川本川における流下能力の向上対策及び上流からの流量低減対策を実施する必要がある。

阪神電鉄西大阪線橋梁の改築後においても、計画規模の降雨が生じた場合には、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、これを生じさせないよう中・上流部の河川改修の進捗と整合をとりながら現在事業中の洪水調節施設を順次整備する。なお、大戸川ダムについては、利水の撤退等に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとするが、ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。

### 2) 宇治川

山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、1,500m<sup>3</sup>/sの流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。(整備計画記載箇所:p73~74)

## 実施方針

淀川本川： 整備のいかなる段階においても、計画規模以下の洪水に対しては計画高水位以下の水位で安全に流下させる。

宇治川： 戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を計画高水位以下の水位で安全に流下させる。

## 実施内容

## 結果

淀川水系河川整備計画に記載している「中上流部の河川改修の進捗状況とその影響の検証」を実施。検証委員会の審議を踏まえ、令和元年6月に近畿地方整備局として報告書を取りまとめ、公表した。

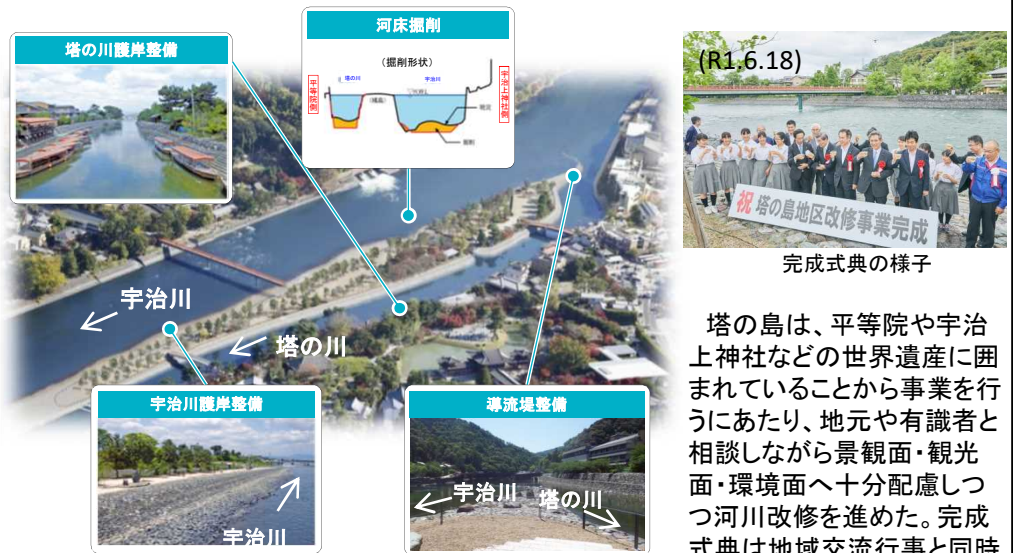


検証委員会の様子

## 実施内容

## 結果

宇治川では、流下能力を向上させるために塔の島地区の改修を実施した。昭和56年度の本格的な改修着手から約40年を経て平成30年度に完了した。



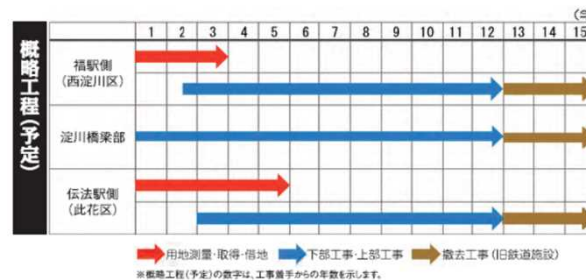
塔の島改修事業の概要



完成式典の様子

塔の島は、平等院や宇治上神社などの世界遺産に囲まれていることから事業を行うにあたり、地元や有識者と相談しながら景観面・観光面・環境面へ十分配慮しつつ河川改修を進めた。完成式典は地域交流行事と同時開催した。

淀川本川では、流下能力を向上させるために平成30年度から阪神なんば線淀川橋梁の架け替えに着手した。令和14年度の完成に向け、事業を実施中である。また、円滑な事業推進を図ることを目的として協議会(大阪府、大阪市、阪神電気鉄道(株))を設置している。



阪神なんば線淀川橋梁



起工式の様子

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(瀬田川・野洲川)】

川の中で洪水を安全に流下させるための対策

【観点】上下流バランスの確保、河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水水位の低減

【指標】上下流バランスにおける調整内容、整備による効果

## 全体像

山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、1,500m<sup>3</sup>/sの流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。

瀬田川では琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において、1,500 m<sup>3</sup>/sの流下能力を確保する。このため、大戸川合流点から鹿跳渓谷までの河床掘削を継続実施する。優れた景観を形成している鹿跳渓谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備計画について検討して実施する。

さらに、瀬田川洗堰については、琵琶湖の高水位時における放流操作の信頼性をより高めるために瀬田川洗堰の改築、バイパス水路の活用等について関係機関と検討し、必要な施設改良等を実施する。

(整備計画記載箇所:p74、78)

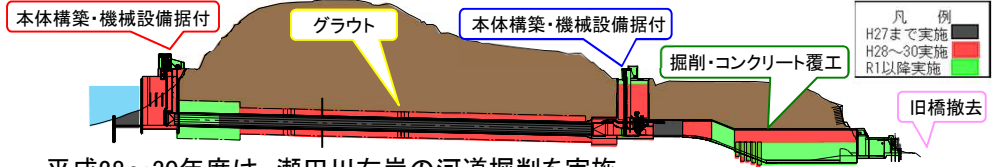
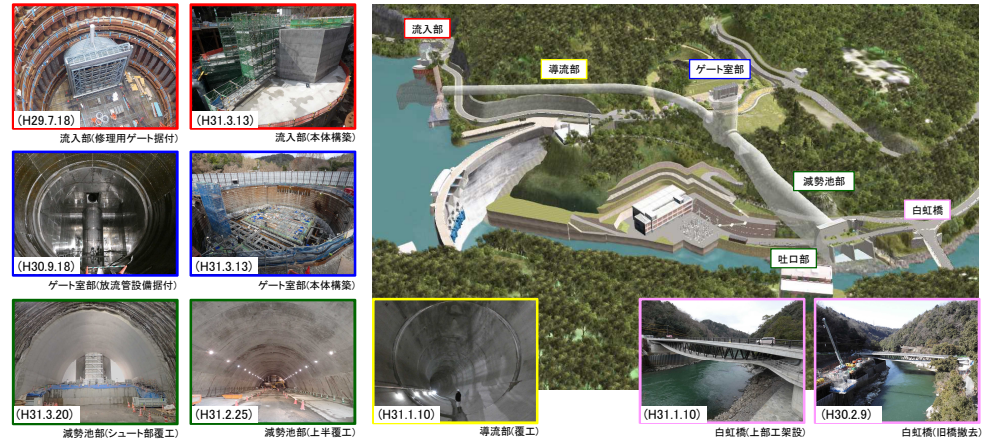
## 実施方針

天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強工事を推進する。事業の実施にあたっては、「天ヶ瀬ダム再開発景観検討委員会」「トンネル式放流設備重金屬等含有岩石処理対策検討会」「淀川水系ダム事業費等監視委員会」等の意見・助言を踏まえて実施する。

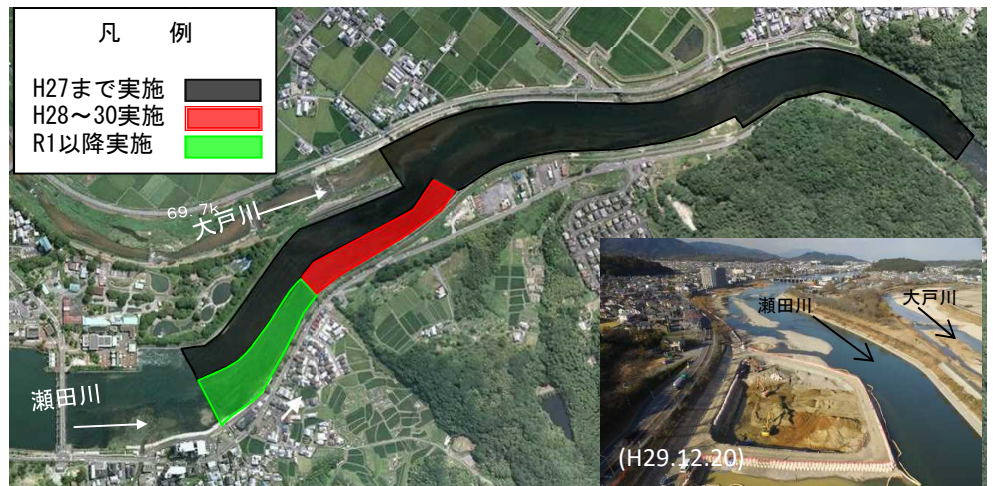
瀬田川では、天ヶ瀬ダム再開発および宇治川改修とのバランスを確保しつつ、琵琶湖の後期放流に対応した1500m<sup>3</sup>/sの河道掘削を実施。

鹿跳渓谷については、優れた景観を有していることから学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備について検討した上で、整備に着手する。

## 実施内容 結果



平成28～30年度は、瀬田川右岸の河道掘削を実施。  
(全体約40万m<sup>3</sup>のうち、約36万m<sup>3</sup>掘削済み)



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(淀川本川・宇治川)】

## 高規格堤防(スーパー堤防)の整備

【観点】ハードによる超過洪水対策の実施

【指標】高規格堤防の整備内容・延長

### 全体像

背後に人口、資産等が高密度に集積した淀川の下流部において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。

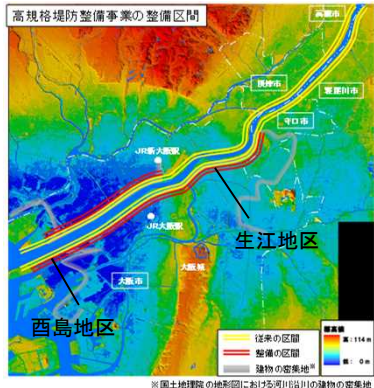
現在整備中の地区において、早期の完成を目指すとともに、その他の地区においては、早期の事業着手を目指し引き続き関係機関と十分協議する。

(整備計画記載箇所:p80~81)

### 実施方針

整備の区間のうち、地元から強い要望があり、また、まちづくりとの連携がスムーズにでき、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところ等から優先的に整備していく。

※平成23年2月から12月にかけて「高規格堤防見直しに関する検討会」により整備区間の見直しが議論され、同年12月に「新たな整備区間」が決定された。見直し後の整備区間(整備の区間)は大阪市の一部及び守口市の一部であり、そのうち1.39kmが整備済みである。



河川名	下流	上流
淀川	右岸	大阪市西淀川区百島地先 (大阪市西淀川区)
	左岸	大阪市此花区西島地先 (大阪市此花区)
		JR東海道本線橋梁付近 (大阪市淀川区・東淀川区)
		下島公園付近 (守口市)

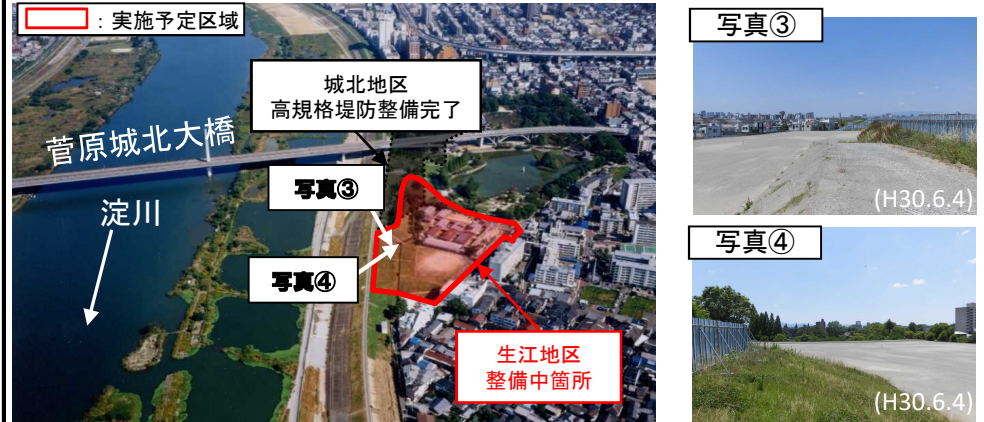
### 実施内容 結果

高見地区は平成23年度に完成、海老江地区、大宮地区及び大庭地区は平成24年度に完成した。平成30年度末時点で西島地区、生江地区が整備中。

西島地区では大阪市の西島住宅建て替えに合わせた事業調整を行い、整備を実施中。



生江地区では生江保育所(旧河道箇所、広域避難場所の指定)移転に伴い整備を実施中。



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(淀川本川・宇治川)】

## 既設ダム等の運用検討

【観点】洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況

【指標】既存ダムの効果内容・洪水位低下量

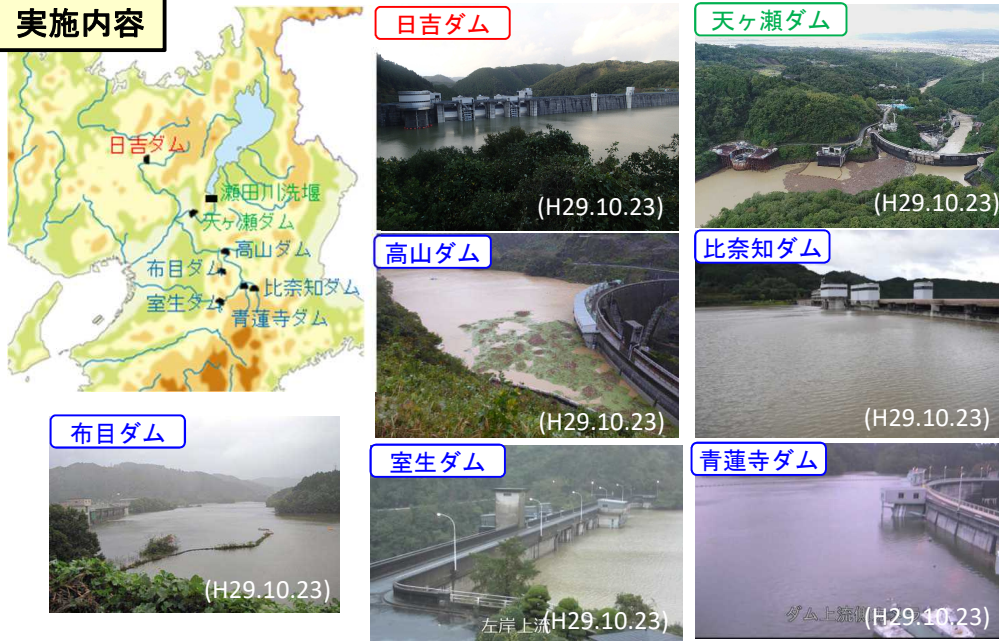
### 全体像

既設ダムの容量を最大限に活用するため、既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強等による治水・利水機能向上について検討する。(整備計画記載箇所:p81)

### 実施方針

淀川水系にある国土交通省及び(独)水資源機構が管理する7ダムによる洪水調整により、ダム下流の河川(淀川・宇治川・木津川・桂川)の水位低下、洪水被害軽減を図る。

### 実施内容

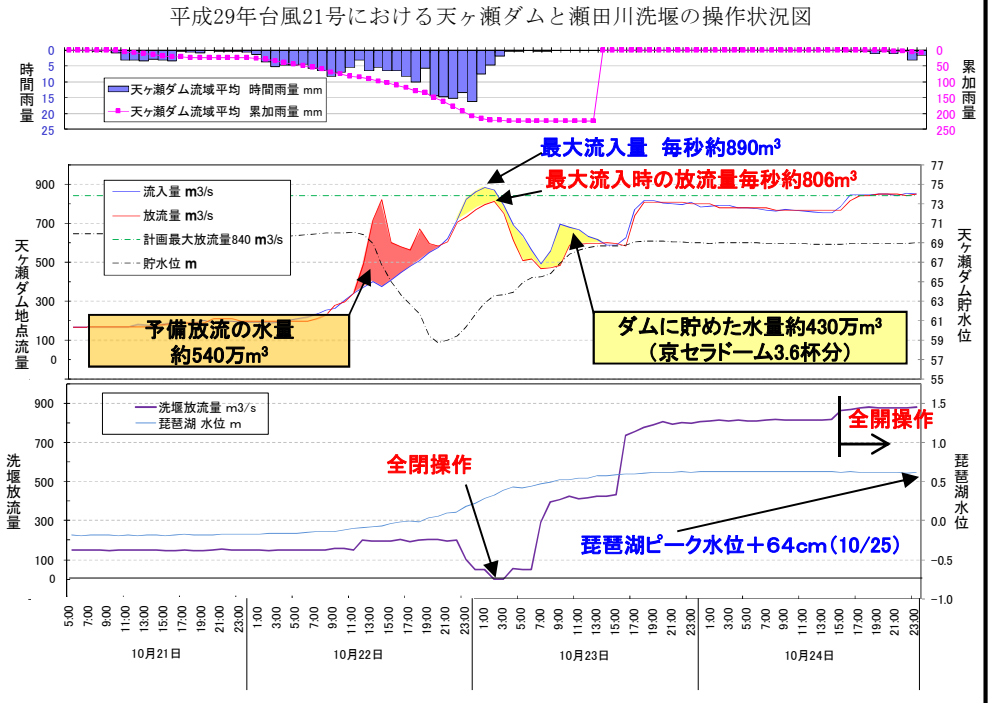


○平成29年台風21号襲来時のダム貯水池の状況

平成29年台風21号では、淀川水系7ダムの連携した洪水調節により下流河川の水位低下を行った。

### 実施内容

平成29年10月台風21号において、天ヶ瀬ダムでは洪水調節を行い、瀬田川洗堰では全閉操作を行い下流河川の水位低減を図った。



### 結果

洪水期間中、瀬田川洗堰では全閉、天ヶ瀬ダムでは洪水調節により約430万立方メートル(京セラドーム大阪約3.6杯分)を貯留し、下流槇尾山地点で約0.3mの水位低減効果を発揮。下流洪水が収まった後に、洗堰はすみやかに全開操作(約10日間)を行い、琵琶湖水位の低減を行った。

## 高潮対策

### 【観点】高潮被害軽減策の実施

### 【指標】橋梁の嵩上げ内容・箇所数

#### 全体像

事業中の阪神電鉄なんば線橋梁の改築事業について、関係機関と調整を図りながら完成させる。また、陸閘が設置されている淀川大橋、伝法大橋の改築について、関係機関と調整を図りながら検討する。

また、水門操作についても安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。ソフト対策として、大阪湾高潮対策協議会の検討をふまえ、不測の事態における被害軽減に向けた減災対策のための具体的なシナリオとして、「計画規模以上の高潮の発生」、「施設機能の低下・消失」等による浸水被害を想定し、減災上の課題を抽出した上で、関係機関と連携し被害最小化に向けた取り組みを検討する。(整備計画記載箇所:p82)

#### 実施方針

大阪湾に注ぐ淀川の下流部の堤防は、昭和36年の第二室戸台風の高潮で大きな被害を受けたのを契機に、高潮対策として伊勢湾台風規模の台風が満潮時に室戸台風コースで接近した場合の想定高潮高さで整備されてきた。しかし未だ一部の橋梁横断部では、高潮時に陸閘によって浸水を防ぐことを余儀なくされている箇所もあり、陸閘操作時には、鉄道及び幹線道路が長時間遮断されることから、社会経済上の影響が大きく、関係機関との対策調整が必要。



平成30年台風21号の高潮による  
阪神なんば線淀川橋梁の橋桁の越波状況



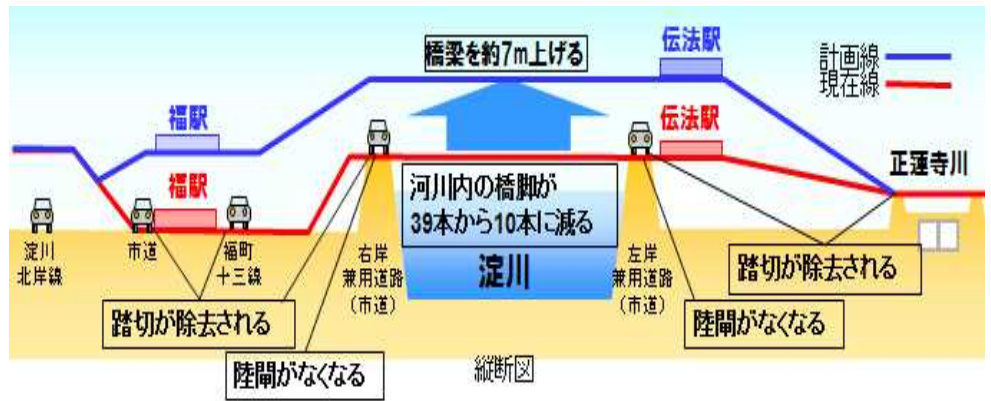
阪神陸閘の閉鎖状況

#### 実施内容 【淀川感潮区間における桁下高の低い橋梁】

淀川本川の感潮区間には3橋の橋梁が計画高水位以下となっており、高潮による浸水被害を防ぐため、陸閘が設置されている。



平成30年度より、橋脚を減らし桁下高を上げて洪水を安全に流す阪神なんば線淀川橋梁の架け替えに工事着手。工事期間は15年間で令和14年度の完成を予定している。



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(淀川本川・宇治川)】

高潮対策、地震・津波対策

【観点】高潮被害軽減策の実施、津波対策事業の実施

【指標】陸閘の確実な操作のための取組

## 全体像

これまで淀川陸閘(淀川大橋)において機械設備の改造により操作時間の短縮を図ってきたが、その他の陸閘(伝法陸閘(伝法大橋)、阪神陸閘(阪神電鉄なんば線橋梁))も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。(整備計画記載箇所:p82)

## 実施方針

国道2号淀川大橋、国道43号伝法大橋、阪神なんば線淀川橋梁などの橋には、洪水、津波、高潮等により沿川地域へ被害がでないよう不足した堤防高さを補う防潮堤が設置され、台風期に備えて、毎年7月第一週の土日に防潮扉点検訓練を実施。

## 実施内容

### 陸閘訓練の実施状況

- 日時 平成29年7月1日(土)から2日(日)
- 関係機関 国土交通省近畿地方整備局、大阪府、大阪市、大阪府警、兵庫県、尼崎市、兵庫県警、阪神電鉄、阪急電鉄、淀川右岸水防事務組合、淀川左岸水防事務組合等 28機関
- 参加者数 約650名(水防団員含む)
- 訓練の実施場所(国施設のみ)

伝法陸閘(国道43号伝法大橋左右岸)、淀川陸閘(国道2号淀川大橋左右岸)、阪神陸閘(阪神なんば線淀川橋梁左右岸)

※平成28年度は7月2日(土)～3日(日)に実施。平成30年度は悪天候により中止。



淀川陸閘の閉鎖状況 (H29.7.1)

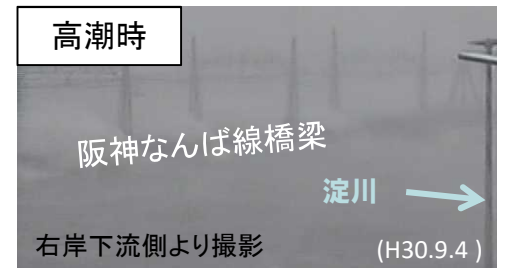


淀川右岸水防事務組合へ局長(代理河川部長)による挨拶 (H29.7.1)

## 実施内容

### 高潮発生時における陸閘操作の状況

平成30年台風21号の最接近により、大阪湾では、これまでの最高潮位293cmを超える329cmの潮位を観測した。淀川では高潮による浸水が予想されたことから、国道2号淀川大橋、国道43号伝法大橋、阪神なんば線淀川橋梁の陸閘を閉鎖した。淀川本川の3つの陸閘が閉鎖されたのは、昭和54年(1979年)9月以来、39年ぶりとなった。



淀川大橋では潮位が陸閘の敷高(陸閘がない場合の堤防高)を21cm超過したものの陸閘の閉鎖により浸水を回避した。

## 結果

平成30年台風21号では39年ぶりに3つの陸閘を閉鎖した。毎年実施している閉鎖訓練により確実な閉鎖ができ、陸閘の敷高を21cm超過したにもかかわらず、大阪市内における浸水被害を防止することができた。



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災（淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川）】

地震・津波対策

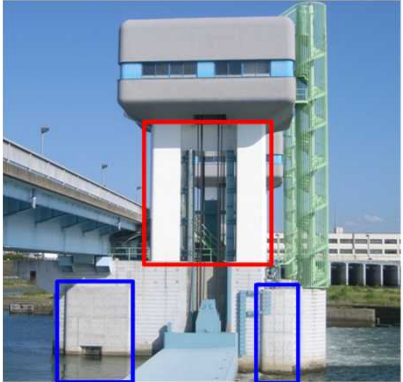
【観点】地震対策事業の実施

【指標】河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数


**全体像**  
 淀川大堰は、レベル1地震動（供用期間中に1～2度発生する地震動）及びレベル2地震動（現在から将来にわたって考えられる最大級の地震動）に対する耐震対策を継続して実施する。上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討して実施する。また、許可工作物についても耐震点検及び対策を実施するよう施設管理者に対して助言を行う。（整備計画記載箇所：p82）

**実施方針**  
 耐震対策については、レベル1対応は実施済みであり、レベル2対応について堰等の重要構造物を優先しながら必要な対策を進めていく。  
 レベル1対応については実施済み。  
 レベル2対応の点検マニュアルが平成19年（平成24年に見直し）に策定されたことを受け、順次点検を実施中。  
 重要構造物である瀬田川洗堰については、耐震照査を終えており、今後、耐震対策を実施する。

実施内容	結果
淀川大堰の耐震補強についてはH23までに対策を完了していたが、新たに発出されたH24指針に基づく照査により再度耐力不足を確認し、耐震補強工事を継続して実施しており、令和2年度に完了予定である。	
レベル2地震動に対する対策状況	
【淀川本川】	
・堤防	：整備済（平成27年度）
・堰	：要対策箇所：淀川大堰（対策中）
・水門・樋門	：整備済（平成27年度）
・排水機場	：整備済（平成27年度）
・陸閘	：要対策箇所：淀川・伝法・阪神 （全て未対策）
【宇治川】	
・堤防	：耐震対策の必要無し
・堰	：耐震対策の必要無し
・水門・樋門	：未実施（10箇所）
・排水機場	：未実施（3箇所）



淀川大堰耐震補強  
 堰柱部：PC挿入工、増厚工  
 門柱部：後施工せん断補強鉄筋

実施内容	結果
平成26年度、瀬田川洗堰について、「河川構造物の耐震性能照査指針（平成24年2月）」に基づき、レベル2地震動を対象とした耐震照査を実施済み。 平成30年度までに照査結果を踏まえた耐震補強対策の設計を完了させており、令和元年度から令和2年度にかけて耐震対策工事を実施する予定。	 <p>瀬田川洗堰</p> <p>巻上機橋 点検橋</p> <p>端堰柱</p> <p>瀬田川</p> <p>端堰柱</p> <p>令和2年度対策予定</p> <p>令和元年度対策予定</p>

地震・津波対策

【観点】地震対策事業の実施

【指標】緊急用河川敷道路の整備内容・延長

全体像

緊急用河川敷道路については、左岸は淀川大橋(国道2号)から木津川大橋(国道1号)までの区間、右岸は淀川大橋(国道2号)から大山崎(国道171号)までの区間を連続的に通行できるよう継続して実施する。なお、通常時においては歩行者等の一般に開放するが、看板の設置等により緊急用・管理用であることの周知を行う。

(整備計画記載箇所:p83)

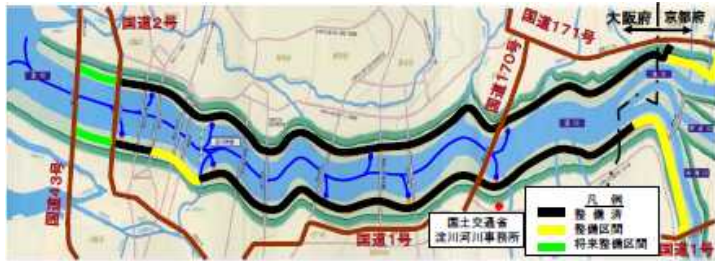


図 4.3.4-1 緊急用河川敷道路整備区間

実施方針

淀川本川の未整備区間については淀川左岸線(2期)事業と合わせて実施する予定である。また、緊急用河川敷道路における橋梁の耐震対策を実施していく。

緊急用河川敷道路については、災害時に公共交通機関の代替えとして人・物の輸送を緊急的に行うことを目的として整備を進めている。

実施内容

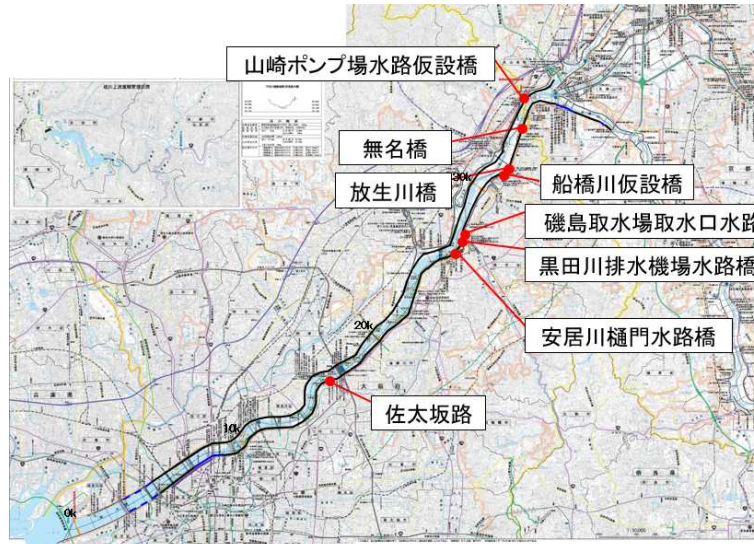
結果

全体計画69.1kmに対して、H30年度までに65.5kmを整備済みであり、淀川本川の未整備区間2.2kmについてはH29年度から実施している淀川左岸線(2期)事業と合わせて整備する事業調整を行っている。



(緊急用河川敷道路における耐震対策)

今後、緊急用河川敷道路において、今後7橋1坂路の耐震対策を実施していく予定。



緊急用河川敷道路における耐震対策位置図



## 地震・津波対策

### 【観点】津波対策事業の実施

### 【指標】津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数

#### 全体像

津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成を支援するとともに、住民への工法・啓発を実施する。(整備計画記載箇所:p84)

#### 実施方針

東日本大震災による甚大な被害を受け、最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定したシミュレーション結果に基づき、大阪府・兵庫県が津波ハザードマップを公表している。今後も自治体と協力していく。

#### 実施内容

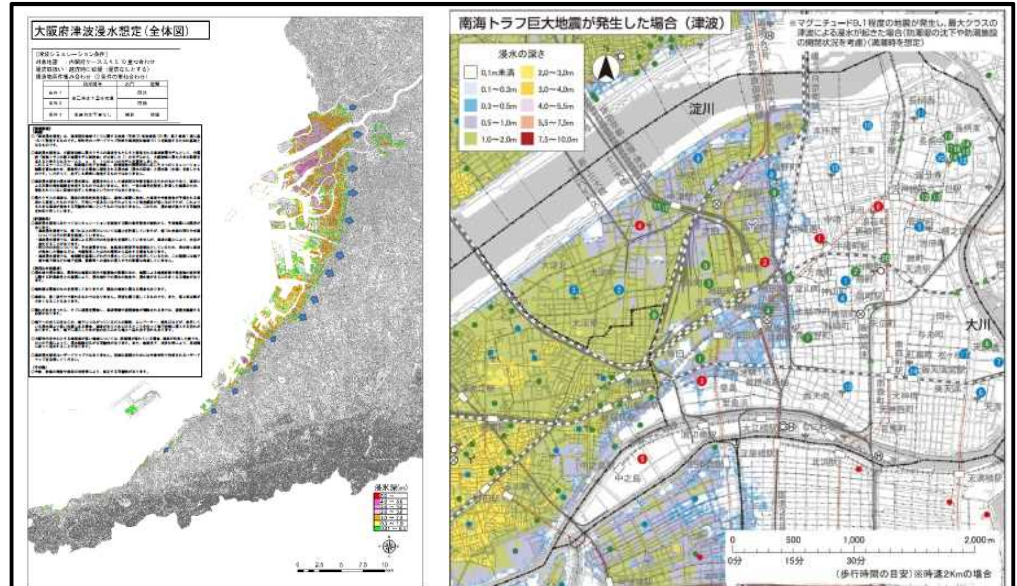
#### 結果

- 大阪府域の関係自治体は、大阪府が平成25年8月に公表した最大クラスの津波を想定した「津波浸水想定図」に基づき、津波から命を守るための「津波ハザードマップ」を作成し公表。
- 兵庫県域の関係自治体は、兵庫県が平成25年12月に公表した最大クラスの津波を想定「津波浸水想定図」に基づき、津波から命を守るための「津波ハザードマップ」を作成し公表。

各自治体では、市役所・区役所等において「津波ハザードマップ」を配架し、住民に津波が発生した場合の、浸水の危険性について周知活動を行っている。

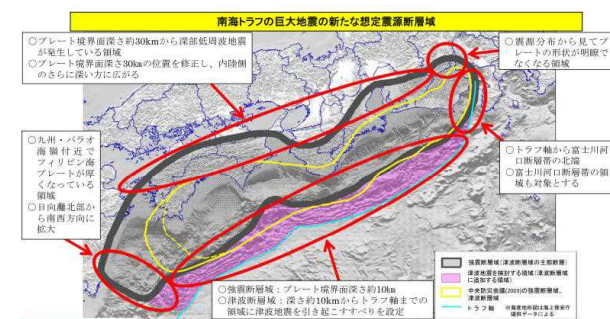
なお、国土交通省では「津波浸水想定の設定の手引き」を随時更新を行ってきていることから、最新の手引きやデータを情報提供する。

(※最新版 Ver.2.10 2019年4月)



大阪府 津波浸水想定

大阪市 水害ハザードマップ(大阪市北区)



地震の規模(推定値)	南海トラフの巨大地震(震源断層域)		南海トラフの巨大地震(津波断層域)		参考	
	面積	長さ	2011年東北地方太平洋沖地震(約500km×約200km)	2004年スマタラ島沖地震(約1200km×約150km)	2010年チリ沖地震(約900km×約100km)	中央防災会議(2003)津波断層域
モーメントマグニチュード	約11.7	約14.7	約9.0	約9.1	約8.7	約8.7
	9.0	9.1	(発表済)	8.7 [Armon et al., 2000]	8.7 [Palido et al., in press]	8.7 [8.8(資料年表)]

「最大クラスの津波」(L2津波)の想定「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表想定震源断層域

# 淀川水系流域委員会

## 令和元年度進捗点検結果説明資料 【利水】

令和元年12月20日

近畿地方整備局

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利水】

	点検項目	観 点	指 標	平成28～30年度 進 捗	本文頁
1	環境に配慮した効率的な水利用の促進	慣行水利権の許可水利権化の実施	水利権の見直し、転用、慣行水利権の許可化の実施状況	進捗あり	2
2		効率的な水利用の促進	効率的な水利用のための取り組み	進捗あり	3
3		安定した水利用が出来ていない地域の対策	新規水源の確保内容	進捗あり	4
4	渇水への備えの強化	渇水調整の円滑化への取り組み	渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容	進捗あり	5

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利水】

環境に配慮した効率的な水利用の促進

【観点】慣行水利権の許可水利権化の実施

【指標】水利権の見直し、転用、慣行水利権の許可化の実施状況

**全体像**

- ・現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要について適切な機会を捉まえて精査確認し、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する。
- ・農業用水の慣行水利権についても、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらえ、慣行水利権者の理解と協力を得ながら許可水利化を促進する。

(整備計画記載箇所:p85)

**実施方針**

- ・今後も、河川管理者としては、許可水利権化に向けて資料作成やデータ提供等のサポート可能な協力を行い、引き続き占用許可更新時の協議等を通じて許可水利権化の働きかけを行っていく。

**実施内容**

- ・占用許可更新時に水利権の必要水量の根拠を厳格に審査し、必要に応じて利水者と直接協議することで適正と考えられる量で水利権を許可している。
- ・取水施設の点検や占用許可更新時の協議の機会を通じて、許可水利権化の働きかけを行った。
- ・占用許可更新時の申請書に記載されている使用水量と比較して、取水実績が少なかった慣行水利権について、適正な使用水量算出のための指導を行った。

**結果**

水利権の許可更新時に取水量の減量や用途廃止等の水利権量の見直しを行っている。  
また、慣行水利権の許可水利権化については、法定化に向けた働きかけを行っているものの、平成28年以降、水利権許可の実績はない。

目的		取水件数 (平成28 年3月現 在)	最大取水量 (m3/s) <平成28年3月現 在>	取水件数 (平成31 年3月現 在)	最大取水量 (m3/s) <平成31年3月現 在>
		農業用水	許可	68	164.271
	慣行	41	34.615	40	34.432
	小計	109	198.886	108	195.860
	水道用水	43	109.589	43	101.019
	工業用水	27	28.259	25	22.342
	その他用水	9	0.455	6	0.278
	発電用水	36	694.852	32	691.533
	計	224	1,032.041	214	1,011.032

【淀川水系における慣行水利取水状況】(H31.3時点)

淀川: 7件  
 宇治川: 3件  
 桂川: 4件  
 木津川: 22件  
 猪名川: 4件      合計40件

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利水】

環境に配慮した効率的な水利用の促進

【観点】効率的な水利用の促進

【指標】効率的な水利用のための取り組み

## 全体像

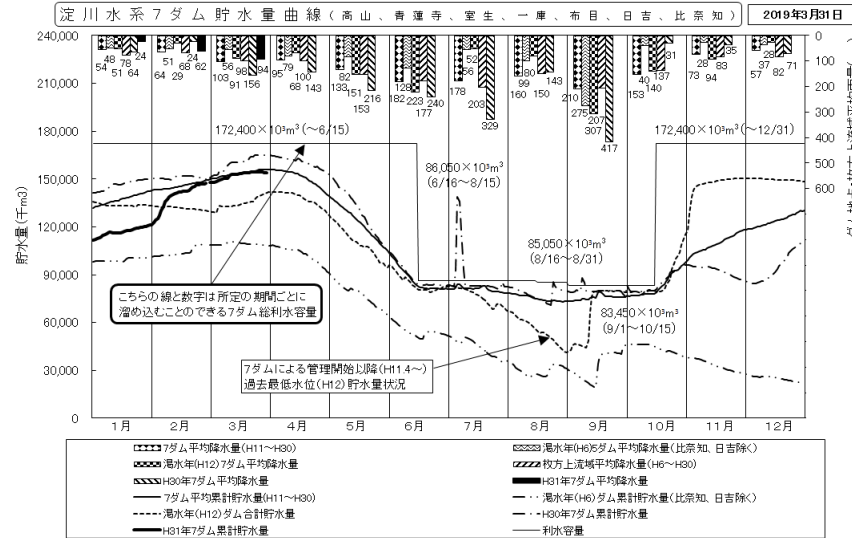
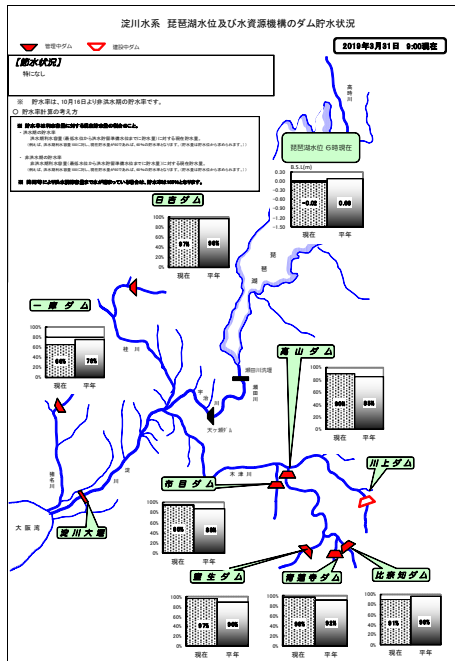
河川の豊かな流れを回復するため、節水の啓発、水利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努める。  
(整備計画記載箇所:p86)

## 実施方針

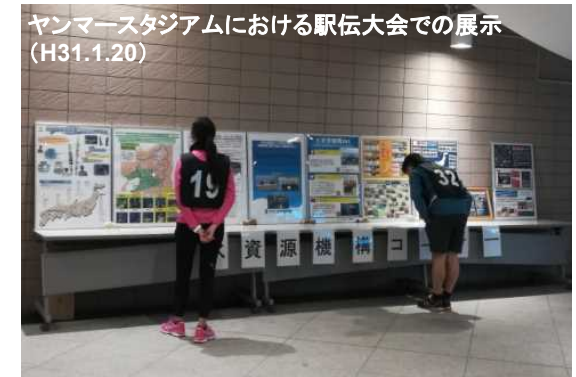
・今後も、節水協力等の広報・啓発を実施することにより、住民の意識向上を図る。

## 実施内容 結果

日々、ダムの貯水率をホームページで公表、各種イベントでのパネル展示などにより、節水への意識向上を図っている。



独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社HPより  
URL:<http://www.water.go.jp/kansai/kansai/html/suigen/kassui.pdf>



各種イベントでの広報・啓発パネル展示



各種イベントでの広報・啓発パネル展示

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利水】

環境に配慮した効率的な水利用の促進

【観点】安定した水利用が出来ていない地域の対策

【指標】新規水源の確保内容

## 全体像

水需給が逼迫するなど安定した水利用が出来ない地域に対して、既存の利水者の水利権を見直すことによって利用可能となる水源の転用に努めるが、そのような転用がただちに行えない場合には、新たな水資源開発施設による新規水源の確保を行い、水利用の安定化を図る。

伊賀地域では、宅地開発・工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫しているため、川上ダムによる新規水源を確保する。

京都府南部地域では、人口増加に対応した水道施設の整備を進めてきており、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町を対象とした水道用水を安定的に供給するため、天ヶ瀬ダム再開発により、新規水源を確保する。

(整備計画記載箇所:p87)

## 実施方針

- ・安定した水利用を確保するため、川上ダムや天ヶ瀬ダム再開発事業を実施しているところであり、今後も、安定した水利用を確保するため、必要な整備を進める。



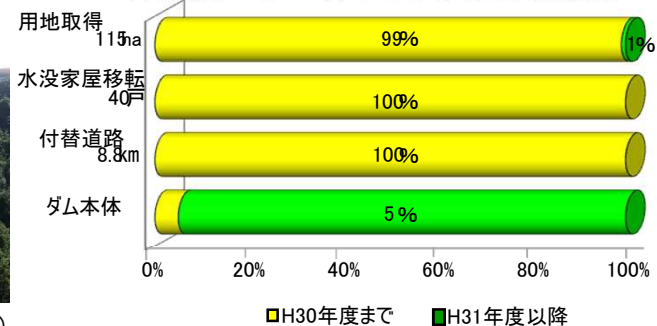
## 実施内容 結果

### ◆川上ダム

川上ダム建設事業では、ダム本体建設工事に着手し、本体基礎掘削が完了した。



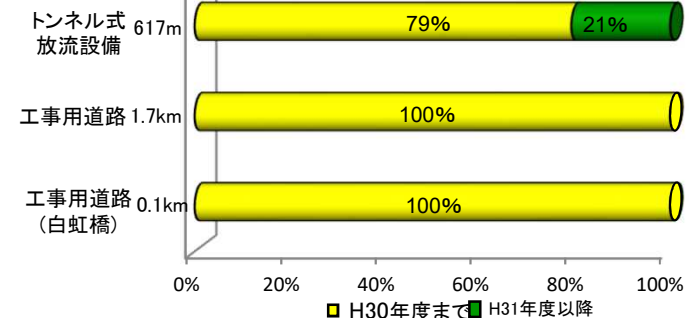
コンクリート打設状況(R1.10)



事業進捗率 (平成31年3月末時点)

### ◆天ヶ瀬ダム再開発事業 進捗率 (平成31年3月末時点)

天ヶ瀬ダム再開発事業では、トンネル式放流設備の建設工事を実施している。



事業進捗率 (平成31年3月末時点)



## 渇水への備えの強化

### 【観点】渇水調整の円滑化への取り組み

【指標】渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容

### 全体像

近年の少雨傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、利水者会議における平常時からの情報交換などにより、渇水時における渇水調整の円滑化を図る。

また、渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。  
(整備計画記載箇所:p87)

### 実施方針

今後も、利水者との意見交換を行いつつ、渇水調整方法について利水者の意向を確認しながら検討を進めていく。

### 実施内容 結果

- 平成27年度から平成29年度は、「淀川水系水利用検討会」において利水者との個別の意見交換を行い、渇水調整方法について利水者の意向を確認しているところ。
- 平成30年度は「気候変動が淀川水系の渇水リスクに及ぼす影響」についての検討を行い、一定の評価結果が得られたので、引き続き、「気候変動が淀川水系の渇水リスクに及ぼす影響」の検討を行い、利水者等との情報共有を図り、必要な水を確保するための対策についての検討を進めていく。

#### ※【淀川水系水利用検討会(利水者会議)】

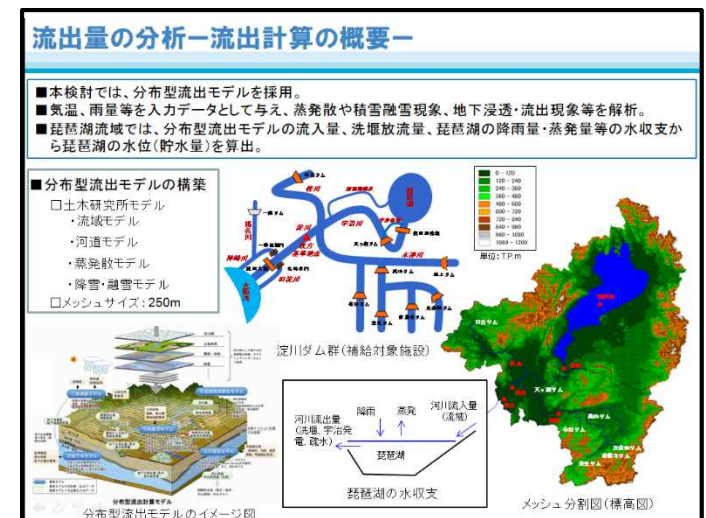
社会経済情勢の変化等を踏まえ、関係水利使用者等が河川管理者と共に水利用に関する情報交換や意見交換を行うことにより、淀川水系の水利用に関する現状と課題について認識を共有するとともに、関係者間の相互理解を醸成し、今後の水利用のあり方について検討を行うことを目的とする。

#### ◆検討事項

- 淀川水系における渇水調整の考え方に関する事項
- 淀川水系における渇水リスクに関する事項
- 淀川水系における既存水資源開発施設の活用に関する事項
- その他、本検討会の目的達成に関する事項

#### ◆構成機関

近畿地方整備局、近畿経済産業局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団



気候変動が淀川水系の渇水リスクに及ぼす影響検討

# 淀川水系流域委員会

## 令和元年度進捗点検結果説明資料 【利用(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

令和元年12月20日

近畿地方整備局

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成28～30年度 進捗	説明資料項
1	川らしい利用の促進	水域の秩序ある河川利用に向けての誘導または規制の取組(水面利用)	舟運の取り組み内容	進捗有り	2
2			秩序ある河川利用に向けての取組内容・誘導、規制数	進捗有り	3
3		川の安全利用施策の実施	安全利用点検の実施内容、水難事故防止に向けた取り組みの実施回数	進捗有り	4
4		「川に活かされた利用」の実施	河川でしか出来ない利用(環境教育等)の実施内容	進捗有り	5
5		陸域・水陸移行帯の秩序ある河川利用に向けての誘導または規制の取組(川らしい河川敷利用)	河川保全利用に関する取り組み内容	進捗有り	6,7
6			違法行為の是正内容	進捗有り	8
7	憩い、安らげる河川の整備	憩い、安らげる河川の整備	水辺の整備内容	進捗有り	9
8			小径(散策路)の利便性向上の取組内容	進捗なし	-
9			迷惑行為の是正内容・対策箇所数	進捗有り	8
10			ホームレス対応内容・確認数	進捗有り	10
11	まちづくり・地域づくりとの連携	まちづくりや地域連携の取り組み	歴史文化と調和した河川整備内容	進捗有り	11
12			水辺を活かしたまちづくりの利便性向上の取組内容	進捗有り	12

川らしい利用の促進

【観点】水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(水面利用)

【指標】舟運の取り組み内容

## 全体像

川への親しみを増進するために、舟運の復活が望まれている。また、船の中から川の風景を楽しみたいという要望も強い。さらには、平成7年兵庫県南部地震時には一般道路が交通混乱し、水上輸送の重要性が見直された。これらのことから、淀川本川・宇治川において、伏見までが航行可能となるよう、航路確保等必要な整備や検討を行う。また、川沿いの自治体や民間との舟運復活に向けた意見交換を実施する。

## 実施方針

「河口から伏見まで航行可能な環境整備」及び「全区間での事業者の自主的な運航」を将来的な目標に沿川自治体との協働による社会実験等の取り組みを行いながら、アンケート調査により、舟運に対する需要の把握を行っていく。淀川の自然・歴史・文化等を活かした舟運の利活用について、自治体や民間のニーズを含め、検討を行う。

### 【検討】

○枚方及び大塚船着場から伏見までの航路確保に向けた検討

○淀川下流部から大阪臨海部の航路実現に向け民間事業者と連携し検討を実施



## 実施内容

### 【天満橋(八軒家浜)～枚方間の定期運航が開始】

大阪・天満橋～枚方をつなぐ航路において民間事業者による定期運航が平成29年9月に開始され、概ね月に1回以上船舶が往来することとなった。また枚方船着場の認知度向上として船着場サインを設置した。



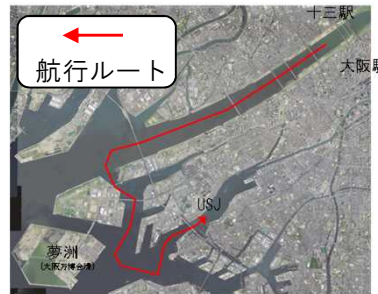
サイン付き待合いテント



船着場サイン

### 【試験乗船会の実施】

淀川下流部から大阪臨海部の航路実現に向けて、民間事業者や関係行政機関等関係者による試験乗船会(H29.12.5)を実施した。



試験乗船会ルート



船上の状況

## 結果

これまでの取り組みが実を結び天満橋(八軒家浜)～枚方までの定期運航が開始された。引き続き、沿川市町や民間事業者等と連携し、淀川下流部から大阪臨海部及び枚方から伏見までの航路の実現に向けて調整を進める。

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

## 川らしい利用の促進

【観点】水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(水面利用)

【指標】秩序ある河川利用に向けての取組内容・誘導、規制数

### 全体像

水面利用の適正化のために、水上バイクやプレジャーボート等が守るべき通航方法を定め、その適用区間を指定することで、秩序ある水面利用を図る。また滋賀県域においては、条例に基づき滋賀県と連携して不法係留対策を行う。

瀬田川では、瀬田川洗堰から上流区間において「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)が制定されていることから、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題が発生した場合には関係機関との連携を図り対策方法について検討する。

(整備計画記載箇所:p89~p90)

### 実施方針

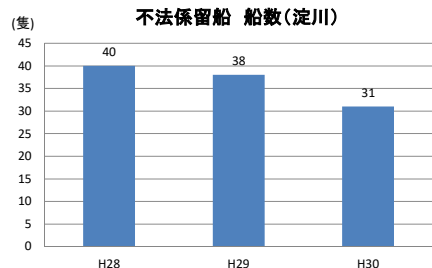
水上バイクの利用は全川的に迷惑行為として禁止している。不法係留船及び投棄物の現地調査結果を関係機関へ情報提供し不法係留解消に向け取り組みを実施していく。

### 実施内容

淀川本川において不法係留が見られるため、水面利用の適正化に向けて是正に取り組んでいる。(平成30年度末:大阪市域25隻、守口市域6隻)

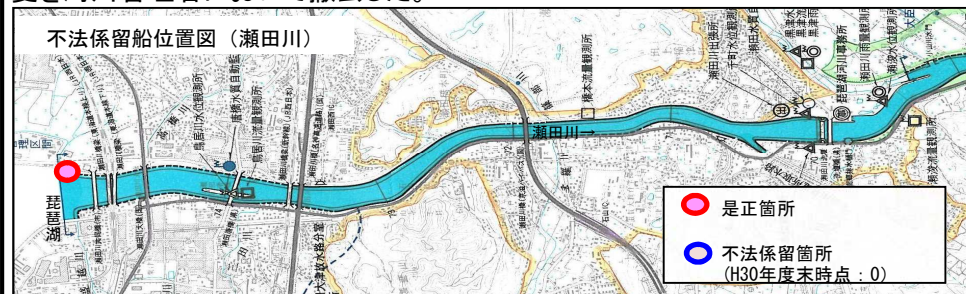
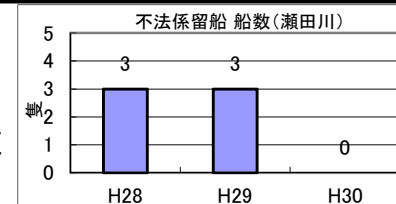


平成28年度から平成30年度にかけて、これまでに引き続き不法係留船の所有者に対して是正指導を行い、大阪市域の9隻を是正した。



### 実施内容

瀬田川においてH29年度は不法係留船が3隻あったが、H30年度に入り、2隻が見当たらなくなった。また、不法係留船に対しては、警告看板の設置を行うとともに、H30年度に不法係留船1隻を河川管理者において撤去した。



### 結果

不法係留船の撤去により、洪水時における不法係留船流失による河川管理施設等への衝突等に伴う損傷リスクを軽減するとともに、不法占用解消、環境改善が図られた。瀬田川においては景観保全にも寄与することが出来た。

川らしい利用の促進

【観点】川の安全利用施策の実施、憩い、安らげる河川の整備

【指標】安全利用点検の実施内容、水難事故防止に向けた取り組みの実施回数

全体像

川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や、安全な利用の仕方の啓発を、関係機関、住民・住民団体(NPO等)の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会(仮称)」を設置し、河川利用者の代表者とともに、対策方法について検討する。(整備計画記載箇所:p90)

実施方針

河川利用者が安全に楽しめるように、安全利用点検の実施計画に基づき、対象区域・施設ごとの点検項目について、出水期前までに職員が危険箇所や注意喚起箇所を確認する安全利用点検を実施し、補修等の必要箇所は応急的に処置し順次対策を実施する。

引き続き河川利用者に対して巡視員による口頭注意や看板設置等により水難事故防止等の注意喚起を実施するとともに、インターネット等による情報提供や、沿川の幼稚園・小学校にチラシを配布する等の安全利用の向上に資する施策を実施する。また、河川レンジャーとも連携し、河川利用者を対象とした河川水難事故防止講習会を実施する。

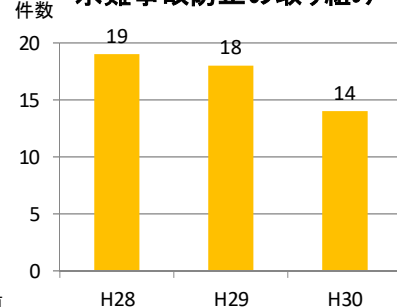
実施内容



水難事故防止の取り組み

河川レンジャーによるライフジャケット着用指導

水難事故防止の取り組み



実施内容



(H30.4)



(H31.4)

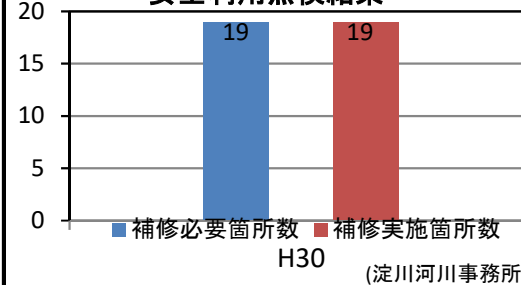
高水敷の点検(淀川)



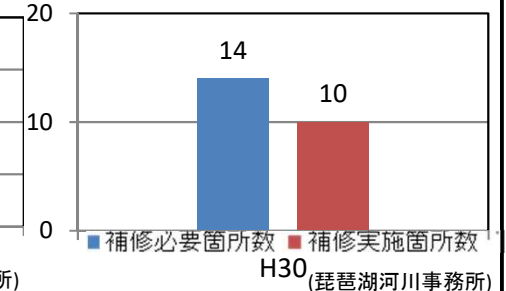
巡視風景(野洲川)



(箇所) 安全利用点検結果



(箇所) 安全利用点検結果



結果

安全利用点検結果を基に、転落防止柵の設置や階段の補修等を実施するとともに、河川利用者に対して巡視員による口頭注意や看板設置等を行い、水難事故防止等の注意喚起を継続して実施した。

川らしい利用の促進

【観点】「川に活かされた利用」の実施

【指標】河川でしか出来ない利用(環境教育等)の実施内容

全体像

自然環境保全のために河川を人が利用できない空間とするのではなく、環境学習を推進する場等の観点を含めて、「川らしい利用」が進められるようにしていく。また河川に係わる人材育成の支援や、住民・住民団体(NPO等)と連携した環境学習を推進する。具体的には、子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施、子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援を行う。(整備計画記載箇所:p88、p90)

実施方針

環境教育の取り組みとして、地域の子供たちに、自然にふれてもらう機会を増やすことを目的に、住民団体(NPO等)と連携した「自然観察会、水生生物調査、出前講座」などを推進する。

取り組みにあたり、地域が主体となって継続して実施していけるよう地域の指導者育成の支援を行う。

また、河川レンジャーや教育機関等と連携し、地域からの要請等に応じて河川環境を勉強・体験する場を設けるとともに子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援を行う。

実施内容

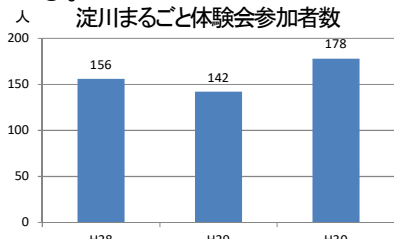
結果

【淀川まるごと体験会(淀川河川公園点野地区)】

点野野草地区では高水敷の切り下げにあたり、整備後の維持管理を地域で実施していく事を見据え、月1回の定例的な河川レンジャー活動を通じて、人材育成を図っている。点野地区の魅力を広く伝えるため、市民団体・大学・行政・河川レンジャーが連携し、淀川を身近に感じてもらう場として「淀川まるごと体験会」を開催している。夏休みの自然体験の場としても親子連れの人気を集めている。



ヨシを利用した工作(H30.8.9)



実施内容

結果

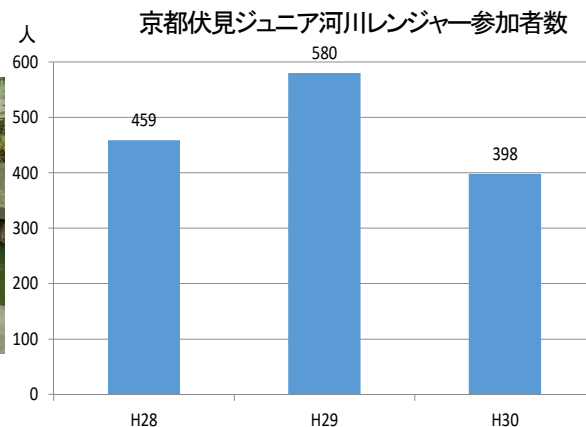
【京都伏見ジュニア河川レンジャー】

平成15年度から宇治川及び宇治川派流(濠川)を活動エリアに、地域の小学生(3・4年生)を対象に、「体験学習による啓発」と「川の人材育成」を目的として、川の観察、清掃、学習等の活動を行っている。この活動は小学校では総合学習として位置づけられ、年間4時間の学習時間が確保されている。

子どもたちは活動の感想文を書き、それを保護者が確認・コメントして河川レンジャーにフィードバックするという形で、様々な世代に川について考えていただく機会を提供している。



十石舟から川の観察(H30.6.19)



【水生生物調査】

平成30年度も引き続き、小中学生を対象にした水生生物調査を実施(淀川1回、宇治川1回、瀬田川1回、野洲川2回)するとともに、水質パックテストや透視度調査の体験を通じ、環境学習の機会を提供している。(合計206名参加)



(H30.7.2)



(H30.7.2)

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(淀川本川・宇治川)】

川らしい利用の促進

【観点】陸域・水陸移行帯の秩序ある河川利用に向けての誘導または規制の取組(川らしい河川敷利用)

【指標】河川保全利用に関する取組内容

## 全体像

河川管理者以外の者が管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。また、住民・住民団体(NPO等)と連携し、情報共有の場を設け、施設管理者に協力を依頼する。河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。

ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性に配慮しながら検討を進めることとする。既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があることをふまえ、また、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあることから、河川敷の利用施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断することとする。河川敷の利用施設が縮小されるまでの期間であっても、自然環境の保全に配慮するような手法についても検討する。河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為は正実施計画に基づき是正に努める。(整備計画記載箇所:p57、p90~p91)

## 実施内容 結果

平成30年度は、淀川本川で「緑地(摂津市)、公園(守口市)、公園(高槻市)、よし畑公園(島本町)」を審議対象とし、宇治川で「宇治川公園(京都市)、天ヶ瀬公園・白川浜公園(宇治市)、改進黨運動広場(京都市)、かわきた自然運動公園(八幡市)」を審議対象とし、河川保全利用委員会を開催した。



天ヶ瀬公園(宇治市)



河川保全利用委員会 開催状況

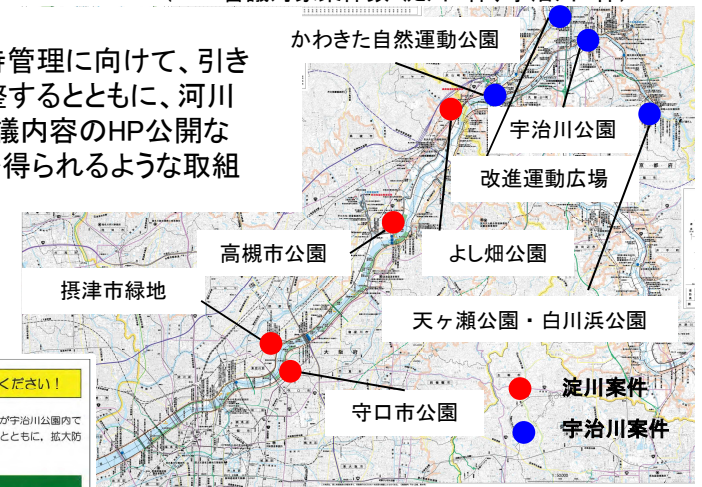
## 実施方針

河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、『「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を促進するという観点から、ゴルフ場等のスポーツ施設など、本来河川敷以外で利用する施設については、縮小していくことを基本』とし、河川保全利用委員会からの助言を頂き施設管理者へ環境改善の指導・助言等を行っている。

## 実施内容 結果

(H30審議対象案件数: 淀川4件、宇治川4件)

公園等の適正な維持管理に向けて、引き続き施設管理者と調整するとともに、河川保全利用委員会の審議内容のHP公開など、地域住民の理解を得られるような取組を進めていく。



**メリケントキンソウ (外来植物) にご注意ください!**

硬いトゲを持つ外来植物である「メリケントキンソウ」が宇治川公園内でも確認されています。トゲによる怪我に注意していただくとともに、拡大防止にもご協力をお願いします。

**メリケントキンソウとは**

<学名>  
Soliva sessilis  
キク科 一年草

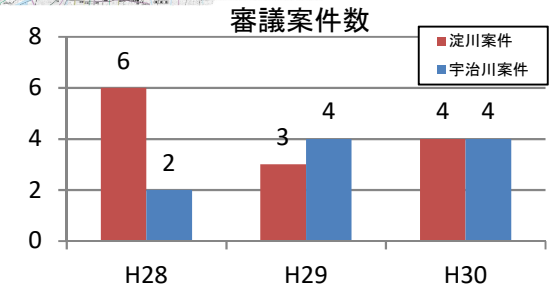
<特徴>

- ・南米原産の繁殖力が旺盛な外来植物で、日本では和歌山県で1930年代に発見されました。
- ・草丈は5~10cmで地面をはうように生えます。
- ・葉先の先端部が尖り、5月~6月頃には硬いトゲになります。

**利用上の注意**

トゲを出す5~6月頃は、芝生や草むらに直接座らない、手をつかない、裸足であるかない等、トゲによる怪我に注意してください。

外来種に関する注意喚起看板例



委員からは「草地を積極的に環境学習に利用すること。」「代替施設の確保について、関係団体とも相談して検討すること。」などの意見をいただき、環境啓発や注意すべき外来種に関する看板を設置するなど施設管理者に対して施設の改善について指導・助言を実施。



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(瀬田川・野洲川)】

川らしい利用の促進

【観点】陸域・水陸移行帯の秩序ある河川利用に向けての誘導または規制の取組(川らしい河川敷利用)

【指標】河川保全利用に関する取組内容

## 実施方針

本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とし、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断するものとし、今後も引き続き、河川保全利用委員会の指導・助言を頂きながら、適正な河川敷利用の推進を図る。

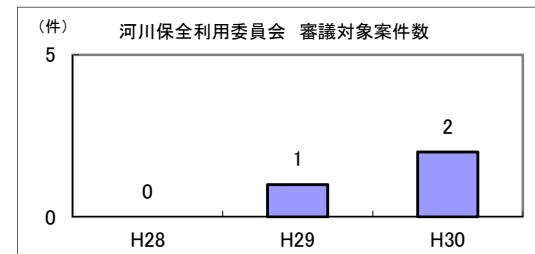
## 実施内容

## 結果

平成28年度は委員会の審議対象なし。平成29年度は「野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市)」の1件について委員会の審議対象とした。平成30年度は、「野洲川川田河川公園(守山市)、野洲川改修記念公園(守山市)」の2件について委員会の審議対象とした。



第54回委員会(H31.1.29)



## 【河川保全利用委員会 審議対象公園 位置図(野洲川)】



平成30年、野洲川改修記念公園(守山市)において、ゲートボール場の利用者の減少が見られたことから、ゲートボール場が廃止され、多目的広場として再整備された。



(R1.7.29)

野洲川改修記念公園(守山市)  
のゲートボール場廃止状況

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(淀川本川・宇治川)】

川らしい利用の促進、憩い、安らげる河川の整備

【観点】陸域・水陸移行帯の秩序ある河川利用に向けての誘導または規制の取組(川らしい河川敷利用)、憩い、安らげる河川の整備

【指標】違法行為の是正内容、迷惑行為の是正内容・対策箇所数

## 全体像

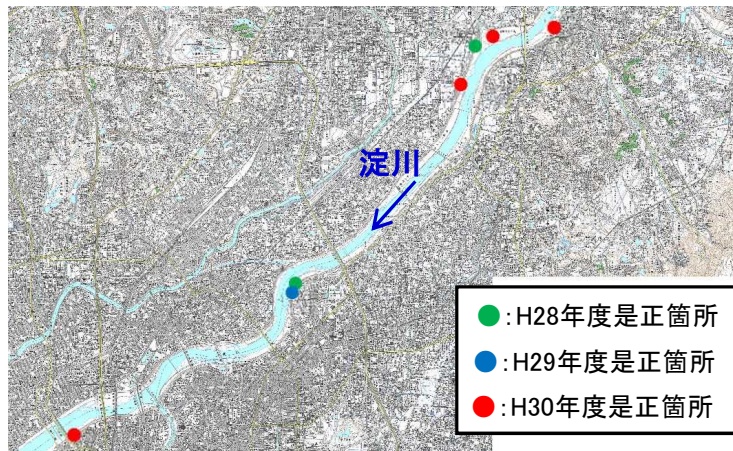
淀川河川事務所管内の河川敷には、許可を受けずに設置された不法工作物や民有地以外で許可を受けていない不法な耕作が数多く存在する。淀川河川事務所ではこのような河川敷で行われている不法な工作物設置・耕作等の行為は、違法行為是正実施計画を作成し計画的な是正に努めている。(整備計画記載箇所:p91)

## 実施方針

不法耕作等に対し是正看板の設置や現地指導を行い、警告看板を設置した後に現地の整地を実施している。不法耕作等の確認を行うことを目的に不法占用監視班を通常の河川巡視とは別に設置するなど、不法耕作等に対する対応強化を図りながら、現地指導等により、不法耕作面積は着実に減少しており、今後も不法耕作、及び不法工作物に対し継続した是正の取り組みを行っていく。

## 実施内容

### 【不法耕作の是正箇所の位置図】



## 実施内容

平成28年度から平成30年度にかけて、淀川本川(大阪市域、守口市域、枚方市域、高槻市域)において、13件約870㎡の不法耕作等を是正した。

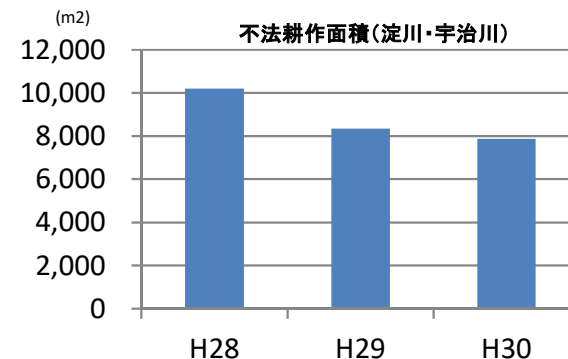


不法耕作是正前(大阪府高槻市)

不法耕作是正後(大阪府高槻市)

## 結果

淀川本川・宇治川の平成30年度末時点の不法耕作面積は約8千㎡となっている。不法耕作面積は減少傾向にある。



憩い、安らげる河川の整備

【観点】憩い、安らげる河川の整備

【指標】水辺の整備内容

**全体像**

憩い、安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人が利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。

野洲川では、川沿いの自治体と協力して、自然環境と調和した水辺空間を形成するふるさとの川整備を実施する。  
(整備計画記載箇所:p91)

**実施方針**

人が水辺に親しめ近づくことができる環境づくりを行うため、地元の住民団体、河川レンジャー等の意見を聴きながら、自治体とも協力して、その地域に応じた自然環境や水辺の風景と調和した水辺の整備を行う。

**実施方針**

野洲川については、水辺の整備について沿川首長等の意見を踏まえながら、地域の活性化・健康増進に資する水辺整備を実施する。

**実施内容** **結果**

**淀川アーバンキャンプ**

平成27年度から壮大な淀川河川敷の空間を活用する社会実験として、都市型アウトドアツーリズムが体験でき、これまでに淀川になかったアクティビティを試行するとともに、今後の民間事業者による活用に向けた課題を明確にし、官民連携による淀川の賑わい創出のための推進体制の構築、仕組み作りの検討、ミズベリング施策の推進につなげることを目的に実施した。今年度、5年間の社会実験期間が終了するため実施成果のとりまとめ及び評価を予定しておりこれを踏まえて、今後の展開方策の検討を行う。

(H28:5320名、H29:6650名、H30:2000名参加)



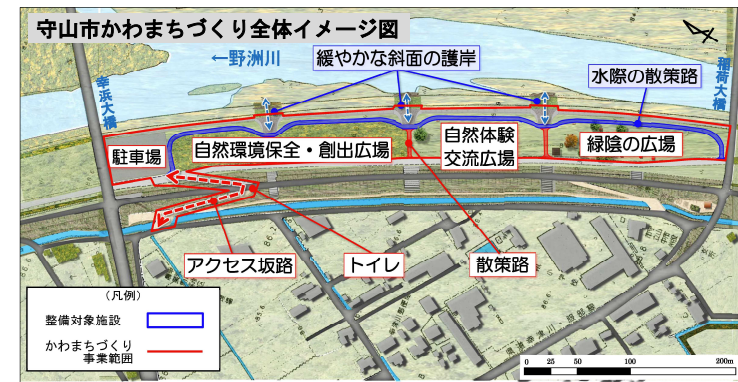
会場から見える夜景



ヨシ灯り作り

**実施内容** **結果**

野洲川においては、守山市の水辺空間整備と連携した水辺へのアクセス性を向上させる緩傾斜護岸・管理用通路の整備を実施した。



実施前 (H26.10.7)

水辺に近づきにくい



実施後 (H29.7.2)

緩やかな斜面

憩い、安らげる河川の整備

【観点】憩い、安らげる河川の整備

【指標】ホームレス対応内容・確認数

**全体像**

ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。

(整備計画記載箇所:p93)

**実施方針**

治水・環境・利用等の面で河川管理を適切に行う観点から、河川敷等に起居しているホームレスの実態を把握するとともに不法に設置されている小屋や放置された荷物などを撤去するよう指導を行っている。併せて、自立支援に向けた情報交換を関係自治体と行うとともに、洪水等の危険性について、河川巡回時に周知している。

自治体福祉部局との連携によりホームレスの起居数は減少しており、今後も引き続き、自治体福祉部局等関係機関と連携していく。

**実施内容**

ホームレス対応として、以下の取組を実施。

①チラシ配布による河川内居住の危険性の周知

毎年出水期前には全ホームレスに対して「河川敷に住むことは大変危険です。」旨のチラシを配布し、河川外への退去を指導。

②河川巡視による情報収集

ホームレスの生活状況の確認を行うことを目的にホームレス巡視班を通常の河川巡視とは別に設置し、対応強化を図る。

○巡視で聞き取りしている内容

氏名、年齢、健康状況、職業(収入源)、河川内居住に至るいきさつ、福祉サイドへの連絡事項の有無、これらの聞き取りした内容と、宿営の位置・構造と併せて資料として保有。

③河川内樹木伐採による対応

河川内の樹木を伐採することで人目につきやすくなり、宿営の設置をしづらくする。

④大阪府・大阪市・枚方市・摂津市福祉部局との情報連絡会議の開催

情報交換を行うことを目的に、各府市と定期的に情報交換会議を年2回程度開催。また必要に応じて現地での情報交換を実施。



大阪市淀川区(H30.10)

ホームレスの状況把握

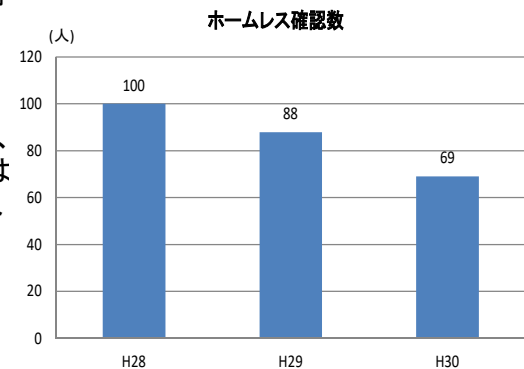
実施年度	実施内容	実施状況	実施結果
H28	河川敷に設置された小屋の撤去指導	実施済み	撤去された小屋は10棟あり、指導された者は10名。
H29	河川敷に設置された小屋の撤去指導	実施済み	撤去された小屋は8棟あり、指導された者は8名。
H30	河川敷に設置された小屋の撤去指導	実施済み	撤去された小屋は6棟あり、指導された者は6名。

河川巡視による対応履歴

**結果**

H14年の「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」の施行により、住宅、就労、医療などの支援の充実に加え、景気の向上やホームレス自身の高齢化による自然減などにより、淀川河川事務所管内のホームレスは減少傾向にあり、平成30年度は69人のホームレスが河川敷に起居していることを確認した。

琵琶湖河川事務所管内には、ホームレスは確認されていない。



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(淀川本川・宇治川)】

まちづくり・地域づくりとの連携

【観点】まちづくりや地域連携の取り組み

【指標】歴史文化と調和した河川整備内容

## 全体像

宇治川、桂川など、歴史文化的な地域を流れる河川においては、地域の歴史文化に調和し、観光等の地域活性化に資するよう自治体等と連携して河川整備を行う。(整備計画記載箇所:p93)

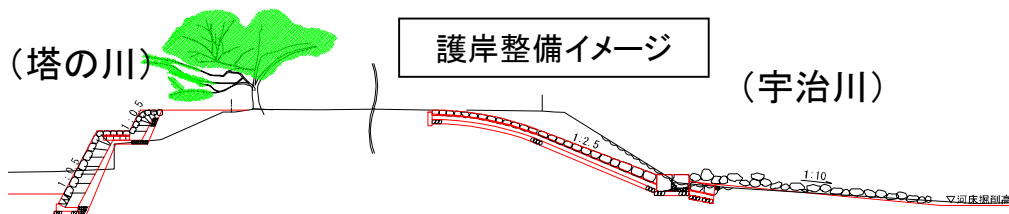
## 実施方針

宇治川の塔の島地区では改修にあたって世界遺産を擁する地域の景観に配慮し、『河川がもたらす自然の作用によって形成された「中洲」としての姿を現代的に考え、歴史的に蓄積されてきた人と川、人と自然の親密な関係を文化的環境、文化的景観として再生する。』ことを基本理念に、学識経験者及び地元の意見を踏まえた事業計画を作成し、実施する。

## 実施内容 結果

### 【塔の島地区】

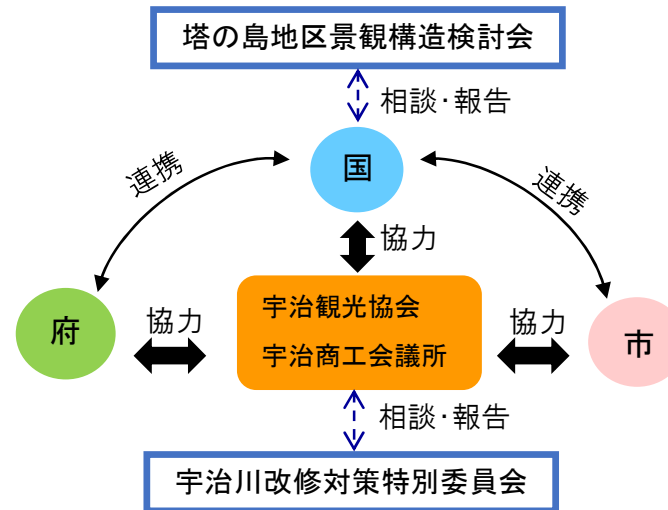
宇治川の塔の島地区については、平成25年度に京都府・宇治市・淀川河川事務所で作成した宇治公園再生計画に基づき、河道掘削及び護岸工事を実施した。島上面の植栽計画や護岸形状の議論を進めると共に、橋島の護岸及び塔の島の護岸工事を実施し、平成30年度に完成した。



河積阻害とならないように、塔の島側にセットバックすることで、流下断面を確保しつつ、景観に配慮。

### 【地域連携による事業の進め方】

塔の島地区は、重要文化的景観に選定された観光地であることから、豊かな観光資源を後世に渡って継承していく必要がある。そのため地域住民はもとより、来訪者への広報として府・市・国が連携し、地域観光業関係者と協力して事業を実施した。



塔の島地区景観構造検討会:学識者、観光協会、商工会議所、宇治市、京都府で構成される検討会

宇治川改修対策特別委員会:地元観光業関係者で構成される委員会

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(淀川本川・宇治川)】

まちづくり・地域づくりとの連携

【観点】まちづくりや地域連携の取り組み

【指標】水辺を活かしたまちづくりの利便性向上の取組内容

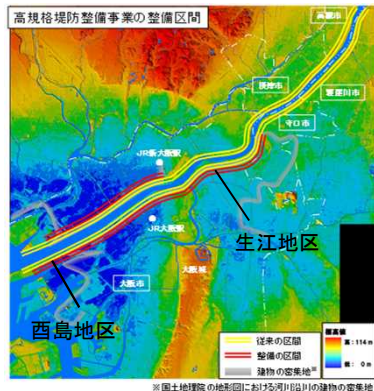
## 全体像

淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備に併せ水辺に良好な都市空間を形成していく。現在整備中の地区において、早期の完成を目指すとともに、その他の地区においては、早期の事業着手を目指し引き続き関係機関と十分協議する。  
(整備計画記載箇所:p94)

## 実施方針

整備の区間のうち、地元から強い要望があり、また、まちづくりとの連携がスムーズにでき、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところ等から優先的に整備していく。

※平成23年2月から12月にかけて「高規格堤防見直しに関する検討会」により整備区間の見直しが議論され、同年12月に「新たな整備区間」が決定された。見直し後の整備区間(整備の区間)は大阪市の一部及び守口市の一部であり、そのうち1.39kmが整備済みである。



河川名		下流	上流
淀川	右岸	大阪市西淀川区百島地先 (大阪市西淀川区)	JR東海道本線橋梁付近 (大阪市淀川区・東淀川区)
	左岸	大阪市此花区西島地先 (大阪市此花区)	下島公園付近 (守口市)

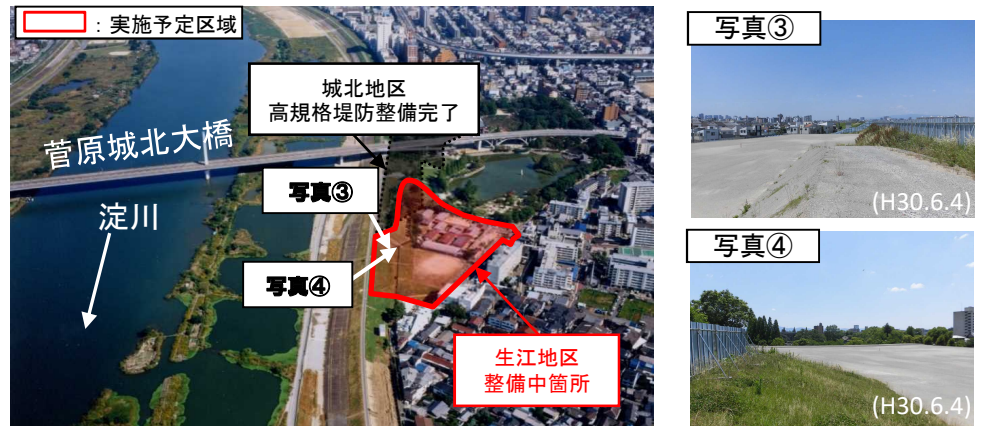
## 実施内容 結果

高見地区は平成23年度に完成、海老江地区、大宮地区及び大庭地区は平成24年度に完成した。平成30年度末時点で西島地区、生江地区が整備中。

西島地区では大阪市の西島住宅建て替えに合わせた事業調整を行い、整備を実施中。



生江地区では生江保育所(旧河道箇所、広域避難場所の指定)移転に伴い整備を実施中。



# 淀川水系流域委員会

## 令和元年度進捗点検結果説明資料 【維持管理(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

令和元年12月20日

近畿地方整備局

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成28～30年度 進捗	説明資料項
1	維持管理	堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施	ダムの健康診断内容・補修箇所数	進捗有り	2,3
2			堤防等河川管理施設の巡視・点検及び補修の実施内容	進捗有り	2,3
3			ダム機能の維持内容・堆砂量	進捗有り	4
4		許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導	点検、修繕内容・実施数	進捗有り	5
5		河川区域等の管理	河道内樹木の伐採の実施状況	進捗有り	6,7
6			堆積土砂の除去の実施内容	進捗有り	8
7			ゴミの不法投棄の状況及び処分の実施内容	進捗有り	9,10



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

## 維持管理

【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施

【指標】ダムの健康診断内容・補修箇所数、堤防等河川管理施設の巡視・点検及び補修の実施内容

**全体像**

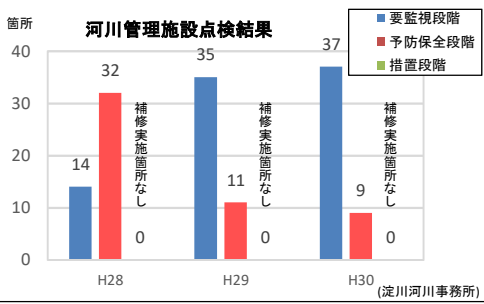
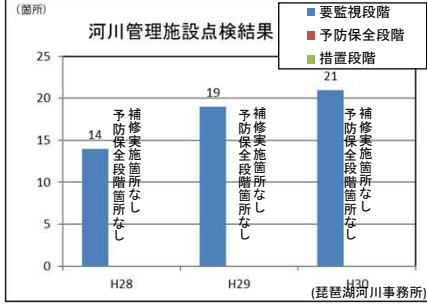


堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生防止や復旧を図る。

施設が、常に十分な機能を発揮できるよう、日常の調査、巡視・点検を行い損傷の程度や河川の状態、周辺状況等に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や巡視活動を円滑に行うため、管理用通路を確保する。  
(整備計画記載箇所:p95)

**実施方針**

「河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策」を長期間にわたり繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくというサイクル型維持管理を実施する。

実施内容	結果
<p>＜河川管理施設の点検＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(H29.4.12) 瀬田川洗堰ゲート設備点検</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(H29.6.7) 堤防点検(瀬田川)</p> </div> </div>	
<div style="text-align: center;">  <p>(H30.2) 毛馬水門(淀川)施設点検</p> </div>	


実施内容	結果
<p>＜河川管理施設の点検結果＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>河川管理施設点検結果 (淀川河川事務所)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>河川管理施設点検結果 (琵琶湖河川事務所)</p> </div> </div> <p>(※)「河川管理施設の点検結果評価要領」に基づき、評価を実施し補修等を行っており、予防保全段階箇所については、「機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態」であり、順次補修等を実施。</p>	
<p>＜河川管理施設の補修状況＞</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  <div style="margin: 0 20px; font-size: 2em;">➡</div>  </div> <p>毛馬水門 門柱鉄筋露出 補修状況</p>	
<p>堤防等の河川管理施設は定期点検時や河川巡視時に状態を把握し評価分析を行い、予防的に補修が必要な箇所については、優先度が高い箇所から順次補修を行っている。なお、天ヶ瀬ダムについては、平成28年度から平成30年度にかけて、ダムの安全性及び機能への影響がある変状は確認されていない。</p>	

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

## 維持管理

【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施

【指標】ダム健康診断内容・補修箇所数、堤防等河川管理施設の巡視・点検及び補修の実施内容

実施内容	結果								
<p>＜除草におけるコスト縮減(ヤギ除草)＞</p> <p>淀川河川事務所では除草のコスト縮減のためヤギ除草を平成28年度から試行している。ヤギ除草では、除草作業に必要となるヤギが逃げないように除草範囲の囲いが必要になるなど付随費用が発生する。</p>	<p>＜除草におけるコスト縮減(堆肥化)＞</p> <p>琵琶湖河川事務所では、堤防除草により発生した刈草は有料処分としていたが、平成22年度より一部を堆肥化し、住民への無償配布に取り組んでいる。</p>  <p>ヤギ除草試行場所 (約1,000m<sup>2</sup>)</p>  <p>除草で活躍したヤギ達</p>								
<p>(H30.7)</p>  <p>ヤギ除草前</p>	<p>(H30.9)</p>  <p>ヤギ除草後</p>								
	<p>琵琶湖河川事務所堆肥配布量</p>  <table border="1"> <caption>堆肥配布量 (m<sup>3</sup>)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>配布量 (m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>354</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>472</td> </tr> </tbody> </table>	年度	配布量 (m <sup>3</sup> )	H28	354	H29	520	H30	472
年度	配布量 (m <sup>3</sup> )								
H28	354								
H29	520								
H30	472								
	<p>＜被災した河岸の復旧＞</p> <p>復旧前 (H30.6.5)</p>  <p>野洲川</p> <p>復旧後 (H30.12.18)</p>  <p>野洲川</p>								

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(淀川本川・宇治川)】

## 維持管理

【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施

【指標】ダム機能の維持内容・堆砂量

### 全体像

ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕を継続して実施する。また、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指す。(整備計画記載箇所:p96)

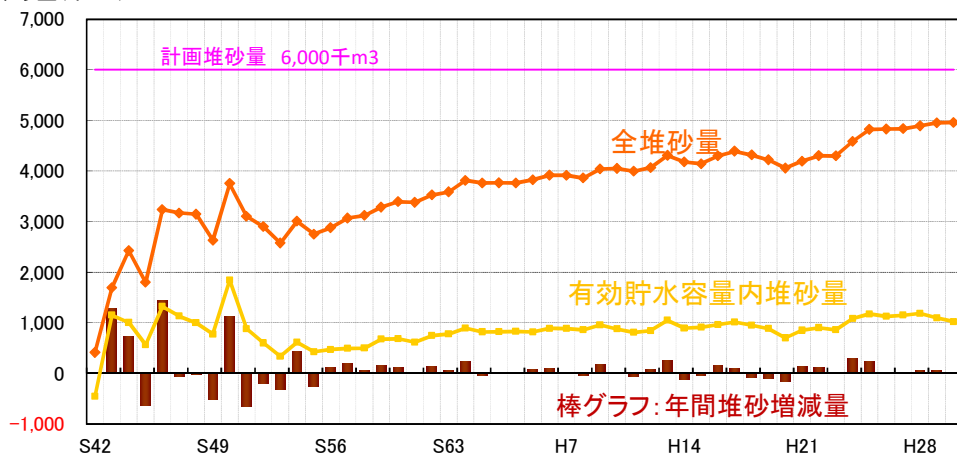
### 実施方針

堆砂量については、継続的に監視を行い、ダム機能の維持のための堆砂除去の検討を行っていく。また、アセットマネジメントの検討により、より効率的な堆砂処理を行い、ダムの延命に努める。

### 実施内容

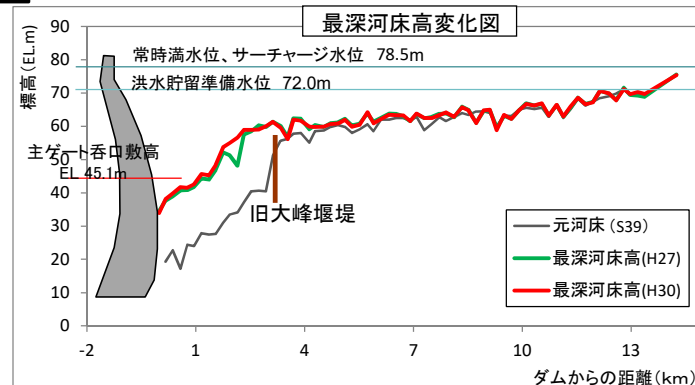
天ヶ瀬ダムは、完成後55年経過し、計画堆砂量6,000千 $m^3$ のうち、平成30年度末で堆砂量は約4,956千 $m^3$ 、堆砂率が約83%となり、堆砂が進行している。また、有効貯水容量内に約1,024千 $m^3$ が堆砂しており、これは洪水調節容量の約5.1%に相当する。

堆砂量(千 $m^3$ )



### 実施内容

### 結果



洪水調節機能の維持を目的として、対策可能な当面の堆砂対策として、平成28年度より年間約2万 $m^3$ 程度の有効貯水容量内の土砂撤去(陸上掘削)を継続実施。

平成30年度までに堆砂約68,000 $m^3$ を除去したが、永続的に除去を継続するためには、陸上掘削のみでなく水中浚渫の実施も必要があり、浚渫方法、設備等の検討を実施中である。

また、流域の総合土砂管理及びコスト縮減の観点から、下流河川への土砂還元の可能性について検討中。



平成30年度土砂撤去施工状況

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(淀川本川・宇治川、瀬田川・野洲川)】

## 維持管理

### 【観点】許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導

### 【指標】点検、修繕内容・実施数

#### 全体像

許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。

- 1) 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。
- 2) 施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。
- 3) 洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。

(整備計画記載箇所:p98)

#### 実施方針

許可工作物について、河川管理施設と同等の治水上の安全性を確保することが必要であり、河川管理施設等を良好に保つよう維持、修繕することが義務づけられていることを踏まえ、設置者が出水期前等の適切な時期に、許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインに基づき必要な点検や措置を実施するように設置者に指導等を行う。

#### 実施内容

(琵琶湖河川事務所)

許可工作物の施設管理者に対して、毎年出水期前に「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン」に基づく点検結果報告を依頼しており、河川管理者として点検結果の確認を行っている。

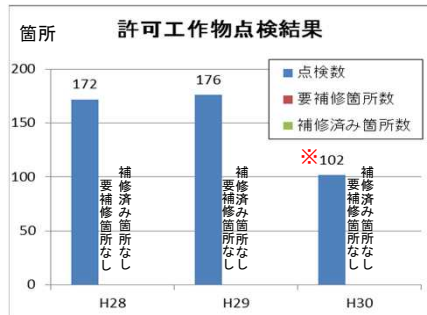
#### 結果



橋梁点検状況(瀬田川)



頭首工点検状況(野洲川)



※H30年度から点検施設数を許可施設のみに見直し補修工事のため1施設点検未実施。

#### 実施内容 結果

(淀川河川事務所)

橋梁、樋門等許可工作物の点検結果の報告を受け、同時に一部の許可工作物においては合同点検を行い維持管理について指導を実施した。



(H30.4.27)

一津屋新橋における合同点検  
(淀川 摂津市)

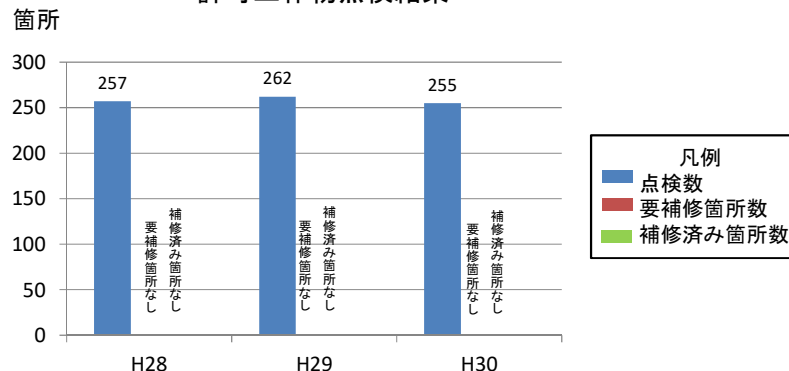


(H30.5.7)

大庭取水口における合同点検  
(淀川 大阪広域水道企業団)

設置者自らが、毎年出水期前に点検を行い、その結果は河川管理者に報告された。点検数は以下のとおり。なお、要補修箇所数及び補修済み箇所数はともに無かった。

許可工作物点検結果



※工作物の新設や廃止及び工事中により点検が出来ないことがあるため年毎の箇所数は一致しない。

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(淀川本川・宇治川)】

## 維持管理

### 【観点】河川区域等の管理

### 【指標】河道内樹木の伐採の実施状況

#### 全体像

洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画(案)に基づき伐採を実施する。

なお、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して、伐採の方法や時期を決定する。(整備計画記載箇所:p98~P99)

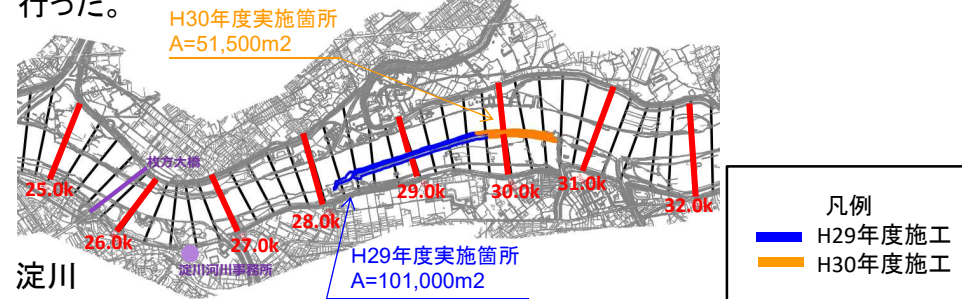
#### 実施方針

樹木伐採については、改修事業と併せて、水害や河川利用者への危険性の高い箇所や管理上支障になる箇所を対象に計画的に実施している。今後も、河道内樹木の状況を確認し計画的に樹木伐採を行っていく。

#### 実施内容

川の流れを阻害し、河川巡視に支障となる樹木について樹木伐採を実施した。

H28年度~H30年度にかけては、約15万㎡の樹木伐採を行った。



#### 実施内容

伐採前



伐採後



伐採木の配布状況

資源リサイクルの観点から、伐採した樹木の持ち帰り希望者を募り無償で提供している。

#### 結果

河川管理上支障となる箇所や現状の流下能力を低下させるおそれがある樹木の伐採を計画的に行い、河道内樹木を適切に維持している。

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(野洲川)】

維持管理

【観点】河川区域等の管理

【指標】河道内樹木の伐採の実施状況

## 実施方針

河道内樹木の伐採については、樹木の繁茂状況や地元要望等も踏まえて、引き続き計画的に実施するとともに、民間活力を活かした樹木伐採を推進する等、コスト縮減に取り組む。

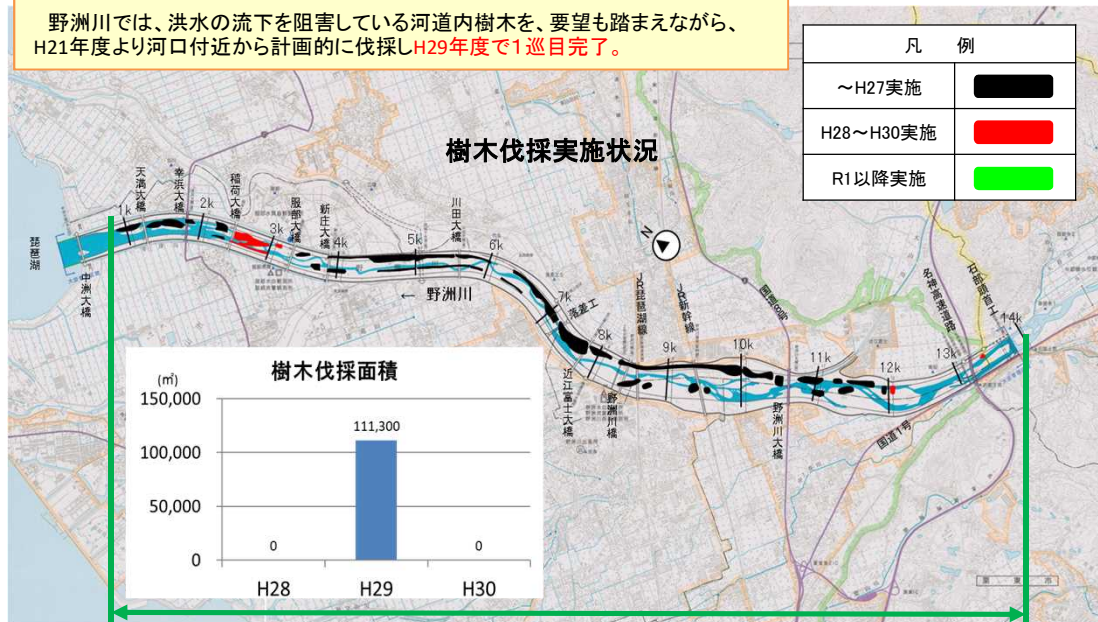
## 実施内容

## 結果

### 河道内樹木伐採

H27年度から、河道内樹木の伐採・処分費の低減を目的に、公募による樹木採取を継続実施。(野洲川)

野洲川では、洪水の流下を阻害している河道内樹木を、要望も踏まえながら、H21年度より河口付近から計画的に伐採し、**H29年度で1巡回完了**。



### 実施前

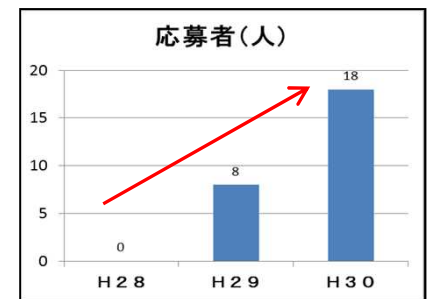


### 実施後



樹木伐採(野洲川右岸3k付近)

### 公募伐採状況



H30年度は、過年度参加者へのDM、FacebookやTwitterを活用した結果、応募者が増加した。

維持管理

【観点】河川区域等の管理

【指標】堆積土砂の除去の実施内容

全体像

河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。

淀川本川において、概ね枚方より下流のうち、航路を確保する必要があるところについては浚渫を実施する。なおその際、砂利採取規制計画に定める範囲内において、砂利採取を認める。

(整備計画記載箇所:p99)

実施方針

河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断し、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。

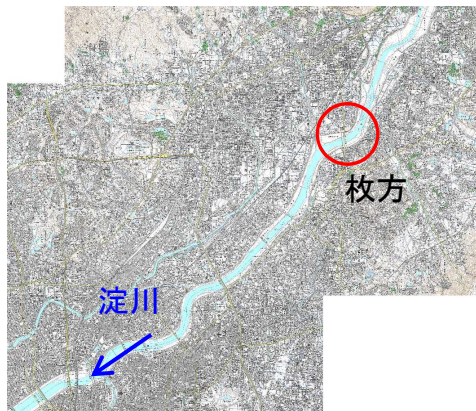
実施内容

枚方上流の航路確保のため、平成28年度に淀川本川で約3万m3の堆積土砂の除去を実施した。



(H28.2.3)

堆積土砂掘削状況(枚方地区)



航路確保箇所

実施内容

砂利等の採取に関する規制計画の範囲内において、緊急用航路維持確保や上流からの堆積土量の掘削を目的に、砂利採取を実施。



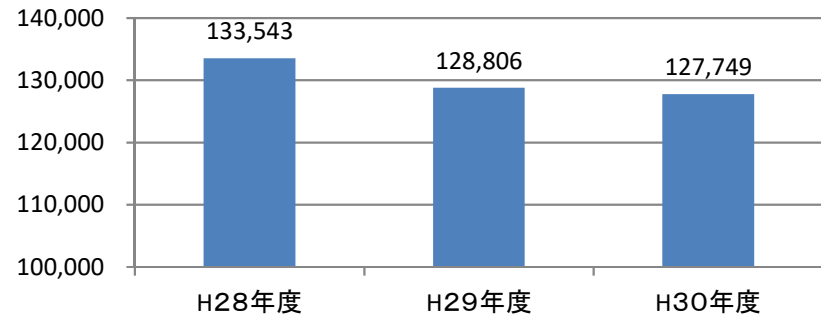
(H30.12.1)



(H30.12.1)

砂利採取業者による堆積土砂の掘削(枚方大橋付近)

砂利採取量(m3)



結果

堆積土砂の除去を実施することにより、淀川大堰から枚方までの航路が維持され、緊急時の舟運利用や観光資源としての利活用が行われているとともに、流下能力の確保が図れている。

# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(淀川本川・宇治川)】

## 維持管理

### 【観点】河川区域等の管理

### 【指標】ゴミの不法投棄の状況及び処分の実施内容

#### 全体像

「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。

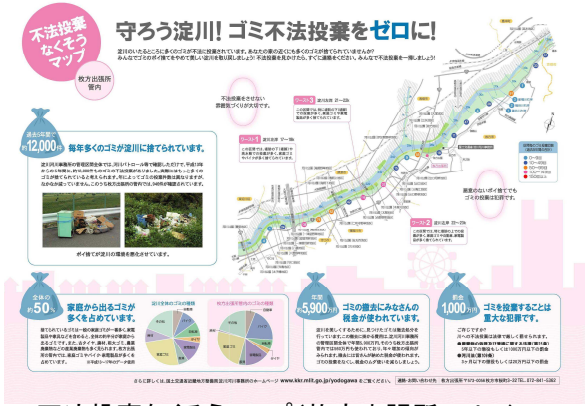
- ①良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。
- ②管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。
- ③不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。
- ④住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置、マスメディアの活用により、住民に啓発を行う。  
(整備計画記載箇所:p98~p99)

#### 実施方針

河川区域内へのゴミ投棄対策として、啓発活動、警告看板設置を進める。また、増設を進めている空間監視用CCTVは、不法投棄の抑制にもつながる。

#### 実施内容

不法投棄の現状を流域の方々を知っていただき、ゴミの不法投棄をなくしていく目的で作成した「不法投棄なくそうマップ」の配付やHPでの公表を行った。流域の方々と力を合わせ、淀川からゴミの不法投棄をなくして潤いのある豊かな水辺を取り戻していく。



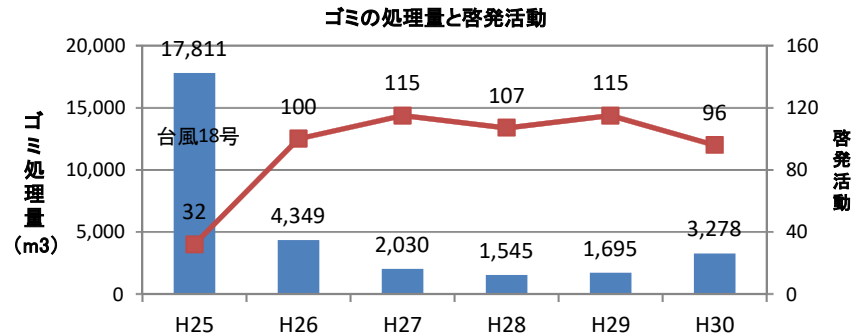
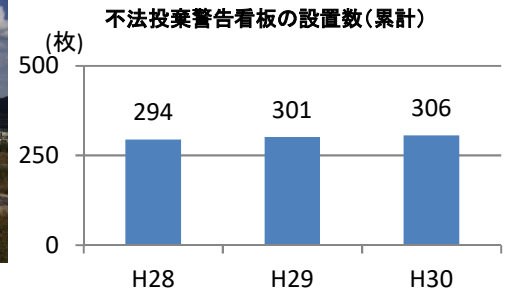
不法投棄なくそうマップ(枚方出張所エリア)

#### 実施内容

ゴミの処理を進めるとともに不法投棄を予防するための啓発も兼ねた清掃活動及び警告看板の設置を行った。



警告看板の設置例



#### 結果

平成30年度は、河川区域内のゴミを3,278m<sup>3</sup>処分した。また、住民による清掃活動等96回の啓発活動が継続して活発に実施された。近年、啓発活動、警告看板設置等の効果で、河川区域内における不法投棄の量は減少傾向にあったが、平成30年度は台風21号の影響もあり、ゴミの処分量が増加した。今後も引き続き、ゴミの不法投棄対策を進めていくとともに、効果的な対応策の検討を進めていく。



# 令和元年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(瀬田川・野洲川)】

## 維持管理

### 【観点】河川区域等の管理

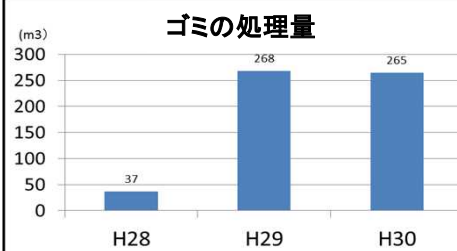
### 【指標】ゴミの不法投棄の状況及び処分の実施内容

#### 実施方針

住民と連携した清掃活動、不法投棄マップの作成、事務所HPへの掲載により、不法投棄の抑制を実施。不法投棄ごみの処理は、住民との連携強化を図りながら取り組む。

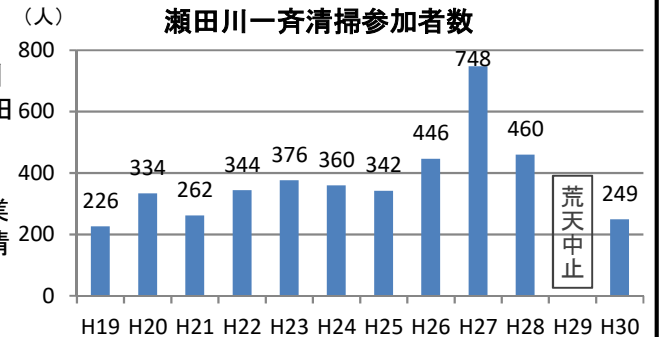
#### 実施内容 <不法投棄ごみ処理>

維持作業などにより、H28年度は約37 m<sup>3</sup>、H29年度は約268 m<sup>3</sup>、H30年度は約265 m<sup>3</sup>の不法投棄ごみを処理した。また不法投棄の現状を流域の方々に知っていただき、ゴミの不法投棄をなくしていく目的で作成した「ゴミマップ」のHPでの公表を行った。



#### 実施内容

住民等と連携した河川清掃活動を中心に、瀬田川一斉清掃を実施した。また、野洲川では、河川レンジャーの協力で企業のCSR活動として河川清掃を実施した。



瀬田川一斉清掃 (H30.10.28)



野洲川クリーン作戦 (H30.10.20)

#### 結果

警告看板設置やホームページの掲載により、不法投棄の啓発活動を行っているが、今後も引き続き、ゴミの不法投棄対策を進めていくとともに、効果的な対応策の検討を進めていく。